

第4章

子ども・子育て支援の 具体的な展開

子どもたちが希望を持ち
健やかに過ごせるまちづくり

安心して産み育てられる
子育て世代への総合的支援

子どもと子育て家庭を
地域社会全体で応援する施策の充実

基本施策4 子どもの「生きる力*」を育む

基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

ページの見方・凡例

第4章では、第六次子どもプラン武蔵野の具体的な展開として、5つの基本施策に基づき、29の施策とその施策を推進するための事業を掲載しています。

事業には、「重点事業」、「個別事業」があります。

(凡例)

基本施策
1

子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

施策1-1 子どもの権利*を保障する取組みの推進

現状と課題

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければなりません。子ども最善の利益を尊重する社会の実現に向け、……

現状と課題

社会情勢、各種調査及び武蔵野市の状況等を踏まえた「現状と課題」について記載しています。

施策の方向性

子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向け、令和5年4月に施行された武蔵野市子どもの権利条例に基づき……

施策の方向性

第六次子どもプラン武蔵野の計画期間中に取組む「施策の方向性」について記載しています。

重点事業

1 武蔵野市子どもの権利条例の理解・普及啓発 子ども子育て支援課、市民活動推進課、指導課	
目的	権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設*、地域等の一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利*が尊重されるまちをつくります。
事業概要	児童虐待、不登校、いじめ、子どもの自殺等、子どもを取り巻く状況に対応していくため、子どもが権利の主体として、まちの一員として安心して暮らすことのできる子どもの権利が尊重されるまちを目指し、令和5年4月に「武蔵野市子どもの権利条例」が施行されました。この条例を広く市民、保護者、児童…

重点事業

第六次子どもプラン武蔵野の計画期間中に重点的に取組む事業の〈目的〉と〈事業概要〉を記載しています。

個別事業

2 子どもの権利*に関する学習機会の確保 子ども子育て支援課、指導課	
	「子どもの権利*」について、より深く学習し、日頃から実践できるようにするために、市民や育ち学ぶ施設の関係者等に向けて、どこでもミーティングや子どもの権利の研修会等を開催し、学習の機会を確保していきます。また、児童・生徒に向けて、道徳授業地区公開講座等を活用し、子どもの権利学習を行います。

個別事業

重点事業以外の、個別の事業について、事業概要を記載しています。

基本施策
1

子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

施策1-1 子どもの権利*を保障する取組みの推進

現状と課題

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければなりません。子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向け、令和5(2023)年4月に武蔵野市子どもの権利条例が施行されました。

今後、子どものみならず、保護者や市民、育ち学ぶ施設*の関係者等に子どもの権利*及び本条例の周知を行っていく必要があります。さらに、子どもの権利*について、より深く学習し、誰もが日頃から実践できるようにするため、研修会等の機会も必要です。

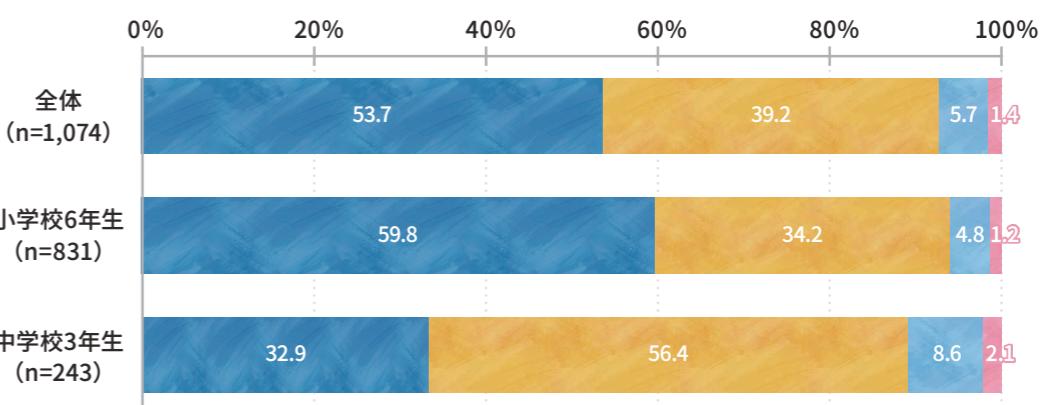
また、子どもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与え、また変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、子どもの主体性を高めることにつながります。そのため、子どもの意見表明や参加の取組みを充実させていく必要があります。

さらに、子どもの権利*を守るとともに、子どもの権利*が侵害された場合の救済を行うための、体制整備が必要です。

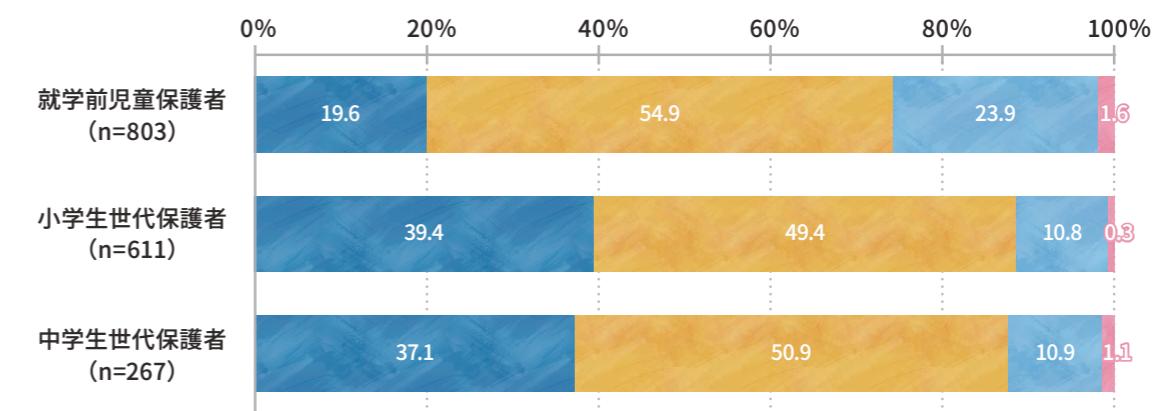
子どもの権利条例の認知度

Q.武蔵野市子どもの権利条例を知っていますか?

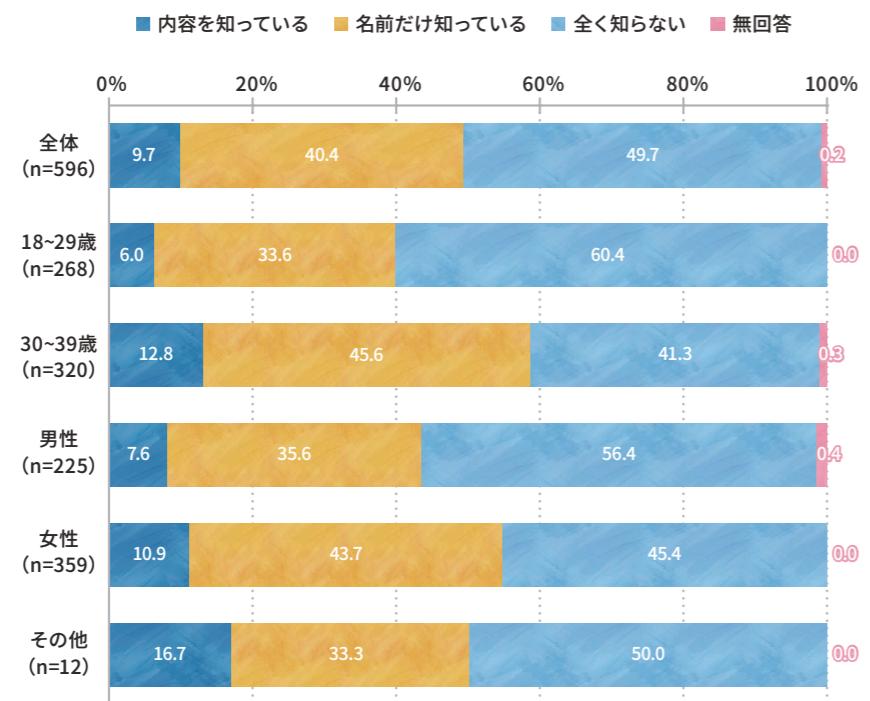
■ 内容を知っている ■ 名前だけ知っている ■ 全く知らない ■ 無回答



資料:令和5年度 武蔵野市子どもの学習・生活に関する調査報告書(令和6年1月)



資料:令和5年度 武蔵野市子ども・子育てに関するアンケート調査報告書(令和6年10月)



資料：令和5年度 武蔵野市青少年に関するアンケート調査報告書（令和6年10月）

施策の方向性

子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向け、令和5(2023)年4月に施行された武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どものみならず、保護者や市民、育ち学ぶ施設*の関係者等に条例及び子どもの権利*の周知啓発や学習の機会を提供します。さらに、いじめ防止対策の充実、子どもの居場所づくりの推進、子どもの意見表明や参加の機会の確保等の取組みを行います。

また、子どもの権利*を守るとともに、子どもの権利*が侵害された場合の救済を行うため、子どもの権利擁護センターを設置し、子ども等からの相談対応を行いながら、子どもに寄り添い、関係者・関係機関との調整等を行います。

重点事業

1 武蔵野市子どもの権利条例の理解・普及啓発 子ども子育て支援課、市民活動推進課、指導課

目的	権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設*、地域等の一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利*が尊重されるまちをつくります。
事業概要	児童虐待、不登校、いじめ、子どもの自殺等、子どもを取り巻く状況に対応していくため、子どもが権利の主体として、まちの一員として安心して暮らすことのできる子どもの権利*が尊重されるまちを目指し、令和5(2023)年4月に「武蔵野市子どもの権利条例」が施行されました。この条例を広く市民、保護者、児童生徒に周知するため、市報やリーフレット、啓発動画等による広報や、武蔵野市子どもの権利の日イベントの開催に取り組んでいきます。また、いじめや家庭での悩みごとの相談先を記載した「子どもの人権相談啓発カード」を3年毎に作成し、市立小中学校の全児童生徒、庁内関連部署に配布します。

個別事業

2 子どもの権利*に関する学習機会の確保 子ども子育て支援課、指導課

「子どもの権利*」について、より深く学習し、日頃から実践できるようにするために、市民や育ち学ぶ施設*の関係者等に向けて、どこでもミーティングや子どもの権利*の研修会等開催し、学習の機会を確保していきます。また、児童生徒や保護者、地域の方に向けて、道徳授業地区公開講座等を活用し、子どもの権利学習を行います。

3 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり 子ども子育て支援課、環境政策課、指導課

子どもが市民の一員として、市のまちづくりに参加できるよう、庁内全体に子どもの権利条例の普及啓発を行うとともに、庁内各課が子どもに関わる施策等の決定過程において、子どもが市政に対し意見を表明し、社会参加できる多様な仕組みづくりを推進します。また、子どもの日頃の学校での活動の様々な場面における、意見表明や参加を促進していきます。

子どもプラン武蔵野等の子どもに関わる計画等を策定する際には、子どもを対象としたパブリックコメントやヒアリング等を実施します。また、中高生が自分たちの世代に向けた事業についての提言を行うTeens ムサカツや、むさしのエコreゾート*で高校生・大学生による環境を切り口としたプロジェクトを実施します。

4 子どもの権利*侵害に関する相談・救済 子ども子育て支援課

令和6(2024)年度に開設された武蔵野市子どもの権利擁護センターにて、子どもに関する相談に応じ、武蔵野市子どもの権利擁護委員による必要な支援・調整活動を通して、子どもの権利*を守るとともに、子どもの権利*が侵害された場合の救済を行います。

コラム

子どもの権利擁護センターができました！

子どもの権利擁護センターには、市長から委嘱された有識者の子ども権利擁護委員、擁護委員を補佐する資格職の相談・調査専門員及び事務職員がいます。

子どもや保護者等から幅広い相談を受け、対応を行いますが、個別の相談対応を通じて子どもの権利の視点から制度の改善点等を見つけ、市長の附属機関として市に意見していく役割を持っている点が、これまでの相談機関と大きく異なります。また、今までの公的機関では丁寧な対応が難しい相談、例えば「友達の〇〇ちゃんと喧嘩して悩んでいる」等にも、子どもが問題解決の主体であるという視点を持って、対応していくことも特徴です。

さらに、子どもの権利を広く知ってもらうために学校や市の行事にも参加したり、研修の講師をしたりして、子どもの権利の啓発活動も行っています。

武蔵野市
子どもの権利条例
マスコットキャラクター

ミミワン



施策1-2 子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築

現状と課題

近年、家族構成や就労・経済状況の変化、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、子育ての負担感も増大しています。市では、それぞれの子ども・子育て家庭の状況に応じて、様々な専門的支援を実施していますが、実態に即した柔軟かつきめ細やかな対応ができるよう機能の強化が求められています。

■子ども・子育て支援に係る相談件数等の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦相談・妊婦面接(人)	1,168	1,165	1,165	1,195	1,161
子ども家庭支援センター年間相談実件数(件)	1,729	1,677	1,599	1,584	1,615
健康課専門職相談件数(妊産婦・乳児・幼児)(件)	8,713	8,253	9,680	10,155	10,967
乳幼児発達相談受診延べ人数(人)	429	211	301	364	452
武蔵野市児童発達支援センター*みどりのこども館*・相談部ハビット*継続相談件数(件)	2,083	1,903	2,110	3,311	3,663
武蔵野市児童発達支援センター*みどりのこども館*・相談部ハビット*相談実人数(人)	835	842	858	869	864
就学相談受付件数(人)	90	95	117	126	122
教育支援センター*相談件数(件)	13,767	12,918	15,002	14,864	12,842
スクールソーシャルワーカー*支援対象者数(人)	54	124	145	173	227

このような中、国は児童福祉法の一部を改正し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能を一体的にし、相談支援を行う機関として、「こども家庭センター*」の設置に努めることを規定しました。

本市では、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携して包括的に支援することを目的として、子どもと子育て家庭の支援を担う3センター（子育て世代包括支援センター*、児童発達支援センター*、教育支援センター*）の実務者連絡会を開催し、円滑に連携していくための意見交換等を行ってきました。

令和6（2024）年4月から「こども家庭センター*」を整備し、母子保健及び児童福祉の一体的な相談体制を推進していますが、今後さらに全ての子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制を構築していく必要があります。

施策の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援・相談体制として子育て世代包括支援センター*を整備してきました。今般の児童福祉法等の改正を受け、児童福祉と母子保健の一体的な相談体制を構築するため、こども家庭センター*の設置及び地域子育て相談機関の整備を行い、さらなる連携の推進を図ります。

妊娠前の時期から出産・子育てまでを誰もが安心して迎えられるように、産科・小児医療機関等との連携強化を図ります。

重 点 事 業

5 子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築 子ども子育て支援課、障害者福祉課、健康課、教育支援課	
目的	全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるよう子どもと子育て家庭を切れ目なく支援します。
事業概要	妊娠期からの切れ目のない支援・相談体制として子育て世代包括支援センター*を整備してきました。今般の児童福祉法等の改正を受け、こども家庭センター*を整備し、児童福祉と母子保健の一体的な相談体制を構築するとともに、地域子育て相談機関の整備を行い、さらなる連携の推進を図ります。
6 保健センター増築・複合施設の整備 健康課、障害者福祉課、子ども子育て支援課、教育支援課	
目的	保健センターの増築及び大規模改修において、子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設として整備し、子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制を構築します。 妊娠期から切れ目なく子どもと子育て家庭への支援を行う総合拠点を整備します。
事業概要	保健センターの増築及び大規模改修を行い、保健衛生機能を充実させ、かつ子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設として整備します。児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を施設内に設置し、多部門・多職種の連携による子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制を構築します。

個 別 事 業

7 障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもへの支援体制の強化 障害者福祉課、子ども子育て支援課、健康課、教育支援課	
	児童発達支援センター*みどりのこども館*（運営：（社福）武蔵野*）は、地域の中核的な療育支援施設として、療育の質の向上と相談支援の充実を図ってきました。引き続き、様々な状況にある子どもに対し、適切な発達支援の提供に繋げるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上に取り組みます。 子どもやその家庭が、必要な時に相談をすることができ、それぞれの発達段階に応じて適切な支援を受けられるとともに、情報提供や当事者同士が交流できる機会を設ける等、支援体制を強化します。

8 子育てひろばと母子保健事業の連携強化 子ども子育て支援課

こうのとり学級の2日目を子育てひろばで実施する、妊娠期から子育てひろばに足を運ぶ等出産後の過ごし方がイメージできるような取組みを推進し、市内の子育てひろばの利用率向上を図るとともに、両事業が連携して子どもと子育て家庭の支援を行えるような体制づくりを推進します。

9 子ども支援に関する庁内連携の推進 子ども子育て支援課

子どもが障害や生活環境のほか、現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭にいる状況等において、それらに左右されることなく地域の中で健やかに成長するための環境づくりを行うため、庁内関係部署による連携を推進するための会議等を開催し、情報共有のほか、支援における課題への対応についての検討を行います。

10 民生委員・児童委員との連携の推進 地域支援課

各地区の民生委員・児童委員は、福祉に関する幅広い相談を受け、相談の内容に応じ市の窓口や関係機関への橋渡しをします。また、児童福祉に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」は、子ども家庭支援センター、児童相談所*といった関係機関と連携して、相談受付、見守り等を行います。

11 障害児通所事業の質の向上 障害者福祉課

放課後等デイサービス*等の障害児通所支援施設について、サービスの内容と量を把握とともに、事業者連絡会等を活用して、各事業所間の情報交換や連携を図りサービスの質の向上を目指します。

12 医療的ケア児*、重症心身障害児など特別な支援が必要な障害児への支援体制の整備
健康課、障害者福祉課、子ども育成課、児童青少年課、教育支援課

医療的ケアが必要な児童の地域での生活を支えるため、健康課に医療的ケア児コーディネーター*を設置し、家族からの相談等に応じます。また、市立保育園及び市立小中学校において、医療的ケア児*の受け入れを行います。また、各施設の医療的ケアのガイドラインに則り、医療的ケア児*及びその家族を支援するため、研修への参加、情報共有等により体制の整備を進めます。

学童クラブにおいても、医療的ケア児*を受け入れるためのガイドラインを策定し、学童クラブの体制及び設備で対応することのできる児童の受け入れを行います。

桜堤ケアハウス内においては、市が実施する放課後等デイサービス*施設パレットを安定的に運営し、肢体不自由児や医療的ケア児*を対象とした支援体制の充実を図ります。

13 乳幼児発達相談・発達健診 健康課

乳幼児健康診査等で発達上、経過観察が必要な乳幼児に対し、健康、発達に関する個別の相談・健診を実施します。

14 幼児教育・保育における発達に心配のある子どもや保護者への支援 子ども育成課

幼稚園・保育所・認定こども園へのハビット*による巡回や地域支援講習会等を実施します。保育相談員による保育所への巡回相談や保護者面談を実施します。発達に心配のある子どもが増えている中、保育における事例検討等を実施し、保育所間の情報共有を深め、発達に心配のある子どもや保護者への支援の充実を図ります。

15 妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付 健康課

妊娠中から出産・子育て期まで安心して過ごすことができるよう、妊娠期からの継続的な相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

16 妊産婦に対して健康診査を実施する事業 健康課

妊娠婦の健康管理や疾病の早期発見・予防のため、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を実施します。また、妊娠の口腔疾患の早期発見及び早期治療を図るとともに、口腔衛生指導及び生活指導により、妊娠中の健康で快適な生活と胎児の健全な歯牙形成に寄与することを目的に、妊婦歯科健康診査を実施します。

17 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 健康課

母親が育児不安を強く感じやすい乳児期早期に、保健師や助産師が全ての家庭を訪問し、乳児と保護者の健康状態を確認し、保護者の育児全般の相談に応じます。

18 産後ケア(宿泊型・日帰り型・訪問型)事業 健康課

産後1年未満の母とその子を対象に、医療機関等や自宅で助産師等が、母体や乳児へのケア、育児のサポート(育児相談、授乳支援、もく浴等)等のサービス(宿泊型、日帰り型及び訪問型の3種類)を行います。

19 ゆりかごむさしの面接 健康課

全ての妊婦を対象に、専任の保健師等が「ゆりかごむさしの面接(妊婦面接)」を実施します。市の母子保健サービスの紹介や妊娠中の過ごし方等について話し、妊娠中の様々な疑問や不安に寄り添い、サポートします。

20 乳幼児健康診査 健康課

子どもの発育・発達の確認をし、親が日頃感じている心配事を一緒に考えていく場として、各健康診査を実施します。

21 こうのとり学級 健康課

初妊婦とパートナーを対象に、もく浴や抱っこの実習、赤ちゃんを迎える心構え等の話を通じて妊娠中の不安を解消することを目的に実施します。また、子育てひろばで講座を実施し、孤立しがちな親同士の地域での仲間づくりも援助します。

22 妊娠や出産に関する相談(マタニティ安心コール) 健康課

妊娠や出産に関する不安なこと、わからないこと等について、専任の助産師・保健師等が相談を受け付けます。

23 ゆりかごむさしのフェスティバル 健康課

妊婦と乳幼児のいる家庭を対象に地域の関係機関と連携して、妊娠期から子育て期の家庭にとって必要な情報を発信し、相談機関として保健センターを周知します。

24 育児学級(離乳食教室・健診後フォロークラス) 健康課

乳児の発達段階に応じた離乳食教室を実施し、乳幼児期の育児についての基本的な知識を習得したり、育児経験や地域での交流の少ない母親に対し、育児に対する不安をグループの力を通じて解決する等、子育て支援を行います。

25 育児相談(ベビーサロン) 健康課

1か月健診終了後から1歳未満の乳児とその親を対象に、助産師・保健師・管理栄養士等が子育ての相談に応じたり、子育てをするうえでのヒントを紹介するとともに、赤ちゃんのいる親同士で悩みを分かち合う機会を提供します。

26 親支援グループミーティング事業 健康課

支援が必要な家庭の母親に対し、育児不安の軽減や育児スキルの向上、孤立感の解消と仲間づくりを図るためグループミーティングを実施します。

27 乳幼児歯科相談 健康課

むし歯予防教室を開催し、受講後に継続的な診査、指導、処置等を行うことで乳幼児の口腔の健全な発育発達を促し、心身の健康増進に寄与することを目的として実施します。

28 未熟児養育医療給付事業 健康課

身体の機能が未成熟なまま生まれた乳児で、入院し養育を受ける必要があると医師が認めた場合の医療費を助成します。

29 医療機関等との連携強化 健康課

医療機関や子育て支援施設等との連携会議を定期的に開催し、健康診査や相談事業等のさらなる充実を図ります。妊娠前の時期から出産・子育てまでを誰もが安心して迎えられるように、産科・小児医療機関等との連携強化を図ります。

30 小児・周産期救急医療の充実 健康課

地域の中核病院である「武蔵野赤十字病院」に対し、小児・周産期救急医療の基盤整備のための財政的支援を引き続き行います。

**施策 1-3 それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援****現状と課題**

子どもの将来は、その生まれ育った環境によって左右されるべきではありません。

令和4（2022）年国民生活基礎調査における相対的子どもの貧困率は11.5%と、平成30（2018）年の14.0%と比較し改善しているものの、ひとり親世帯においては依然44.5%と半数近くが困窮している状況となっています。

調査方法が異なるため単純な比較はできませんが、本市において令和5（2023）年度に実施したアンケート調査では、本市における相対的子どもの貧困率は2.5%という結果となりました。同アンケート調査では、単純な世帯収入からみた困難だけでなく、支払いが行えない等の家計の逼迫や、子どもの体験、所有物の欠如等の視点も踏まえた、「生活困難層*」を定めています。

当該層では、一般層と比較することで、「読み書き計算等の基礎的な学習への支援をしてくれるところ（無料または安い価格で）」や「家族以外の人たちと集まって食事ができるところ（無料または安い価格で）」を必要とする傾向があることがわかりました。

■子どもに必要と思われる支援

Q.お子さんにとって、必要と思われる支援はどのようなものですか。（複数回答）

N=267

子ども自身の進路や生活などについて、何でも相談できるところ

自然体験や集団遊びなど、多様な生活機会を提供してくれるところ

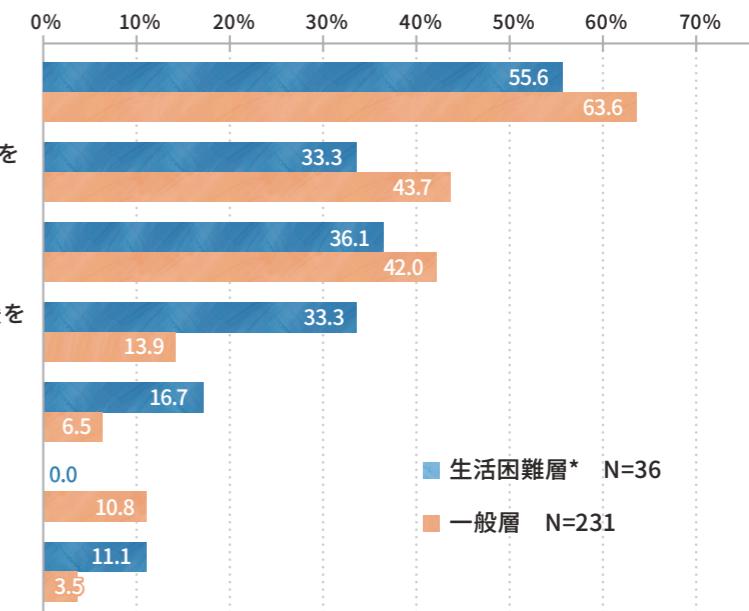
地域で過ごせる居場所

読み書き計算などの基礎的な学習への支援をしてくれるところ（無料または安い価格で）

家族以外の人たちと集まって食事ができるところ（無料または安い価格で）

どれも必要ではない

その他



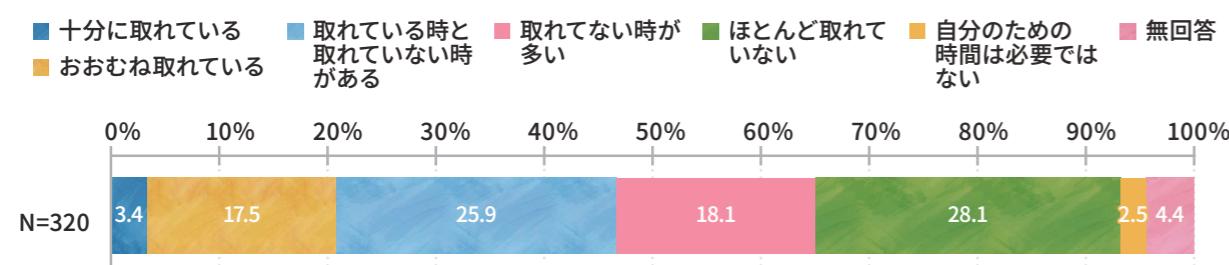
資料：令和5年度 武蔵野市子ども・子育てに関するアンケート調査報告書（令和6年10月）

ひとり親家庭は、特に経済的困窮に陥りやすいことが指摘されています。加えて、経済的な負担だけでなく、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てない場合も多いといわれています。また、ひとり親家庭の保護者は、自分のための時間を取っていない傾向があり、心身の負担も大きいことが懸念されます。

子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、一人ひとりの子どもや子育て家庭に対して、より一層きめ細かな支援が求められています。

■ 1週間のうち自分のために使える時間

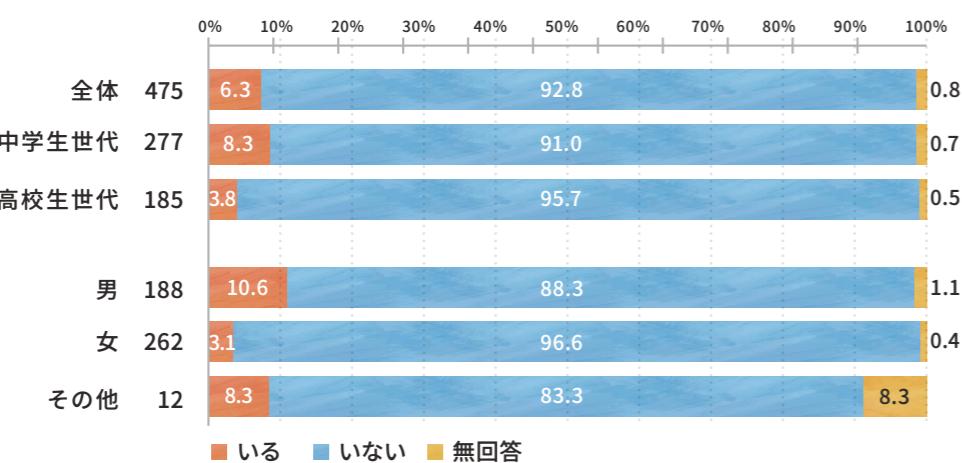
Q.あなたは普段、1週間の中で子育て・家事・仕事から離れて、
自分のために使える時間を取りていますか。



資料:令和5年度 武蔵野市ひとり親家庭アンケート調査報告書(令和6年10月)

■ 家族の世話等の状況

Q.家族の中にあなたがいつも助けたり、お世話をしている人はいますか?



資料:令和5年度 武蔵野市青少年に関するアンケート調査報告書(令和6年10月)

なお、いわゆる「子どもの貧困」の定義は様々議論があるところです。本市においては、子どもの貧困は、一義的には子どもの経済的困窮を指す言葉であるものの、子どもの貧困対策としては、それに限らず全ての子どもが現在そして将来にわたり、貧困状態に陥ることを防ぐという観点から、必要な施策を総合的に実施することが必要であると認識しています。

昨今、新たにヤングケアラー*の問題が顕在化してきました。子ども・若者育成推進法において、ヤングケアラー*について「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義され、ヤングケアラー*を関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上規定されたことに伴い、ヤングケアラー*への支援強化がより一層求められています。

施策の方向性

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがないよう、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな支援が必要です。関係部署及び関係機関、地域の民間団体の支援活動との連携の仕組みを構築し、複合的な支援を行います。また、利用者が自身のニーズにあわせてサービスを選択できるような多様な事業のあり方を検討します。

ひとり親家庭に対して、引き続き経済的支援を行うとともに、経済的に自立できるように就業支援等を行います。また、生活の安定のために、ホームヘルプサービスなど日常生活支援を行います。

ヤングケアラー*をはじめとした、現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭が顕在化しています。ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、ケアラーへの継続的な支援体制について全庁的な検討を行います。

(※この施策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市の「子どもの貧困対策についての計画」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」中の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(自立促進計画)」として位置づけます。)

重 点 事 業

31 子どもの貧困対策の推進 子ども子育て支援課

目的 子どもの現在及び将来が貧困等の環境要因に左右されることのないよう、関係機関の連携のもと、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

事業概要 子どもの貧困対策に係る事業について、支援に関する事業や情報提供を継続的に行うとともに、国や東京都の動向や社会情勢を踏まえつつ、既存事業の拡充や、新たな取組みの必要性についても検討を行います。関係機関との連携のもと、それぞれの子どもが自分に合ったサービスを選べるよう、多様な事業のあり方を検討し、必要に応じて新たな取組みを実施します。

ケアを必要とする家族がいる家庭全体への包括的な支援のあり方の検討

32 子ども子育て支援課、地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課、子ども育成課、児童青少年課、指導課、教育支援課

目的 現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭への相談支援体制や、分野横断的な連携による支援体制を構築します。

事業概要 ヤングケアラー*をはじめとした現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭が顕在化しています。ヤングケアラー*の実態把握や、ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、ケアラーへのライフステージで途切れることのない継続的な支援体制について全庁的な検討を行います。

個別事業

33 生活困窮者*学習支援事業 生活福祉課

生活保護、生活困窮、児童扶養手当受給世帯の子ども（小学3年生から中学生まで）を対象に教室型・サポート型の学習支援を実施します。基礎学力定着と進学を支援することで社会的自立を支援し、貧困の連鎖を防止します。

34 生活困窮世帯への支援 生活福祉課

生活に困窮している世帯に対して、必要に応じて、生活保護制度や生活困窮者*自立支援制度を活用しながら、課題の解決に向けた相談支援を行います。

35 次世代育成支援プログラム 生活福祉課

次世代育成支援員を配置し、生活保護受給世帯を中心とする学齢期の子どもやその保護者について、子どもの高校及び大学等への進学意識を高め、貸付資金や奨学金等の情報提供及び自立促進事業等の活用によって子どもの進学を支援する等により、教育の機会均等化及び将来の職業選択の範囲拡大を図ることで、子どもの社会的自立を促します。

36 子育て家庭への経済的支援の実施 子ども子育て支援課

全ての子どもが、その家庭の経済状況に関わらず健やかに育つことができるよう、児童手当、子どもの医療費助成を実施します。また、ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立の促進のために児童扶養手当等の各種手当、医療費助成、住宅費助成を実施します。

37 障害のある子どもとその家庭への経済的支援の実施 障害者福祉課、子ども子育て支援課

障害のある子どもとその家庭に対し、障害児福祉手当、心身障害者福祉手当、特別児童扶養手当等の支給を行います。

38 就学援助費制度の実施 教育支援課

経済的理由により就学困難と認められる、市立・国公立小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の一部を援助します。

39 市営住宅・福祉型住宅の子育て世帯用の住宅支援の実施 住宅対策課

市営住宅の入居者選考において、ひとり親世帯や小学校就学前の子どもが2人以上いる世帯等の居住の安定確保が必要な方について、抽選の際の優遇措置を実施します。また、福祉型住宅の入居者募集においては、高齢者や障害者に加えて、ひとり親世帯用や子育て世帯用の募集を実施します。

40 (社福)武蔵野市民社会福祉協議会*による経済的支援の実施 地域支援課

子育て家庭の生活の安定や子どもの教育等の機会均等を図るために、支援が必要な家庭に対し、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*において、生活福祉資金貸付事業や受験生チャレンジ支援貸付事業、高校生教材代の助成、むさしのジャンボリー事業*への参加費の支給等の経済的支援を実施します。

41 ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実 子ども子育て支援課

ひとり親の方が相談しやすい環境を整備し、総合的な相談窓口として、母子・父子自立支援員*が生活全般の相談に応じ、多様な制度を活用してきめ細かな支援を行います。また、家庭での養育が困難な母子世帯に対し、施設への入所を援護し、自立に向けた支援を行います。

民法改正（共同親権、法定養育費の導入等）の動向を見定めつつ、今後必要となるひとり親支援の施策を検討します。

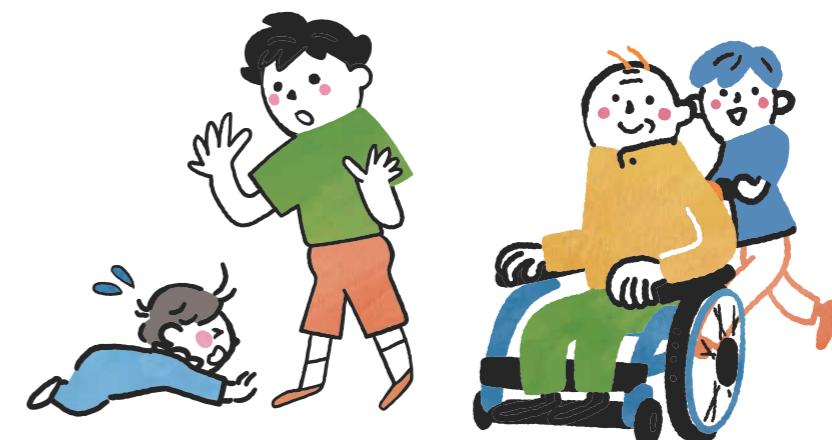
42 障害のある子どものきょうだい児への支援 障害者福祉課

特別な支援が必要であったり、障害のあるお子さんのきょうだい児を対象にした、悩みを共有したり、思いを話し合うことのできる「きょうだい交流会」を継続して行います。

43 外国人市民*への支援 多文化共生・交流課、教育支援課

外国人市民*が日本人市民と同様に、出産・子育て等ライフステージに応じて生じる課題について、適切な支援を利用できるよう、言語的支援を含め、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わる様々な組織・部署、人の連携を図ります。

外国人市民*の教育を受ける機会が失われることのないよう、教育制度の理解促進を図るとともに就学の手続をサポートし、希望する進路を選択できるよう、相談支援及び日本語の学習支援を継続します。



施策1-4 児童虐待の未然防止と対応力の強化

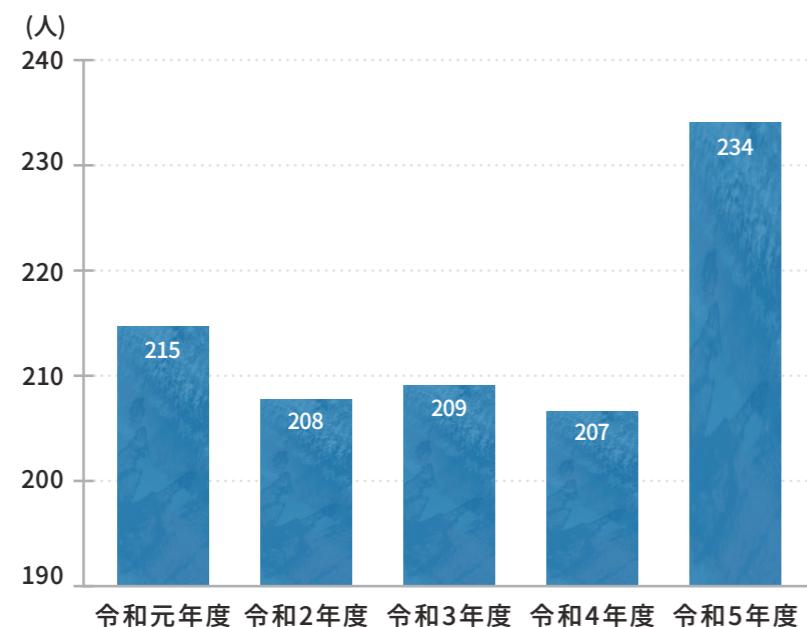
現状と課題

児童虐待の背景には複雑な要因が重なり、単独の機関での対応が困難な事例が増加しています。特に、複数の課題を抱える家庭では関わる機関が多岐にわたるため、連携体制の強化がより重要となります。

子育て支援ネットワークを活用した情報共有と連携体制の強化とともに、子ども家庭支援センターの体制強化や相談員の専門性向上が求められています。

また、関係機関の児童虐待への対応力強化や未然防止のための啓発活動等を行っていく必要があります。

■過去5年間の新規虐待対応児童数

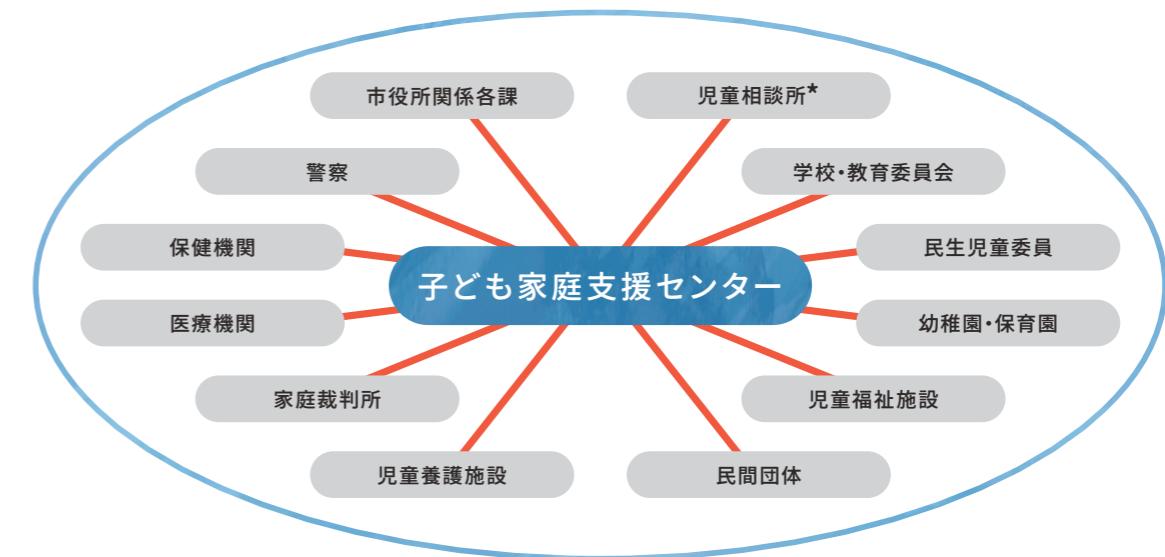


施策の方向性

児童虐待の防止及び養育困難家庭に対する支援について、相談体制をさらに強化するため、子育て支援ネットワークにおける情報共有を行いながら、各関係機関の連携を強化し、支援の充実を図ります。また、児童虐待を未然に防止する啓発活動等を引き続き行っていくとともに、それでも児童虐待は起こり得るという認識のもと、対応力を強化します。

東京都では多摩地域に新たな児童相談所*の設置を予定しており、本市の管轄の児童相談所*が市内に整備予定となっています。新たな児童相談所*とも今後も適切に連携を行い、対応力の強化に努めていきます。

■子育て支援ネットワークイメージ図



個別事業

44 養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業 子ども子育て支援課

児童虐待のおそれや児童の養育に困難があり、特に支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業を実施し、専門支援相談員や家事・育児を行う訪問支援員を派遣します。

45 児童虐待・養育困難家庭への支援の強化 子ども子育て支援課

子ども家庭支援センターを調整機関とする子育て支援ネットワークにより、児童虐待及び養育困難家庭に関する情報や援助方針を共有し、適切に支援するとともに、各関係機関の連携を強化し、支援の充実を図ります。

また、児童虐待を未然に防止する啓発活動等を引き続き行っていくとともに、関係機関への研修も行います。

46 子育て家庭への総合相談事業 子ども子育て支援課

18歳未満の子どもがいる家庭に対する総合相談を行います。また、家庭内の問題に関する継続的な相談や必要に応じて他機関の紹介を行います。

47 子育て支援ネットワーク事業 子ども子育て支援課

児童福祉法上の要保護児童対策地域協議会にあたる守秘義務の課せられたネットワークの構築により、支援が必要な家庭への適切な対応を行うための基盤を整備します。

48 虐待予防の強化 健康課、子ども子育て支援課

児童福祉と母子保健の一体的運営により、支援が必要な妊産婦や乳幼児のいる家庭への対応を強化します。

母子健康手帳の交付時の妊婦面接や乳幼児健康診査、専門職による支援等から個別の状況を把握し、医療機関等の関係機関と連携しながら家庭への早期支援を行うことで、虐待予防を推進します。乳幼児健康診査未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していない児童の状況を把握し、支援が必要な家庭には、地域や関係機関と連携した支援を進めます。

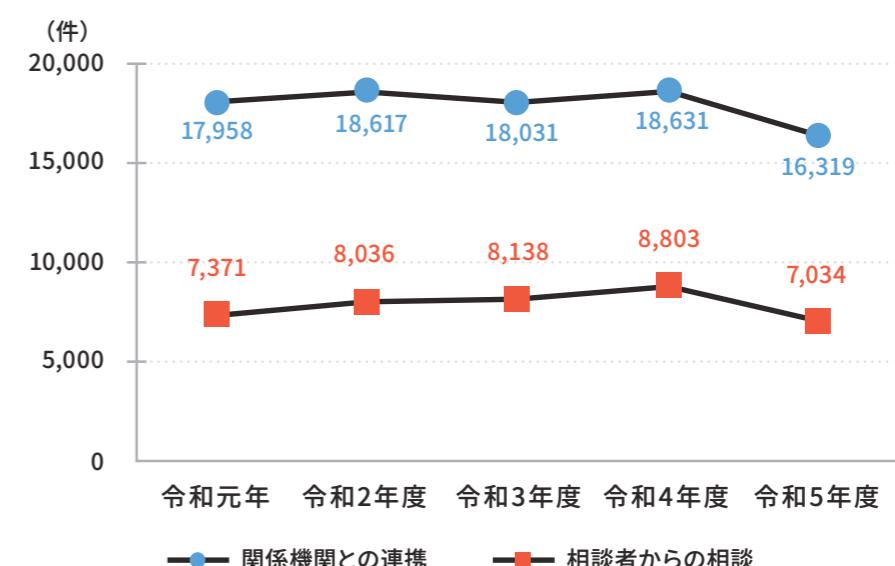
49 配偶者等暴力被害者支援 子ども子育て支援課、市民活動推進課

啓発講座の実施や、男女平等推進センター等各相談実施機関との連携により、配偶者等からの暴力被害の未然防止と早期発見に努めます。迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど被害者の安全を確保します。家庭での養育が困難な母子世帯は、施設への入所を援護し、生活再建や問題解決への支援をします。子どもの目前でふるわれる配偶者等の暴力は児童虐待に当たります。このような状況に置かれる子どもに対し、子ども家庭支援センターが各機関と連携して支援します。

施策 1-5 福祉専門職配置による相談支援体制の強化**現状と課題**

近年、子どもや子育て家庭に関する相談内容は、多様化、複雑化、困難化しており、専門的な知識や技能を必要とする相談や、複数の分野にまたがる課題が増加しています。

このような状況に対応するためには、福祉分野を中心に、専門性の高い福祉職を配置し、育成していくことが重要です。また、福祉職の育成に向けては、研修の充実や実務経験の積み上げ、多様な専門家との連携等、様々な取組みが必要です。

■子ども家庭支援センター延べ対応件数の経年変化**施策の方向性**

相談内容が多様化・複雑化・困難化し、専門性が必要とされる相談、分野横断的な課題が増えています。福祉分野の問題解決を図るために福祉分野を中心に配置される福祉職の育成が必要になっています。人材育成基本方針*（令和6年度改訂）を踏まえ、福祉職の採用及び育成を行っていきます。

個別事業**50 福祉専門職の配置による相談支援体制の強化** 人事課

専門性が必要とされる相談や、分野横断的な課題に対応するため、市職員にも高度なケースワーク力や地域の相談支援機関を支援する能力の強化が求められています。人材育成基本方針*（令和6年度改訂）を踏まえ、福祉職の採用及び育成を行っていきます。

基本施策
2

安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

施策2-1 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

現状と課題

市はこれまで地域における子育て支援事業の充実を図ってきました。現在、常設の子育てひろばは9か所で運営され、地域での子育て支援が充実しています。また、行政と民間団体が連携した「子育てひろばネットワーク」を構築してきました。今後も、子育て家庭が、地域に支えられているという安心感を持って子育てを行うため、行政機関のみならず、地域の力を活かした子育て支援の充実を図る必要があります。

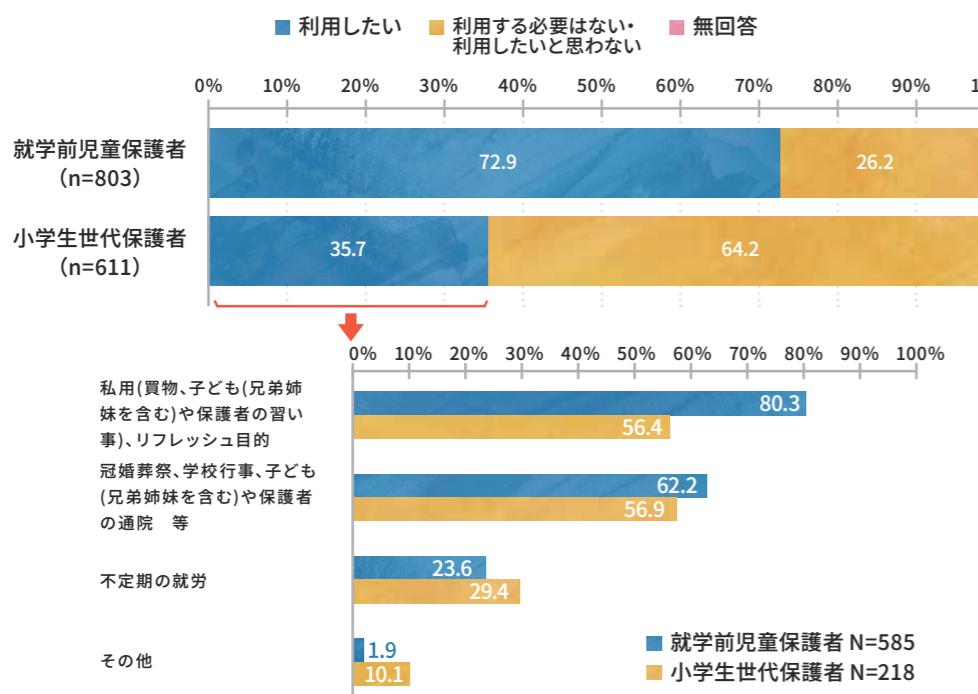
また近年、子育てのあり方が多様化している中、保育園等を利用せず家庭で保育を行っている世帯や、短時間勤務・不定期勤務で子育てを両立している世帯が増加しています。しかし、そうした世帯の子育ては孤立感や負担を感じやすいという課題も存在します。

そこで重要なのが、これらの世帯の子育てを支援する一時預かり事業の拡充です。必要な時に子どもを預けられる体制を整えることで、孤立感や負担感の軽減に繋げることができます。

家庭保育世帯においては、市として一時預かり事業の拡充を図る中、東京都の補助を受けたベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の利用者が年々増加していること等を踏まえ、多様なニーズに対応した保育事業に取り組む必要があります。

■一時預かり等事業利用希望

Q.あて名のお子さんについて、私用、保護者の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かり等の事業を利用したいと思いますか。(複数回答)



■保育コンシェルジュ*の相談件数推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育コンシェルジュ*の相談延べ件数(件)	2,103	2,143	1,978	2,136	1,913

施策の方向性

多様な子育て支援ニーズに対応するため、子育て支援団体と行政機関等のネットワークを構築し、様々なライフステージにおいて地域の力を生かした子育て支援を行うとともに、保育施設等の職員の専門性を生かした子育て相談の機会を充実させる等、地域全体で取組みを進めます。

また、保育施設等を利用してない世帯への支援を充実させるとともに、多様化する保護者の働き方や家庭の状況に対応する取組みを進めます。

重点事業

51 多様なニーズに対応した保育事業の実施 子ども育成課

目的	保育施設等を利用していない世帯への支援を充実させるとともに、多様化する保護者の働き方や家庭の状況に対応するため、多様なニーズに対応した保育事業の拡充を図ります。
事業概要	保護者の短時間・シフト制・フレックス勤務等の就労形態への対応やレスパイト*等、多様なニーズに対応するため市立保育園及び（公財）武蔵野市子ども協会*（以下、子ども協会）立保育園及び認定こども園の定員の変更等について、幼稚園・保育園等と情報共有しながら、検討していきます。また、一時預かり事業、定期利用保育事業、ベビーシッター利用支援事業及び多様な他者との関わりの機会の創出事業等、国や東京都の動向を注視し、実施していきます。 保護者の就労等の有無に関わらず、保育所等の利用がない乳児を対象としている「こども誰でも通園制度*」についても、国の動向を注視し、本市における実施方法等を検討します。

資料：令和5年度 武蔵野市子ども・子育てに関するアンケート調査報告書(令和6年10月)

個別事業

52 利用者支援事業* 子ども子育て支援課、健康課、子ども育成課

子育て家庭や妊産婦の困りごと等にあわせて、幼稚園・保育所等の施設や、地域の子育て支援事業等から必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介等を行います。また、相談を行いやすい環境を引き続き整えていきます。

子ども家庭支援センター及び健康課母子保健係で実施していた利用者支援事業（母子保健型）が令和6（2024）年度から利用者支援事業*（こども家庭センター型）となりました。利用者支援事業*（基本型）を引き続き実施している0123施設*、桜堤児童館と連絡調整を行い、子どもと子育て家庭への支援を行います。利用者支援事業*（基本型）実施施設は、市内三駅圏それぞれにおける子育て支援の中核を担うとともに、地域の子育て支援団体の活動支援や育成にあたります。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、対面での保育サービス等に関する相談が減少する中、オンライン相談を開始し、相談者のニーズにあわせて実施を継続しています。引き続き利用者支援事業*（特定型）として、保育コンシェルジュ*による保育サービス等に関する情報提供及び相談を継続します。

53 地域子育て支援拠点事業 子ども子育て支援課

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業（子育てひろば事業）を実施します。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子ども・子育て支援に関する講習等があります。それぞれの施設において、利用者の目線に立った子育て支援を行い、子育てにおける負担の軽減や、利用者同士の交流の機会を提供します。

現在、子育て家庭が歩いて行ける距離に地域子育て支援拠点施設が存在しない空白地域である吉祥寺南町と西久保の今後の対応として、吉祥寺南町地域については、公共施設の改築・大規模改修等にあわせて地域子育て支援拠点の整備の検討を行います。また、西久保地域については、当該地域の子育て関連施設で実施される子育てひろばも踏まえたうえで、拠点の整備のあり方について検討します。

54 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 子ども子育て支援課

児童の預かり等の援助を希望する方（ファミリー会員）と、援助をしてくださる方（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するとともに、より利用しやすい取組みについて検討します。

55 子育て短期支援事業（ショートステイ） 子ども子育て支援課

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難な場合に短期間の宿泊で子どもを預かります。宿泊をともなわない平日・夜間・休日等の一時預かり事業であるトワイライトステイ事業についての検討を行います。

56 産前・産後支援ヘルパー事業 子ども子育て支援課

子育てに関する心身の負担を軽減するために、産前産後の時期において日常生活の援助を必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣します。利用者にとってより使いやすい制度のあり方を検討します。

57 子育て支援団体への支援のあり方の検討 子ども子育て支援課

三駅圏ごとの子育て支援の核となる利用者支援事業*（基本型）実施施設とともに地域社会全体で子育て支援を推進するための各種連絡調整等を担う職を引き続き配置します。保健センター増築に伴う施設複合化の中で、全市的な子育て支援を行う職のあり方について検討します。

58 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 子ども子育て支援課、子ども育成課

地域の子育て支援団体が、多様な子育て支援活動を行えるよう、各団体の活動を支えます。地域社会全体での子育て支援を推進するため、子育てひろばを運営・実施している施設や各子育て支援団体、専門機関等によるネットワークでの取組みを継続的に実施し、参加団体相互の情報交換や研修会を実施するほか、市民向けに子育て支援情報の発信を行います。保健センター増築に伴う施設複合化の中で団体支援のあり方について検討します。

59 子育てひろばと共助による子育て支援の充実 子ども子育て支援課、地域支援課

乳幼児とその保護者の交流の促進、子育て等に関する相談、地域の子育て関連情報の提供等を行うコニセン親子ひろば事業を、身近なコミュニティセンター*で実施します。また、子育てひろばの担い手となる実施団体に対して経費の一部を補助し、collabono（こらぼの）コニセン親子ひろば*を開設します。また、（社福）武蔵野市民社会福祉協議会*に委託し、子ども及び子育て家庭を支援する活動を行う団体に活動費の補助をするとともに、地域社協*が実施する子育てサロン活動や世代間交流事業と連携し、共助の子育て支援の充実及び地域の活性化を図ります。

60 多胎児支援の充実 子ども子育て支援課

多胎児の育児を支援するため、親同士で情報交換できる場や、親子で楽しく遊ぶ場を提供するとともに、同行支援の試行実施等を通じて、必要な支援について検討します。

61 幼稚園や保育所における子育て支援事業の充実 子ども育成課

育児に関する相談や支援を行う等、地域の子育て支援施設としての幼稚園や保育所における地域子育て支援事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で縮小した活動を、以前の水準以上に充実を図るとともに、周知方法もあわせて検討します。

62 子ども・子育て情報発信の充実 秘書広報課、子ども子育て支援課

市報、ホームページにおいて、子ども・子育て関連情報を見やすく発信します。ホームページのキッズページについてもわかりやすい構成・内容とします。

市の子育てに関する情報を見やすくまとめた子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」を運営し、会員登録をした方に、市からの子育て支援情報や、予防接種のスケジュール等をメールで配信します。

子育て支援施設や遊び場、相談窓口、市の事業やサービス、保育所情報、団体紹介まで多岐にわたる情報を掲載した、子育て支援情報誌「すくすく」を発行します。

63 親支援事業の充実 子ども子育て支援課

0123施設*において、ペアレントトレーニングを実施し、子どもとの関わり方に悩みを持つ保護者を支援します。桜堤児童館においては、0123施設*の事業の実施状況を勘案しつつ事業実施について検討します。

主に乳幼児を子育て中の保護者に対して実施する親自身の学びや成長支援、親同士の交流、父親の育児参加を促進する啓発事業等を子育てひろばを中心に実施します。

64 親と子の広場等の開催 生涯学習スポーツ課

1歳6か月から2歳6か月までの子どもとその保護者を対象に、親子でリズム遊び・ごっこあそびや手あそびをする中で、親子で遊ぶ楽しさを味わい、親同士、子ども同士または親子同士のふれあいの場となる事業を行います。

■地域子育て支援拠点事業**施策2-2 保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備****現状と課題**

待機児童対策の進展により、令和2(2020)年度以降は一部のクラス年齢によっては定員に余裕が生じております。年度途中でも認可保育施設に入りやすくなっています。一方、保育士不足や保育者の負担増加等の課題があり、保育の質の維持・向上の取組みが求められています。

また近年、全国的には保育施設等における不適切保育や保育中の事故が報告されています。本市においても、こうした問題を未然に防ぐ取組みが必要となります。

令和3(2021)年に施行された「医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関する法律」により、医療的ケア児*と家族への支援が自治体の責務となりました。そのため、市立保育園における医療的ケア児*の受け入れを推進し、必要な支援を受けられる環境を整備していくことが重要です。

また、世帯によって認可外保育施設*を選択することから、多様化するニーズに対応するため、保育施設間の連携強化や認可外保育施設*の質向上も必要です。

施策の方向性

保育の質のさらなる向上、不適切な保育が起きにくい環境の醸成が求められている中、保育アドバイザー*や保育事故防止支援指導員等の巡回による助言・指導の充実、指導検査の強化、各地域の保育施設の連携の促進に加え、子どもの育ちを支えるための各園の人的、物的な環境の整備、保育中の事故の防止をはじめとした安全確保に向けた各保育施設の取組みに対する支援等を総合的に行い、市全体で保育の水準を高めます。また、関係機関と連携しながら、特別な支援を必要とする子どもの保育や、市立保育園における医療的ケア児*に対する保育の体制整備を進めます。

保育施設の入所については、各保育施設の利用定員の調整を含め、希望する保育施設へ入所できる環境の整備を進めます。

重点事業**65 保育の質の維持・向上のための取組み 子ども育成課**

目的	保育の量の確保のために保育施設の整備が進んだことを受け、保育の質のより一層の充実・向上を図ります。
事業概要	<p>保育のガイドライン*に基づく保育実践について、研修等による共有化を継続して実施していきます。</p> <p>地域型保育事業*と保育所との連携を図る地域連絡会を継続して行い、連携の強化を図ります。</p> <p>引き続き市内の保育施設における不適切保育の専用相談窓口を設置し、保育アドバイザー*、保育事故防止支援指導員、保育総合アドバイザー等による巡回、保育相談員巡回、全体研修会、既存施設職員向けの実務研修や、施設長に向けた専門研修等、新規保育所に対する開設前研修の実施等を通じて、不適切な保育を未然に防ぐ取組みを進めるとともに、保育の質のさらなる向上を図ります。</p>

個別事業

66 指導検査の実施 子ども育成課

認可保育施設に加え、幼児教育・保育の無償化対象施設として市が確認する認可外保育施設等に対しても指導検査を拡充し、法令等で定められている基準に沿って運営されているかを検査し、必要な助言・指導等を行うことにより、適切な保育の実施を担保します。

67 リスクマネジメントへの取組み 子ども育成課

引き続きリスクマネジメントに係る調査等を行い、委員会による議論を踏まえたフィードバック等により、市内保育施設におけるリスク予防、対応力の強化を行っていきます。

68 希望する保育施設に入所できる施策の推進 子ども育成課

本市の将来人口推計（令和4（2022）年～令和34（2052）年）や、ニーズ調査の結果を参考に、各保育施設内の利用定員の調整を含め、希望する保育施設へ入所できる環境の整備を進めます。

待機児童数ゼロを継続する一方で、未就学児の減少傾向や近年の積極的な保育所整備等により、認可保育施設においても定員に余裕が生じはじめているため、認証保育所の認可化を行うことは一旦休止しますが、大型マンション建設等により著しく地域の保育需要が増加することが見込まれる等、施設整備の必要性が生じる場合には、必要な地域に適切な規模の保育施設整備を検討します。

69 医療的ケア児*の保育の体制整備 子ども育成課

(NO12参照)

70 延長保育事業（時間外保育事業） 子ども育成課

保護者の在宅勤務、短時間・シフト制・フレックス勤務等の就労形態の多様化等の影響もあり、令和2（2020）年度以降、延長保育の利用時間が減少傾向にあります。保育所の保育時間は原則8時間ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、延長保育（時間外保育）を実施します。

71 一時預かり事業（預かり保育・一時保育） 子ども育成課

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として日中、保育所その他の場所で一時的に預かります。

多様化する保護者の働き方や家庭の状況に対応するため、保育施設及び幼稚園における一時保育（一時預かり）事業や定期的な預かり事業の拡充を図ります。

72 病児・病後児保育事業 子ども育成課

インフルエンザ等の感染症で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育します。新型コロナウイルス感染症の2類から5類への移行及び保育施設の利用者の増加に伴い、病児・病後児保育への利用ニーズが増えているため、各施設のホームページ等で空きやキャンセル待ち情報を発信し、利便性の向上を図ります。

73 保育に関する適正な費用負担のあり方の検討 子ども育成課

令和元（2019）年10月から、3歳から5歳までの認可保育施設を利用する子どもたちの利用料が無償化されました。また、認可外保育施設*（認証保育所または企業主導型保育事業）を利用する保護者に対する保育料補助について、認可保育施設における令和5（2023）年10月からの第2子保育料無償化を受けて、第2子以降の助成上限額の引き上げを行いました。

原則、保育料、延長保育等の利用料の利用者負担の見直しを4年に一度実施しており、今後も継続していきます。



施策2-3 小学生の放課後施策の充実

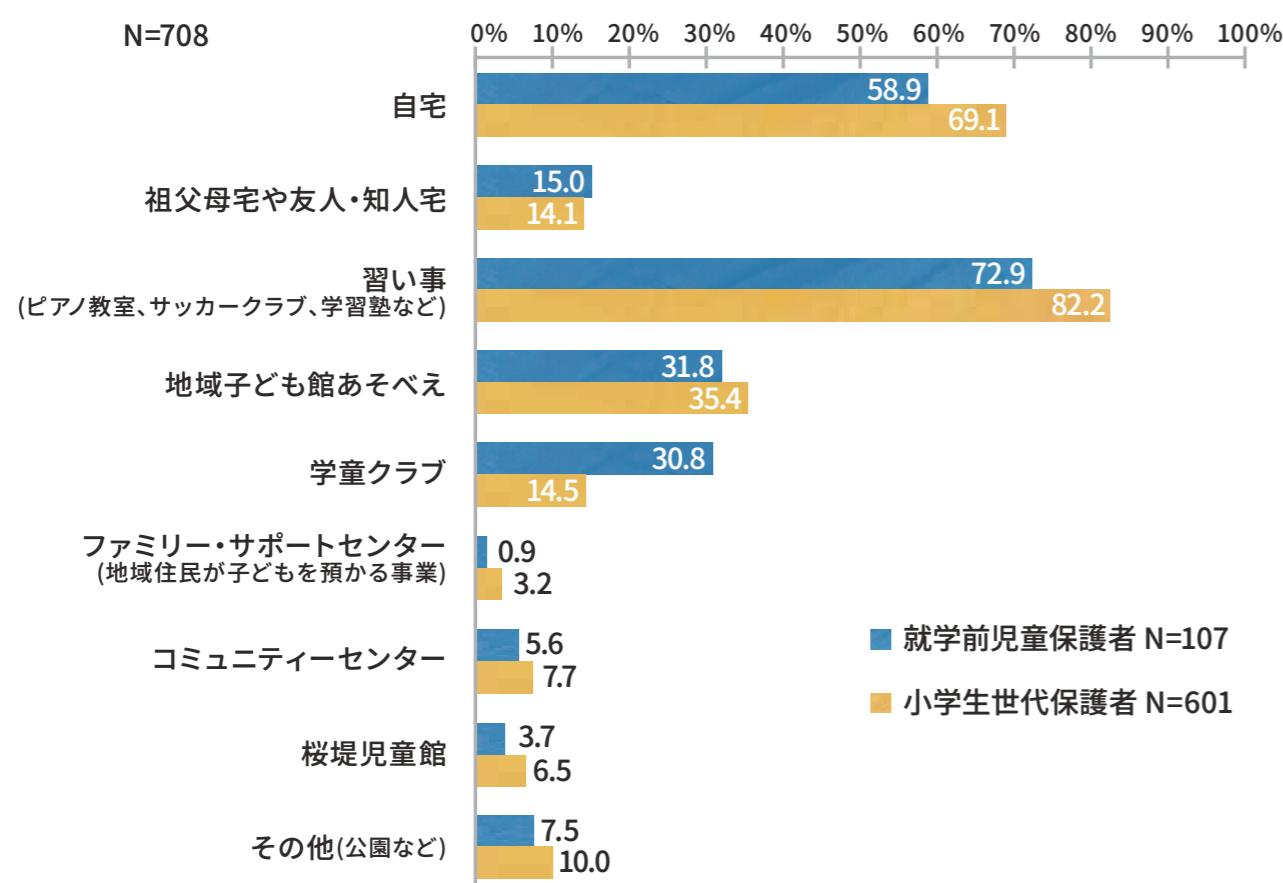
現状と課題

児童数の増加及び共働き夫婦等の増加により、学童クラブの希望児童数が年々増加しています。加えて、保護者の多様な働き方への対応や放課後の一人帰りの不安等から、小学校4年生以上の子どもたちの放課後児童クラブへのニーズも高まっています。児童が安全・安心に放課後を過ごすことのできる場所の確保が求められています。

■子どもの放課後の居場所希望

Q. あて名のお子さんについて、小学校高学年(4~6年生)になったら、

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答)



資料:令和5年度 武蔵野市子ども・子育てに関するアンケート調査報告書(令和6年10月)

施策の方向性

全ての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業*を充実させます。入会率、入会児童数が増加傾向にある中、低学年児童の待機児童を出さないよう、引き続き学童クラブの整備を行うとともに、保護者の多様なニーズに対応できる民間学童クラブについて、各施設の利用状況を見ながら、支援を進めます。

小学校4年生以上の受入れについては、児童数の推移及び施設の状況を見据えながら検討します。また、国の基準に沿った第三者評価を活用し、質の向上を図ります。

個別事業

74 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 児童青少年課

保護者の就労等により保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校の余裕教室等で過ごすことができるよう、学童クラブ事業を実施します。

75 地域子ども館あそべえ(放課後子供教室*)の充実 児童青少年課

小学生の放課後の居場所として、教室開放、校庭開放、図書室開放を行います。自由来所型の施設として、児童の自発的な成長を支援します。高学年の児童について、地域の資源の活用も視野に入れた居場所の検討をしていきます。また、学童クラブの児童を時間を区切って受け入れることにより、両事業の交流を引き続き推進します。

76 地域子ども館こどもクラブ(学童クラブ)の充実 児童青少年課

入会児童の増加に伴い、低学年児童の待機児童を出さないようクラブ室の適正な整備及び支援員の適正配置等、育成環境を整えます。小学校4年生以上の受入れについては、児童数の推移及び施設の状況を見据えながら検討します。保護者のニーズを把握するとともに、学童保育の質の確保に努めるため、引き続き第三者評価を実施します。また、あそべえで過ごす時間を区切って設けることにより、両事業の交流を引き続き推進します。

77 地域子ども館と関係機関の連携の推進 児童青少年課

地域子ども館と学校とで定期的に打合せを行い、情報共有を図り、児童の健全育成に努めます。また、地域子ども館推進会議を定期的に開催し、地域全体で児童の健全育成を見守ります。

支援の必要な児童について子ども家庭支援センター、健康福祉部、その他の関係機関と会議等による情報共有及び連携協力しながら、放課後の居場所としてふさわしい環境を整えます。

78 専門相談員による巡回相談の実施 児童青少年課

特別な支援の必要な児童への対応について、専門相談員及びアドバイザーによる巡回相談を複数回行い、支援の質の向上のため、職員に対する指導・助言を行います。

79 地域子ども館の利用者や地域住民への周知の推進 児童青少年課

教育委員会と協力し、次年度就学予定の児童の保護者が対象の説明会の際に、地域子ども館あそべえについての説明をすることで事業内容の周知を図ります。また、地域のコミュニティセンター*等のイベントに積極的に参加し、地域住民に事業内容を周知していきます。

80 民間学童クラブへの支援 児童青少年課

保護者ニーズの多様化に対応するため、民間学童クラブへの支援を行います。

施策2-4 ライフステージの特性に応じた食育の推進

現状と課題

近年、食生活が多様化し、豊かになった一方で、食生活の乱れや栄養の偏りに起因するやせや肥満、生活習慣病の増加、朝食欠食率の増加、高齢者の低栄養、児童の欠食や個食等、食を取り巻く様々な問題が生じています。

国は、平成17(2005)年に「食育基本法」を施行し、令和3(2021)年3月には「第4次食育推進基本計画」を策定しました。

「第4次食育推進基本計画」では、計画期間中に特に取り組むべき重点事項として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を定め、これらをSDGs*の観点から相互に連携して総合的に推進することとしています。

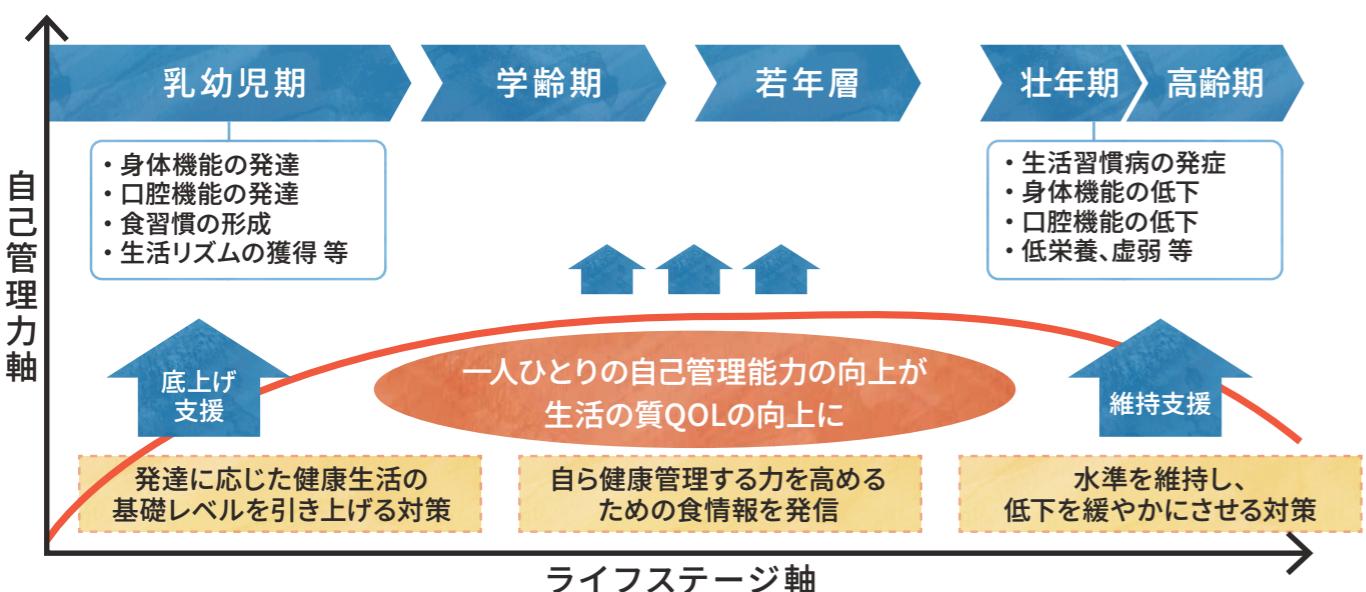
また、東京都においても令和3(2021)年に「東京都食育推進計画」が改定されました。「健康長寿を実現するライフスタイルに応じた食育の推進」、「『生産』から『流通』『消費』まで体験を通じた食育の推進」、「SDGs*の達成に貢献する食育の推進」を3つの方向性として食育を推進しています。

本市では、上記等を踏まえ、令和6(2024)年3月に「武蔵野市食育推進計画」を改定しました。「食を通じていきいきと暮らすまち」を基本目標として定め、一人ひとりが「食」についての意識を高め、自己管理力を向上させることで生活の質の向上につながることを目指し、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度を計画期間として、施策を推進していきます。

施策の方向性

乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージで食に関する能力を身に付け、その力を発揮して生活を営み、生涯を通じて健康的な生活を営めるように、ライフステージの特性に応じた効果的なアプローチにより支援します。

■ ライフステージの特性に応じた効果的なアプローチ イメージ図



個別事業

81 食育担当課連絡会議 健康課

食育を実施している課による連絡会議を開催し、情報共有を行いながら、市の食育基本方針に基づき、子どもに対するものを含めた食の取組みを進めていきます。多分野にまたがる庁内食育担当課・庁外関係機関の連携を推進します。

82 クックパッドによる食情報発信 健康課

離乳食や保育園給食・学校給食のレシピ等の情報をクックパッドにより発信します。

83 健康づくり支援センター*における食育事業 健康課

健康づくり支援センター*による子どもとその保護者向けの食育講習会を行います。

84 乳幼児健康診査・発達相談における食育の取組み 健康課

子どもの食に関する個別相談を行います。また、子どもの食に関するイメージを持てるよう、3~4か月児健康診査では離乳食のはじめ方に関する管理栄養士の講話を行います。

85 こうのとり学級、育児学級(離乳食教室)、乳幼児歯科相談における食育の取組み 健康課

子どもの健康や食習慣に大きな影響を与える妊娠期から子育て期の食育講座を実施します。

離乳食教室では、管理栄養士による発達に合わせた離乳食の話と簡単な試食を行います。また、保健師から生活リズムについて、歯科衛生士から歯の手入れについて必要な知識を伝えます。個別相談も行います。

乳幼児歯科相談初回の「むし歯予防教室」の中で、口の健康の視点から、管理栄養士が栄養バランスや間食のとり方について、歯科衛生士から口腔ケアについて講話をします。

86 ゆりかごむさしのフェスティバルにおける食育の啓発 健康課

離乳食・幼児食の紹介、食事・口腔ケアのパネル展示、試食等を行います。

87 保育施設等における子どもの食環境に関する啓発の推進 子ども育成課

公立保育園の給食調理委託が、(一財)武蔵野市給食・食育振興財団*に移行する中においても、保育所の栄養士等が、保育園給食等様々な場面を通して食育の推進に取り組んでいきます。また、保育所の栄養士が中心となり、地域型保育事業*と連携を図り、食育の質の向上を図っていきます。

88 夏休み親子教室における食育の取組み 産業振興課

市内在住の小学生と保護者を対象に夏休み親子教室を行い、農産物の収穫や加工食品の手作り等の体験を通して、食に対する興味や理解を深めます。

■ クックパッドによる食情報発信
「クックパッド」武蔵野市公式キッチンでレシピを発信しています



施策2-5 子ども・子育て支援施設のあり方検討

現状と課題

本市には、市民の生活を支える様々な公共施設が存在します。しかし、近年は老朽化や社会ニーズの変化等、いくつかの課題も浮き彫りになってきています。

市立保育園においては、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画^{*}に基づき、保育需要の動向を注視しながら、施設の規模や長寿命化対策等を検討していく必要があります。さらに、計画的な維持・修繕により、安定的な保育環境の維持に努めていくことが求められます。

子ども協会立園についても、平成23(2011)年度～25(2013)年度にかけて境こども園の開設や北町保育園の移転改築が行われたことにより、建築後60年を経過する施設は、東保育園の令和12(2030)年以降となります。今後も、子どもたちの健やかな成長を支える環境づくりを進めていくことが重要です。また、民間認可保育所においても、施設の老朽化に対する取組みが必要となります。

災害時には、市立保育園等が保育園型福祉避難所として活用されることになっています。しかし、災害時の対応体制については課題が残されており、職員の訓練や備蓄物資の確保等、さらなる対策が必要となります。

市立自然の村^{*}においては、開設から40年を経過し各施設・設備の老朽化が進んでいることや、利用者減少等が課題となっており、計画的な施設の改修が必要となっています。

桜堤児童館においては、未就学児、小学生向けに、子どもたちが「家庭でできない体験」の事業を展開しており、利用者は年々増加しています。一方、今後の児童数の減少を見据え、利用者のニーズを把握しながら、事業内容の検討、職員の配置・研修の見直し、より一層の地域との連携強化が求められます。

平成4(1992)年より事業を開始している0123施設^{*}も、今後の子どもの数や社会状況の変化等を注視しつつ、利用者ニーズに合わせた事業内容や施設のあり方の検討等が必要となります。

施策の方向性

各子育て支援施設については、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画^{*}を踏まえ、計画的な維持・更新の方針を策定し、整備を進めます。

また、武蔵野市地域防災計画を踏まえ、災害時における各子育て支援施設のあり方を検討し、災害時の態勢を強化します。

0123施設^{*}、桜堤児童館は引き続き利用者支援事業^{*}を実施するとともに、児童福祉法改正に伴う対応を行う等、時代のニーズに合わせた事業を検討・実施していきます。

個別事業

89 子ども・子育て支援施設のあり方検討 子ども育成課、児童青少年課

武蔵野市公共施設等総合管理計画^{*}に基づく子ども・子育て支援施設の類型別施設整備計画として本施策(施策2-5 子ども・子育て支援施設のあり方検討)を位置付けます。

詳細はP132-135の「子ども・子育て支援施設一覧(類型別施設整備計画)」をご覧ください。

90 市立保育園の役割・あり方の検討 子ども育成課

武蔵野市市立保育園のあり方検討有識者会議(令和2(2020)年10月)の結果を踏まえ、医療的ケア児^{*}の支援体制の整備を引き続き推進するとともに、災害時における保育園型福祉避難所の機能等を検討します。

市立保育園の保護者の利便性の向上を図るとともに、保育士の事務負担の軽減を推進するため、DX^{*}を推進します。

91 市立保育園・子ども協会立保育園の改築・改修計画の推進 子ども育成課

市立保育園・子ども協会立保育園については、保育需要の動向にも留意するとともに、市立保育園のあり方検討有識者会議報告書の結果を踏まえ、必要な改築・改修を行います。改築の際は、保育園を利用する世帯への影響も考え、工事着工または新園舎開設の5年前程度をめどに計画を公表できるようにします。

令和3(2021)年度に策定した「武蔵野市立南保育園、武蔵野市子ども協会立東保育園の整備方針」について、両保育園の建替え時期を数年程度延期するとともに、今後の保育需要の動向を見据えつつ見直しを行い、整備方針を新たに策定します。

昭和47(1972)年建築、令和14(2032)年に築後60年を迎える境南保育園については、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画^{*}に基づき、必要な施設更新の方法を検討します。

他の保育園については、日常的な予防保全、設備更新等を行い、長寿命化を図ります。

92 民間認可保育所の改築・改修への支援 子ども育成課

民間認可保育所における良好な保育環境を確保するため、改築・改修に対する支援を行います。

93 桜堤児童館における子ども・子育て支援機能の充実 児童青少年課

乳幼児の親子と小中学生を対象に、健全な遊びと安全な居場所の提供を行い、子どもたちの健全育成を図ります。また、地域子育て相談機関として、子ども協会と連携して利用者支援事業^{*}を実施し、乳幼児の親子を対象とした事業、相談機能の拡充により、地域の子育て支援団体の活動支援機能を充実させます。

94 地域子ども館あそべえ・学童クラブの改築・改修計画の推進 児童青少年課

学校施設内または敷地内に設置した施設については、学校施設整備基本計画に基づき整備等を行います。改築するまでの間、必要な育成環境を確保するため、教育委員会と連携しつつ、適切に維持管理します。

今後の児童数の増加に対応し、学童クラブの利用児童数の増加が見込まれる小学校については、学校の空き教室の状況を見ながら必要な整備を行います。

95 市立自然の村*の保全及びキャビン更新の検討 児童青少年課

むさしのジャンボリー事業*は、長野県川上村の豊かな自然環境の中で行う貴重な自然体験事業であり、「武蔵野市立自然の村*」はその活動拠点として重要な役割を担っています。中央棟及び管理棟については、築年数、施設及び設備の状況を踏まえ、必要な予防保全のための修繕を継続的に行います。キャビン地区の建築物及び構造物については、外壁や床、屋根の更新を含め、必要な予防修繕を継続的に行います。また、近年ツキノワグマが周辺地域に出没している状況を受け、その対策を講じます。令和8(2026)～令和9(2027)年度に行う大規模修繕については、今後も持続的に安全・安心に使用できるよう工事内容を精査し実施します。なお、工事期間中もむさしのジャンボリー事業*を継続できるように、工事エリアを工夫して施工します。

96 地域子育て支援拠点施設における災害時の連絡体制の強化 子ども子育て支援課

デジタルツールの活用により災害時における市と地域子育て支援拠点における連絡体制を強化するとともにマニュアルの見直し等を行い、災害時の対応力強化を図ります。

97 災害時等における保育所の役割の検討 子ども育成課

東日本大震災等で顕在化した様々な課題に対し、市立保育園BCP*マニュアルの更新とマニュアルを活用した防災訓練の実施、備蓄品の購入等、災害時の態勢強化と市立保育園、子ども協会立保育園、民間保育所の役割を検討します。

また、保育園型福祉避難所の開設・運営の課題について検討します。新たに開設する保育施設に対しては、非常通報装置(学校110番*)を設置します。

98 0123施設*の今後のあり方の検討 子ども子育て支援課

引き続き利用者支援事業*を実施するとともに、児童福祉法改正に伴う対応を行う等、時代のニーズに合わせた事業を検討・実施します。

令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度に、夏季期間における開館時間の延長及び4・5歳児支援の試行を実施しました。開館時間の延長に関しては、一定程度利用者からのニーズがあったため、夏季期間における開館時間の延長を行います。また、4・5歳児支援については遊び場開放は実施しないものの、利用者支援事業*において就学までの切れ目ない支援を行うため、未就学児童を養育する保護者が気軽に来所し、相談できる環境を整えます。また、市内在住者の利用しやすい環境を整備します。

桜堤児童館

**施策2-6 子育てに関する手続きのオンライン化とワンストップ化の推進****現状と課題**

妊娠、出産、出産後の間もない期間や小さな子どもを連れた状態で子育てに関する手続きの申請のため市役所に来庁し、様々な窓口を回りながら手続きを行うことは非常に負担感が大きいと考えられます。

市はこれまで、児童手当、子どもの医療費、ひとり親に関する手当や助成等の申請手続きに関して、「書かない窓口」を導入し、申請書記入の手間の軽減や申請に係る時間の短縮を図ってきました。また、オンラインで申請できるようにし、市役所に来庁せずにいつでも申請できるオンライン申請を促進してきました。

一方で、現在は、市全体の子どもに関する手続きにおいては、オンラインでの申請ができるものと対面での申請が必要なものが混在していたり、窓口部署が異なるため、同じような書類を様々な窓口に提出する必要が生じている等の課題があります。

施策の方向性

共働き世帯も増え、子育て中の方々は、子どもと向き合う時間や自分のための時間がとれない場合が少なくありません。子どもに関する手続きについて、デジタル化や業務改善を促進することで、子育て中の方々が市役所に来庁することなく、簡単に手続きができるようにします。市役所に来庁する時間や手続きのために要する時間を子どもと向き合う時間、自分のための時間に使えるようにすることで、ストレスなく子育てしやすい環境の整備を目指します。

個別事業**99 子どもに関する手続きのオンライン化の推進**

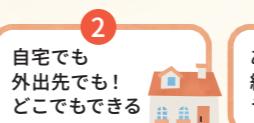
子ども子育て支援課、児童青少年課、子ども育成課

子どもに関する手続きを、ICT*等を活用することで、市役所に来庁することなく、自宅等で簡単に手続きができる環境を構築します。ガイドの導入により、自宅で自分がどの手当や助成を受けることができ、そのためどのような手続きが必要なのかが容易に把握できるようホームページを改善します。さらに、必要な手続きを把握後、オンライン申請等によって簡単に手続きができる仕組みを構築します。

100 子どもに関する手続きのワンストップ化の推進

子ども子育て支援課、児童青少年課、子ども育成課

子どもに関する手続きでは、窓口部署が異なることにより、同じような書類を何度も別の窓口に提出する必要が生じる場合があり、また、支援を受ける際は、異なる窓口で同じことを何度も説明する必要があります。申請者の希望により、同じ書類を何度も提出したり、説明することなく、支援を受けることができる体制を構築します。

コラム**「いつでも、どこでも、ラクにできるしんせい」**

こちらから
ご覧ください

基本施策
3

子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

施策3-1 まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進

現状と課題

子どもと子育て家庭への支援は、個々の家庭や保護者だけの問題ではなく、社会全体で取り組んでいくべき課題です。

まちぐるみで子どもと子育てを応援することを目指し、市では、これまで、子ども・子育て応援券事業、ベビーカー貸出しサービス「ベビ吉」*等の取組みを通じて、行政だけでなく、地域の力を活かした子育て支援を充実させてきました。また、近年、子ども・コミュニティ食堂*等、地域で子どもたちを応援しようとする新たな取組みも生まれています。

今後も、地域社会全体で子どもたちと子育て家庭を支え、まち全体で子どもたちの健やかな成長と子育て家庭の安全・安心を応援していく気運をより一層高めていくことが求められています。

施策の方向性

地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を進め、子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推進します。また、子どもと一緒に安心して外出できる施設を移動の負担が大きい世代を中心に実施します。まち全体で、あらゆる分野において子どもの視点に立ち、子どもと子育てを応援するまちづくりを推進します。

重点事業

101 特に支援が必要な子育て世代への外出支援 子ども子育て支援課、交通企画課

目的	妊娠期から子育て期における外出に関する負担軽減を図ります。
事業概要	公共交通機関を利用することが困難な子育て世代への外出支援をするため、子育て世代を対象とした交通サービス基盤の整備を推進します。特に負担が大きい妊娠期から出産後1年程度の子育て世代に対して外出を支援する施策を実施します。

個別事業

102 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 子ども子育て支援課

乳幼児連れの来街者が、子どもと一緒にまち歩きを楽しむことができるよう、吉祥寺駅周辺の商業施設等に、貸出し用のベビーカーを引き続き設置します。その他、企業や店舗、コミュニティセンター*等と協力した子育て支援事業について、随時実施を検討していきます。

103 子ども・コミュニティ食堂等*の子どもの居場所の支援 子ども子育て支援課

市内の子ども・コミュニティ食堂等*の学齢期以降の子どもの居場所について、市、関係機関、各支援団体間の連携を強化し、事業補助、広報活動の支援等を行います。また、学齢期以降の子どもの居場所の一つとして支援のあり方について検討を行います。

104 世代間交流による地域のつながりと支え合いの推進 高齢者支援課

子育てひろばみずきっこ（北町高齢者センター2階）やテンミリオンハウス*花時計において、乳幼児親子がデイサービス等を利用する高齢者と交流するイベントや、児童が高齢者とともに伝統文化にふれる講座等を開催し、地域のつながりと支え合いを推進します。

105 ワーク・ライフ・バランス*の取組みの推進

市民活動推進課、産業振興課、子ども子育て支援課

働く人が子育てをしやすい環境の実現を目指して、講演会の開催や、ハローワーク等の専門機関・関係機関からの情報を提供すること等を通じて、事業者を含めた市民に広くワーク・ライフ・バランス*に関する啓発を行います。また、市内事業者等の優れた取組み事例を市の広報媒体を活用して事業者間で共有する取組みも検討します。

106 こうのとりベジタブル事業 産業振興課

1歳未満の乳児の保護者に対し、市内産農産物等と引換ができる野菜等引換券を交付し、市内農業への関心を深める機会を提供します。

107 公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進 まちづくり推進課

武蔵野市バリアフリー基本構想*2022に基づき、各事業者が作成した特定事業計画の進捗管理を行います。また、年に1回程度バリアフリーネットワーク会議を開催し、子育て関連団体を含む当事者や事業者と情報交換を行います。

108 公園・緑地の新設と拡充 緑のまち推進課

公園・緑地が地域に根ざした魅力ある空間となるように、公園で遊んでいる子どもたちや、公園利用者を対象とした現地でのアンケート調査を実施する等、地域のニーズにあわせた広さのある公園の配置と柔軟な公園緑地の利活用に取り組みます。また、子育て世代の交流の場として、子育て家庭が利用しやすい公園の環境づくりを推進します。

109 子育て世代へのスポーツに親しむ機会の提供 生涯学習スポーツ課

子育て世代の方は、育児や仕事等、家庭や社会で担う役割や責任が大きく、日常生活の中でスポーツに親しむ優先度が低くなりがちなため、親子で参加できる機会として、子どもの年齢等に応じて内容・時間・託児の有無等を設定し、スポーツに親しむきっかけづくりを進めます。



施策3-2 保育人材等の確保、定着と育成

現状と課題

全国的に保育施設の新規開設等により、深刻な保育人材不足が課題となっています。質の高い保育を安定的に提供するためには、単に人材を確保するだけでなく、確保した人材が職場に定着し、経験・知識・スキルを蓄積できる環境を整えることが重要です。

また、児童虐待・養育困難家庭への支援について、相談対応件数が年々増加し続けており、課題が困難化・複雑化してきています。家庭への適切な支援を行える人材の育成を進めていく必要があります。

施策の方向性

保育士等の確保を図るとともに、各保育施設に勤務する保育士等が安心して働き続けられるよう、職員の処遇の改善、施設の環境整備に向けた支援を行います。また、幅広い観点から研修を実施し、保育士等の資質・専門性の向上を図ります。あわせて、需要が増加している学童施設での人材確保も行っています。

児童虐待・養育困難家庭への支援については、課題の困難化・複雰化に伴い、求められる資質・能力が高度化しているため、外部の研修等への参加を通じて、相談員の定着や育成の取組みを進めます。

個別事業

110 保育人材の確保・定着・育成 子ども育成課

東京都と合同実施する就職相談会等の実施により保育人材等の確保を図ります。また、保育所における、保育実習・子育て支援員研修の受け入れを行うとともに、経験の浅い保育士の育成を図るための研修等の実施を検討します。

国や東京都の制度等を活用しながら、保育士が安定して働き続けられるよう、職場環境や処遇の改善に取り組みます。また、市立保育園の保護者の利便性の向上を図るとともに、保育士の事務負担の軽減を図るために、DX*の推進を検討します。

111 学童クラブ支援員の人材確保・育成 児童青少年課

平成29(2017)年度より学童クラブ事業を委託している子ども協会において、支援員の放課後児童支援員認定資格研修及び資質向上研修の受講を進めます。外部講師を招いての研修等の開催、支援員等で実施する各種委員会による情報共有及び事例検討を通じて育成の質の向上を図ります。また、子ども協会と連携しながら、安定的な支援員の確保についての取組みを支援します。

112 子ども家庭支援センター相談員の確保・育成 子ども子育て支援課

子育て支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関である子ども家庭支援センターには、専門職の配置が義務付けられています。必要な人材を安定して確保・定着させる方策を検討し、相談員の資質と対応力の向上を図るために、スーパーバイザーによる定期的な助言や内部研修を充実させるとともに、東京都をはじめとする外部の研修にも積極的に参加します。



施策3-3 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成

現状と課題

近年、地域住民同士の関係希薄化や共働き世帯の増加により、地域活動の担い手が固定化し、新たな担い手が不足しているという課題が顕在化しています。同時に、地震等の災害や子どもの安全を脅かす事件、ひきこもり*の長期化等、地域で互いに支え合い、安全を守ることがますます重要になっています。

施策の方向性

ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員養成講座や子育てひろば事業のボランティアスタッフ養成講座に加え、子どもの発達に不安を抱える保護者を支援するピアソーター養成講座を行う等、地域の子育て支援人材の発掘や育成、活動継続のための支援を充実させます。

青少年問題協議会地区委員会*の活動への支援を充実し、市民の子ども・子育て家庭への理解と参加促進を図ります。また、中学生・高校生リーダー制度*など義務教育段階から地域活動に参加する機会の充実を図り、主体的な取組みをサポートすることで、地域団体等との関係づくりを通じて、次世代の担い手を育成します。

個別事業

113 地域の子育て支援者の養成と活動を支える取組み 子ども子育て支援課

ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員や、子育てひろばのボランティアスタッフ等、地域の子育て支援者や、子育て支援に関心のある市民を対象に、地域で子育て家庭を支えることの重要性や、支援者としてのスキルを学ぶための講座・研修等を実施し、地域の子育て力の向上を図ります。

また、子育て支援団体の継続的な活動を支えるための取組みを充実させます。

114 青少年問題協議会地区委員会*への市民の参加促進 児童青少年課

子どもの健全育成及び地域活性化の活動に関わるあらゆる団体や学校、地域住民により組織されている青少年問題協議会地区委員会*に対して、補助等を行います。また、地区委員の固定化、高齢化という課題の解消を図るために、同委員会の活動の楽しみ方の紹介等をすることにより市民参加の促進を図り、活動を持続可能なものとするための支援を行います。

115 中学生・高校生リーダー*制度の充実(次世代の担い手の育成) 児童青少年課

中学生・高校生を対象に、地域の自然体験活動で活躍する中学生・高校生リーダーとなるための講習会の開催や、ボランティアとして地域行事等に参加する機会を提供することで、将来の地域活動の担い手の育成を行います。また、むさしのジャンボリー事業*におけるサブリーダーへの周知を強化することや様々な野外活動の取組みを行い、中学校・高等学校卒業後も、キャンプカウンセラー等の地域で活躍する人材の確保を推進します。

116 ボランティアキャンペーンの実施 地域支援課

ボランティアセンター武蔵野において、夏休み・春休みを利用して、中学生以上を対象に、市内福祉施設や保育所、NPO、ボランティア団体等での各種ボランティア活動体験の機会を提供し、ボランティアへの理解や参加を促進します。

117 スポーツ指導者の発掘・育成 生涯学習スポーツ課

現在活動しているスポーツ指導者に対して、スポーツの楽しさや魅力を伝える意識の醸成や指導スキルの向上を図る研修機会を提供します。また、スポーツ指導者になるためのきっかけづくりや指導機会の充実を図ります。



施策 3-4 子どもに安全・安心なまちづくり

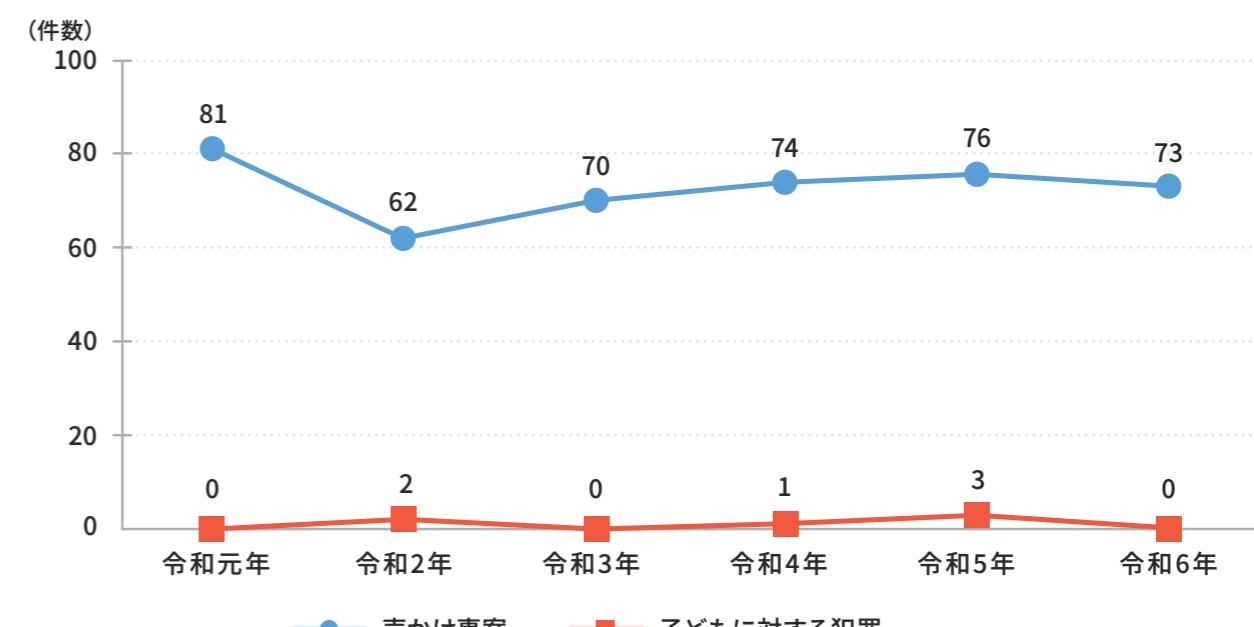
現状と課題

令和5(2023)年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、より人々の動きも活発になりました。令和6(2024)年中の市内の刑法犯認知件数*は令和5(2023)年に引き続き増加しており、注意が必要です。

また、市内では、毎年70件前後の子どもや女性に対する「声掛け」等の前兆事案が発生しており、こうした行為は重大事件につながる恐れがあるため、警戒する必要があります。全国においても、子どもが被害者となる性犯罪や児童虐待、交通事故等が発生しています。

犯罪・事故等の脅威から子どもの安全・安心を守るために、保護者をはじめとする市民、市、警察等の関係機関及び関係団体が一体となり、地域社会全体で安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

■ 声掛け事案及び子どもに対する犯罪の推移



武蔵野警察署各年1月1日から12月31日までの集計

施策の方向性

市では、ホワイトイーグル*や市民安全パトロール隊*、自主防犯組織等によるパトロール活動の充実、街頭防犯カメラの設置促進や街路灯の適正配置のほか、子ども自身と大人も含めた市民全体の防犯意識の向上を図るとともに、交通安全施設の整備による安全対策の推進や交通ルールの周知等を通して、子どもの安全・安心を地域社会全体で守る施策を推進します。

個別事業

118 様々なパトロール隊による登下校時等の見守りの推進 安全対策課

ホワイトイーグル*による市内巡回パトロールの実施、市民安全パトロール隊*による地域パトロールの実施、自主防犯組織との連携等により、安全・安心なまちづくりを推進していきます。また、防犯活動を行う商店会や町会等による街頭防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助することにより、設置を促進します。

119 子どもの安全を守る取組み 児童青少年課、安全対策課

子どもを守る家*、自転車防犯帯への市民協力により地域全体で防犯運動を行います。非行防止チラシを配布する等、闇バイト等の犯罪や薬物乱用の防止や、SNS*、インターネットの安全な利用を啓発します。CAP ワークショップ*（子どもがあらゆる暴力から自分を守る方法を学ぶ参加型学習プログラム）や、その他子ども自身が危険から身を守る方法等を学ぶ取組みを支援します。若い世代が、知識や経験の不足による未熟さに付け込まれ闇バイト犯罪に巻き込まれないよう、警察等の関係機関・団体と連携を図りながら、被害の防止及び加害者とならないための注意喚起・啓発活動に取り組んでいきます。

120 交通安全施設の整備 交通企画課、道路管理課

歩行者の安全性に十分配慮しつつ、自転車、自動車も安全かつ快適に移動できる環境整備に向けて、関係機関等と連携を図りながら、各地域の実情に即した実効性のある交通安全施設等の整備を推進します。また、学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者等と連携し、各学校が指定する通学路における子どもの交通安全確保に向けて、様々な工夫をした安全対策を推進します。

121 自転車安全利用講習会・交通安全教室の実施 交通企画課

中学生以上を対象とした自転車安全利用講習会を開催し、正しい交通ルールの周知及び運転マナーの向上を図ります。

市立全小学校における実技形式の自転車安全教室、市立中学校（年2校）におけるスタントマンを活用した自転車事故再現型の安全教室を開催します。

また、警察署及び交通安全協会による活動の中で、市内幼稚園等の子どもや保護者を対象に、指人形や紙芝居等による交通安全教室を開催します。

122 公園遊具の安全性の確保 緑のまち推進課

ワークショップや意見ボックス、アンケートフォーム等により、地域の特性や利用者ニーズを踏まえた効果的な整備を行い、「都市公園*における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）等により安全な施設への更新や計画的な維持修繕を実施します。

■自転車安全利用講習会

**施策3-5 若者の健やかな成長と社会的自立の支援**

現状と課題

近年、ニートやひきこもり*といった若者の自立問題、有害情報の氾濫等、子ども・若者を取り巻く環境には多くの課題があります。従来の個別分野における対応では限界があることを認識した国は、平成22（2010）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、縦割り行政の打破と困難を抱える若者への支援体制強化を目指しました。令和3（2021）年4月に決定された子供・若者育成支援推進大綱においては、困難を抱えている子ども・若者について、貧困、虐待等の家庭をめぐる課題や、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題等、それぞれの課題の複合性・複雑性から、年齢階層で途切れさせない支援や他機関の連携の必要性が示されました。

そして、令和5（2023）年4月にこども基本法が施行、同年12月にこども大綱*が公表されました。こども大綱では、子ども・若者の最善の利益の実現のため、「こどもまんなか社会*」を目指し、国や地方公共団体が取り組むべき方針が示されました。

こどもまんなか社会*の実現のため、心身の発達過程にある子ども・若者が、自己を尊重され、健やかに成長できるよう、社会全体で必要な支援を行っていくことが求められます。

また、今後の支援においては、特に若者世代が自治体にどのような施策・支援を求めているかについて、現状では不明確であることから、これら若者世代からのニーズを吸い上げるための方策が課題となっています。

施策の方向性

次世代を担う子ども・若者を支援するあり方の検討を行うとともに、必要な支援を行っていきます。

困難な状況にある子ども・若者については、子ども・若者当事者の意見を聞きながら、社会に関心を持ち、健全に過ごせる環境をつくるとともに、自立に向けた支援を行います。

また、全ての子ども・若者が健やかに成長していくよう、若年層向けの健康診査等を実施することや、地域における生涯学習事業の実施、商店会や事業者等とつながる場をつくり、創業・事業承継の支援や事業活動の充実を図ること等、子ども・若者が専門性や職業性を身につけ、自己の可能性を伸展させる取組みを進めます。

（※この施策については、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置づけます。）

重点事業

123 円滑な社会生活・自立に向けた子ども・若者支援 児童青少年課、生活福祉課

目的	青少年が社会に関心を持ち、健全に過ごせる環境をつくるため、各種取組みを推進するとともに、日常生活、学校生活、進路、人間関係等に悩む青少年に対し、円滑な社会生活・自立に向けた支援を行います。
事業概要	社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に対し、若者サポート事業「みらいる」を実施します。また、ひきこもり*サポート事業「それいゆ」が「みらいる」と連携し、相談から社会参加につなげるサポートを行います。
32 ケアを必要とする家族がいる家庭全体への包括的な支援のあり方の検討【再掲】	
子ども子育て支援課、地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課、子ども育成課、児童青少年課、指導課、教育支援課	
目的	現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭への相談支援体制や、分野横断的な連携による支援体制を構築します。
事業概要	ヤングケアラー*をはじめとした現行の枠組みでは支援することが困難な問題を抱える家庭が顕在化しています。ヤングケアラー*の実態把握や、ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、ライフステージで途切れることがないようにケアラーへの継続的な支援体制について全庁的な検討を行います。

個別事業

124 子ども・若者を支援するあり方の検討 児童青少年課

特に若者に対して、市としてどのような支援ができるのか、若者の行政に対する要望を把握し、子ども・若者育成支援に関する施策を検討します。

125 創業・事業承継の支援 産業振興課

創業・事業承継を支援することを目的として運営している「むさしの創業・事業承継サポートネット」に関わる金融機関等と定期的に情報交換を行うことで課題を把握し、関係機関と連携した相談事業・講座の実施を通じて創業する方、事業を引き継ぎたい事業者等の支援を行います。

126 ニーズ把握等を目的としたつながりの場づくり 産業振興課

商店会関係者や事業者等と子どもや子育て世代が情報交換等を行うことができる場づくりを行い、事業活動の充実や市の新たな施策づくりに向けたニーズ把握に取り組みます。

127 就労に課題を抱える方への支援 生活福祉課、産業振興課、障害者福祉課

就労に困難さを抱える18歳以上の生活困窮者*や被保護者に対し、本人の状態に応じた多様な形での就労を実現するため、能力向上、求人開拓、職場定着等を支援します。また、就労に困難さを抱える方を支援するための体制の構築や、連携強化を推進します。

その他、就職後の継続的なサポートのあり方を研究し、ソーシャルファーム*等の支援体制の仕組みについても検討します。

128 若年層健康診査・子宫がん検診等の実施 健康課

16歳以上(39歳まで)で健康診査の機会のない方に若年層健康診査、若年層胸部検診を実施します。

20歳以上の女性に子宮がん検診を実施し、子宮頸がんワクチンの接種とあわせて周知します。

129 若者の生涯学習支援 生涯学習スポーツ課

武蔵野地域五大学*と連携し、共同講演会、教養講座や大学正規科目聴講等により、高度で体系的な学習の機会を提供します。また、武蔵野プレイス*で勤労者向けに役立つ講座を開催し、生涯学習支援を図ります。

130 未来をひらくはたちのつどい(実行委員会) 生涯学習スポーツ課

成人式実行委員として、成人の日に開催する「未来をひらくはたちのつどい」の企画から運営まで自分たちの手で創り上げる機会を設け、社会活動への参加を促進します。

コラム

若者の自立と社会参加を支援する 若者サポート事業「みらいる」

人とのつながりや「次のステップ」に踏み出す足がかりを求めている概ね15歳から18歳の若者に、相談の場と安心して参加できる活動の場を提供しています。

- ① **個別相談** (可能な支援について一緒に考える)
- ② **居場所** (安心して過ごすことができる場の提供)
- ③ **活動の場** (進路を探していくためのプログラムの実施)
- ④ **進路のための活動** (就労や進学・復学に向けての学習支援)
- ⑤ **仲間づくり** (スポーツやプログラムを通して実施)
- ⑥ **地域活動** (社会参加の楽しさを学ぶ)



委託先
文化学習協同ネットワークHP

基本施策
4

子どもの「生きる力*」を育む

施策4-1 幼児教育の質の向上と小学校教育との円滑な接続

現状と課題

幼児教育は、幼稚園、保育所、認定こども園等、多様な機関によって担われています。それぞれの機関は、質の高い教育・保育を実施していますが、社会との関わりや体験活動等の「生きる力*」を育むことがより一層求められています。

幼児期は、子どもにとって最も重要な発達時期の一つです。多様な教育機関の連携強化と学童期への円滑な接続を通して、より質の高い幼児教育を実現し、子どもたちの健やかな成長と発達を支えていくことが重要です。

施策の方向性

幼児期における遊びを通した豊かな体験は、子どもの「生きる力*」を育むための基礎となります。幼児教育に関わる教員、保育者が研修等により、遊びを通した体験を大切にする幼児教育についての知見を深めることにより、市全体の幼児教育の質の向上を図ります。また、幼児期の豊かな学びが小学校教育に引き継がれるよう、武蔵野スタートカリキュラムの実践を通じ、幼稚園、保育園等と小学校の連携を進め、本市として大切にしたい「生きる力*」を育む幼児教育の考え方とその実践を関係者で共有します。あわせて、私立幼稚園の教育環境の向上に向けた支援を行います。

重点事業

131 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携強化 子ども育成課、指導課

目的	幼児教育に関する教育、保育者が研修等を通して、遊びを通した体験を大切にする幼児教育についての連携を進めることで、市全体の幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続に関する施策を推進します。
事業概要	<p>武蔵野市生きる力を育む幼児教育振興検討会議の報告書(令和3(2021)年11月)を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園の合同研修等を通じて、幼児教育の担い手としての各施設間の連携、家庭や地域社会との連携、小学校との連携を深められるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、幼児期以降の教育への円滑な接続、連携の推進を図るために、指導要録及び保育要録の小学校への送付を継続します。</p> <p>幼児期の豊かな学びを小学校に引き継ぐために、子どもの気付きや子ども同士の関わり等を大切にした武蔵野スタートカリキュラムを推進します。</p> <p>幼稚園・保育園等と小学校の連携を進めるために、子ども同士の交流や、園訪問・学校訪問による教職員間の情報交換を進めます。</p>

個別事業

132 生きる力*を育む幼児教育の振興 子ども育成課

武蔵野市生きる力を育む幼児教育振興検討会議の報告書(令和3(2021)年11月)、武蔵野市第六長期計画・調整計画において、幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続に関する施策の推進が掲げられています。

幼稚園・保育園・認定こども園等の幼児教育施設では、それぞれの施設の理念や独自性に基づいた教育・保育を実践しています。それらの実践を尊重しながら、さらに「生きる力を育む」という観点から、合同研修等を通じて、各施設間の連携、家庭や地域社会との連携、小学校との連携を深められるよう取り組んでいきます。

133 私立幼稚園への支援 子ども育成課

私立幼稚園が行う、研究・研修事業、体験活動事業、特別支援教育事業等への補助を実施し、幼児教育の振興と充実を図ります。

私立幼稚園園児の保護者の負担を軽減するため、入園料の補助を実施します。

国や都の幼児教育に関する動向を注視し、幼児教育の振興と充実に資する支援を検討します。

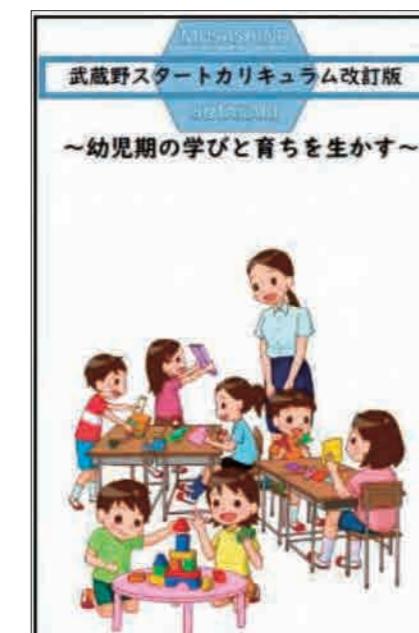
134 家庭や地域社会に向けた幼児教育等に関する情報の発信、共通理解の促進 子ども育成課

幼稚園・保育所・認定こども園等の社会的役割や教育・保育の方針、幼児教育の取組みや地域行事、地域交流等について、より効果的な周知方法を検討します。

家庭や地域の幼児教育に対する関心を高めるとともに、保護者が適切な施設を選択できるように取り組みます。

135 むさしのブックスタート事業 図書館

「赤ちゃんと一緒に絵本で楽しい時間を共有してほしい」という願いから、平成14(2002)年度に開始したむさしのブックスタート事業について、保健センターで実施する乳幼児健診と3歳児健診の会場に出向き絵本をプレゼントすることで、絵本との関わりの大切さを親子に伝えていきます。



■スタートカリキュラム
幼児期の豊かな学びが小学校教育に
引き継がれるよう編成されたカリキュラム

施策4-2 青少年健全育成事業の充実

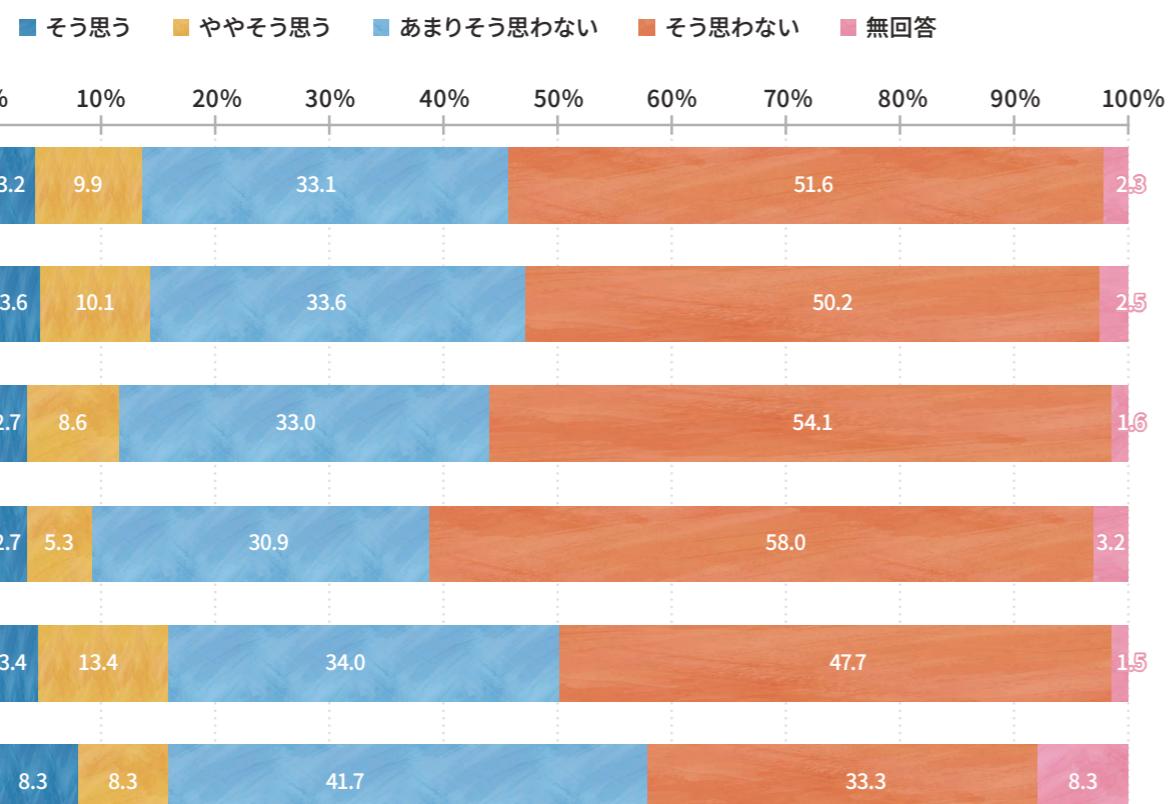
現状と課題

インターネットや情報端末の普及により、生活や情報のやり取りが便利になる一方、青少年が直接人と接し、主体的に活動できる機会が減少しています。

これらの課題を解決するためには、青少年が人と直接関わり、主体的に活動できる機会の提供、居場所づくり、ひきこもり*支援、国際理解教育の充実等、地域社会全体で取り組むことが求められます。

■青少年の居場所の感じ方

Q.いつも自分の居場所がないと感じる。



資料：令和5年度 青少年に関するアンケート調査報告書（令和6年10月）

施策の方向性

子どもが様々な経験を通じて「生きる力*」を身に付け、地域への愛着を高めることができるという観点から、むさしのジャンボリー事業*等、体験活動を大切にする事業を引き続き実施します。また、将来自ら社会や地域の中で、子どもの育ちを見守り、支えていくことをイメージできるような機会を提供する事業について検討します。

子どもの居場所については、当事者となる中高生世代等の子ども・若者からの意見を踏まえ、自由に来所

でき、安心して過ごし、集うことができる多様な居場所づくりを推進するとともに、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもや若者への支援を充実させます。

重 点 事 業

136 中学生・高校生世代等の居場所の充実 児童青少年課

目的	中高生が放課後や休日に安心して集い、語らうことができるような居場所について検討し、充実した日々を過ごせるよう支援します。
事業概要	中学生・高校生世代を中心に、子どもが自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる地域における多様な居場所について検討を行います。当事者となる若者世代からの意見を踏まえ、既存の施設も含めた子どもの居場所のあり方について市の方向性を示します。中高生世代の居場所が不足している東部地域と中部地域については、本町コミュニティセンターの移転にあわせた施設複合化、保健センター増築に伴う施設複合化の中で、中高生世代の居場所づくりの検討を進めます。

個 別 事 業

137 青少年の自然体験事業の実施 児童青少年課

子ども達の経験の幅を広げる機会として、親子稻作体験、遠野市・鳥取県家族ふれあい自然体験、二俣尾自然体験、アウトドアスクール等の自然体験事業を実施します。

子どもが自由な発想で遊びができる場として、境冒険遊び場公園・大野田公園・松籟公園において民間事業者に委託してプレーパーク*を実施します。

138 むさしのジャンボリー事業*の充実 児童青少年課

豊かな自然環境の中での共同生活を通じて「自立心」「創造性」「豊かな心」を育むことを目的として、青少年問題協議会地区委員会*との共催で、夏季休業中に市立自然の村*において小学4年生から6年生までを対象とする2泊3日の野外活動を行います。また、この事業を支える地域の指導者やキャンプカウンセラーの充実を図ります。

139 青少年善行表彰事業の実施 児童青少年課

子どもたちの健やかな成長を願い、その善意や思いやりのある行いに光を当て、励ます「子鳩・けやき表彰」を実施します。あわせて、子どもを対象にした活動を継続的に行っている、社会奉仕活動団体、公共的活動団体、青少年の健全育成に顕著な功績がある団体を奨励団体として表彰します。

140 中高生世代ワークショップ等の実施 児童青少年課

将来を担う世代が市政や地域活動等に関心を持ち、市の施策に関する理解を深めたり、自らに関係のある事業についての提言を行ったりできるよう、中高生世代を対象としたTeensムサカツに代表されるワークショップ等を実施します。

141 消費者教育の充実 産業振興課、生涯学習スポーツ課

令和4(2022)年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、悪質業者が社会経験の浅い18歳、19歳の若者をターゲットにし、それらの年代の方が被害に遭うケースの増加が懸念されています。お金に対する正しい知識や判断力を高めるため、実際の社会経済の仕組みについて学ぶ取組みを行います。成年になる直前の中高生に向け出前講座や啓発リーフレットの配布を行い、被害防止の取組みを進めます。

142 心のバリアフリー*の推進 障害者福祉課

「様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合う」という心のバリアフリー*の理念について、「心のバリアフリー*ハンドブック」を活用して、市内小中学校等への出前講座等を通して啓発していきます。

143 薬物乱用防止対策の推進 健康課

市内全11校の中学校から薬物乱用防止をテーマとしたポスターや標語を募集すること等により、青少年の薬物乱用防止対策の一環として、青少年が薬物乱用に対する問題意識を持つよう、啓発を行います。

144 平和啓発事業(子ども・青少年向け)の実施 市民活動推進課

戦後80年、市制施行80年等の節目の年に、市内在住・在学の中高生を長崎に派遣する青少年平和交流派遣事業を実施し、現地で平和祈念式典や青少年ピースフォーラム(主催(公財)長崎平和推進協会)に参加することにより、次代を担う若い世代に戦争の悲惨さと平和の大切さを継承していきます。また、5月の憲法月間記念行事、8月の夏季平和事業、11月の「平和の日イベント」等においても、平和啓発事業を実施します。

145 青少年を対象とした国際交流事業の充実 多文化共生・交流課

国際化時代にふさわしい広い視野を持った青少年を育成するため、海外友好都市のアメリカ合衆国テキサス州ラボック市、大韓民国ソウル特別市江東区、大韓民国忠清北道忠州市、ロシア連邦ハバロフスク市、ルーマニア・ブラショフ市との相互派遣交流やオンライン交流等を行います。

特に海外派遣事業では、その成果を広げるため、参加した青少年が自身の経験を市民に伝え、地域における多文化共生*への理解が深まる機会を設けます。

146 武蔵野プレイス*を活用した青少年支援事業の実施 生涯学習スポーツ課

青少年が活動を通して社会との関わりを持つことができるよう、武蔵野プレイス*で居場所づくり事業やキャリア形成支援、相互交流事業等の各種支援事業を実施します。青少年フロアでは、常時スタッフによる青少年への働きかけ(ロビーワーク)を実施し、青少年同士の関係構築等を支援します。

147 中高生世代や若者と産業分野・産業団体との連携事業の検討 産業振興課

産業振興施策として、新たに学生等への直接的なアプローチを開始する前段階として、府内の他部門で関わる学生等(Teensムサカツや中高生リーダー、環境の学校Youthプロジェクト等)との意見交換や事業協力に関して検討します。

148 中高生世代が乳幼児と関わる場の創出 児童青少年課

保育園や0123施設*、児童館等と連携し、中高生世代がボランティアで保育体験ができる場や仕組みについての検討を行います。

施策4-3 子どもの体験・学習機会の充実**現状と課題**

「人生100年時代」の到来や、飛躍的な技術革新、グローバル化の一層の進展等、社会環境が激しく変化する中、人々が生涯を通じて自ら学んでいくこと、生涯学習がますます重要となります。

人が学ぶ理由は様々ですが、共通して「学ぶ人の人生を豊かにするため」という大前提があります。学ぶ人の人生が豊かになれば、ひいては社会の豊かさにもつながっていきます。

本市では第二期武蔵野市生涯学習計画において、基本理念に「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」を定めています。「学びおくり」とは学んだことを他者、地域、コミュニティ、社会、あるいは次の世代へ「おくる」という意味の造語です。この「学びおくり」を通じて、市民が自分たちのまちを自分たちでつくることを基本理念で定めています。

また、生涯学習という言葉は、あらゆる種類の学習を含み、次の図のようになります。学校教育における学習のみならず、家庭教育や社会教育における学習等、子どもの体験・学習機会のより一層の充実が求められています。

■生涯学習の範囲**自己学習・偶発的学習**

- ・自己学習: 学習する意思を持ち、教育として提供された機会によらず、自ら行う学習
- ・偶発的学習: 学習する意思を持たないが、生活のあらゆる活動の中でたまたま何かを学ぶこと

社会教育における学習**社会において広く行われる学習**

- ・成人向けの講座、勉強会、その他イベント等における学習
- ・家庭教育、学校教育以外の場面における子ども、若者の学習

家庭教育における学習**家庭内における子どもの学習**

- ・生活習慣や情操の形成、能力の向上等を目的として親等が行う一連の教育(遊びを含む)における子どもの学習

学校教育における学習**学校内における児童・生徒の学習**

- ・教師等が行う授業における児童・生徒の学習
 - ・課外授業、学校行事等における児童・生徒の学習
- ※詳細は学校教育計画に委ねる

生涯にわたって学びが求められるこれからの時代においては、「内容」を楽しく学ぶことも大事ですが、様々な分野の学びに応用できる「学び方」を学ぶことも重要です。学びに対する姿勢が確立していない子どもたちに対して、主体性を育み、自ら探求する楽しさを味わえるよう、「学び方」を学ぶ機会を提供していく必要があります。

施策の方向性

学びおくりあい、わたしたちがつくるまちの実現に向け、「学びをえらぶ・はじめるの支援」、「学びをひろげる・つなげるの支援」、「学びをおくるの支援」、「学びの土台の整備」を進めていきます。

具体的には、学校教育と調整を図りつつ、学校外で子どもたちが学びを広げ、深められるよう、学校で学んだことをさらに掘り下げるテーマや学校教育で扱われていない内容について取組みを進めていきます。

土曜学校*のサイエンスクラブ等の体験活動を提供し、学んだことを他の子どもたちに伝えるむさしのサイエンスフェスタのような場を設けることや、地域社会の団体等と連携する事業を行います。

スポーツ推進の取組みでは、学校教育と連携した体力向上を目指した取組みやスポーツの魅力を伝える機会の充実、武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成を図ります。また、文化・芸術分野では、専門性を持つ団体等との連携により文化芸術体験の支援を行います。

環境分野では、環境啓発施設を活用した環境学習の支援、環境啓発イベントの開催、子どもの自然体験学習の推進等により、子どもへの環境啓発を推進します。

個別事業

149 環境啓発施設における子どもへの環境啓発の推進 環境政策課

環境啓発施設「むさしのエコreゾート*」を拠点として、子どもから大人まであらゆる世代、年齢層の環境学習を支援するとともに、学齢期の子どもや未就学児が親子で遊びながら環境に触れ、関心を高められるような機会を提供します。

150 子どもが楽しむスポーツの推進 生涯学習スポーツ課

スポーツによる子どもの育ちを大切にし、学校教育と連携しながら、体力向上を目指した取組みや、身体を動かす楽しさやスポーツの魅力を伝える機会、また、日頃の活動の成果を披露する場づくりの充実を図ります。

151 武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成 生涯学習スポーツ課

国際スポーツ大会を契機に、市民の誰もがスポーツに参加できる環境づくりを目指し本市が取り組んできた「Sports for All」事業の開催や、本市にゆかりのあるトップアスリートによる学校訪問や講演、イベント等を通じた交流の機会の充実を図ります。

152 学校教育や地域団体との連携及び青少年への生涯学習機会の提供 生涯学習スポーツ課

学校休業日の土曜日等に、学校では普段取り扱わない体験活動プログラム等を中心とした土曜学校*を開催します。また、土曜学校*サイエンスクラブで学んだ子どもたちが、他の子どもたちに学んだことを伝える「むさしのサイエンスフェスタ」のような機会、市民交響楽団との連携による小中学生への音楽指導、武蔵野ふるさと歴史館*の企画展の学校教育連携事業、地域社会の団体との連携による体験事業等を行います。

153 関連団体の専門性を活かした芸術・文化体験の支援 市民活動推進課、生涯学習スポーツ課

(公財)武蔵野文化生涯学習事業団*など専門性を持つ団体との連携により、子ども・青少年に、体験型や親子参加型、その他育成支援等、質の高い芸術・文化体験を可能とする取組みを支援します。

154 子ども読書活動推進事業の充実 図書館

令和2(2020)年度に策定した「第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書に関わる様々な取組みを進めています。令和3(2021)年度から開催している「子ども読書活動推進連携会議」を引き続き開催し、子ども関連施設との情報交換を行います。子ども関連施設の職員を対象とした、「読み聞かせ講座」を開催し、また新しい事業として、絵本の読み聞かせボランティアを養成し、各施設に派遣する仕組みを作ります。

155 図書館による学校支援の推進 図書館

令和2(2020)年度に策定した「第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書に関わる様々な取組みを進めています。これまで同様、学校の授業等で使用する図書資料の貸出しを行います。また、学校への貸出しがよりスムーズにできるための仕組みづくりを、電算システムの更改にあわせて行います。

156 子どもの自然体験学習の推進 緑のまち推進課

むさしの自然観察園*での自然観察や、二俣尾・武蔵野市民の森*での多種多様な自然体験等から、自然環境・自然保護への関心を高めるとともに、緑や森林の持つ公益的な役割の認識を高めます。

157 野菜栽培体験学習事業 緑のまち推進課

「農」に触れる機会は、子どもの情操教育にも寄与し都市の生活では貴重です。未就学児童や小学生の参加可能な野菜栽培・収穫体験を通じて、都市における農地保全に対する理解を深めます。

158 夏休みごみ探検隊 ごみ総合対策課

市内在住、在学の小学生から参加者(保護者同伴)を募集し、中間処理施設(武蔵野クリーンセンター)の見学や最終処分場の見学を行っています。これらを通じて身近なごみの処理やごみの行方について知ってもらうことにより、ごみの減量・ごみと環境の関わり・自然環境保全に対する認識を深めます。

159 アントレプレナーシップ(起業家精神)醸成の研究 産業振興課

既存事業として行っている学びの場・機会を活用した取組みや、教育委員会や外部の関係機関と連携した事業づくりを検討し、事業化に繋げていきます。

■むさしのサイエンスフェスタ



施策4-4 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成

現状と課題

これからの社会は、細かいことを覚えるだけでなく、活用の効く知識が大切です。そのうえで、学習の基盤となる言語能力や情報活用能力の育成も欠かせません。また、子どもが健やかに学び続けるためには、健康の保持や体力向上の取組みも必要です。

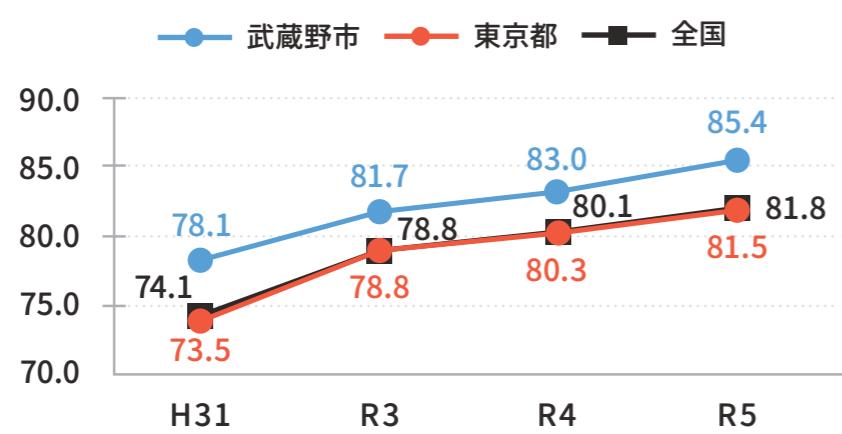
子どもは有能な学び手であり、環境が整えば自ら学んでいきます。日頃から、子どもの気付きから課題を追究する学習を実現すること、教員自身が子どもと一緒に探究しようとする姿勢が大切です。

特に、ICT^{*}を使うことで、子どもは教員を介さずに求めている知識に直接アクセスできることが期待できます。

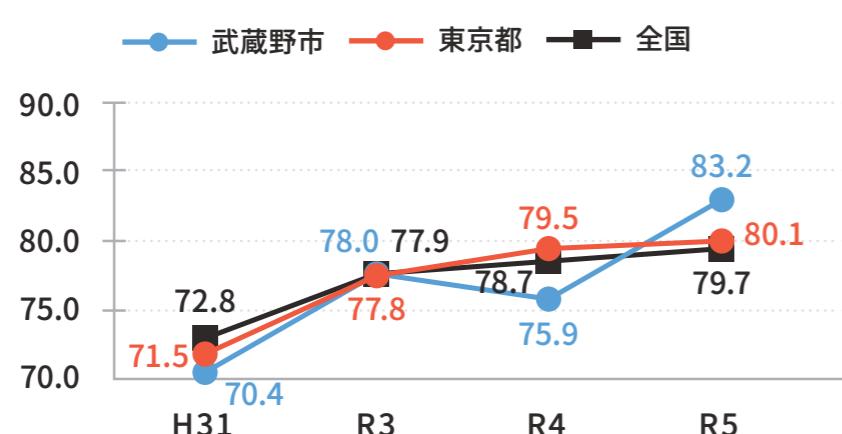
■児童・生徒との間で話し合う活動を通じた考え方の深化等の状況

Q.学級の児童・生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考え方を深めたり、広げたりすることが出来ていますか。

小学校 肯定的な回答の割合



中学校 肯定的な回答の割合



資料:全国学力学習状況調査児童・生徒質問紙

施策の方向性

「生きる力^{*}」を支えるあらゆる学びの基盤である情報活用能力、言語能力等の資質・能力を育成する取組みを着実に進めます。情報活用能力の育成については、武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針^{*}に基づき、デジタル・シティズンシップ教育^{*}に関する実践を蓄積します。また、国の動向を踏まえたうえで、学習者用デジタル教科書の導入・活用を推進します。各校のその他のICT^{*}機器について、計画的に更新していきます。

言語能力の育成については、学校の授業以外の場も含めた読書活動を通して、多くの語彙や多様な表現等の学びを推進していく必要があります。また、子どもの居場所でもある学校図書館は、役割を拡充した学校司書^{*}間や中央図書館との連携により機能の充実を進めるとともに、情報活用能力育成の観点や改築校に新たに設けるラーニング・コモンズ^{*}を含め、効果的な活用について検討します。

個別事業

160 学習の基盤となる言語能力・情報活用能力の育成 指導課

言語能力育成のために、今後も各教科等の特質に応じた言語活動や、読書等を通じた必要な語彙の獲得に取り組みます。

「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針^{*}」に基づき情報の収集・整理・分析・表現等の情報活用能力育成の取組みを各教科等で進めます。

保護者と協力し、関係法令の遵守を前提に学習者用コンピュータの自律的・創造的な活用（デジタル・シティズンシップ教育^{*}）を進めます。

161 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 指導課

引き続き、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努めます。特に各教科等では、身近な生活や実社会とつなげ、「なぜ?どうして?」と問題を発見し、解決する学習過程を大切にします。

その中で、学習者用コンピュータ等を活用し、自分に合った学習方法を各自で選択できる、意見や情報をすぐ共有・検討するといった個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を研究していきます。

162 ICT^{*}を活用した教育の推進 指導課

次期学習者用コンピュータ導入に合わせ、学習支援ソフト等を活用し、どの教員も子どもの学習データの蓄積と、一人ひとりの実態に合わせた個別の学習支援を推進できる環境を整備します。

163 実社会につながる理数教育の推進 指導課、生涯学習スポーツ課

普段の生活と関連した理科の学習や、実社会の問題から数学的な側面を見つける学習など実生活とつながる理数教育の充実を図ります。

市内の理数教育への機運を高めるために、東京都教職員研修センターや近隣大学が実施する理数教育に関する研修等の受講をさらに推進していきます。

サイエンスクラブ及びピタゴラスクラブ等をはじめとした土曜学校^{*}や、むさしのサイエンスフェスタ等の生涯学習事業と学校教育が協力しあい、科学に対する興味・関心や科学的な見方・考え方を高める取組みを検討します。

164 体力向上や健康の保持増進の取組み 指導課

健康はウェルビーイングの観点から重要です。運動量の確保や質の向上のため、日々の授業や休み時間の取組みを工夫します。

生涯に渡って運動に親しむ意欲を育むことを目指し、パラスポーツやニュースポーツ等の体験機会をつくります。

外部講師によるがん教育等、健康課題に関する学習を充実します。

165 中央図書館と連携した読書活動 指導課、図書館

中央図書館と連携し、学校司書*による授業支援や研修を充実させ、子どもの居場所である学校図書館の読書センター、学習・情報センターとしての機能を高めます。

改築校に設けるラーニング・コモンズ*の効果的な活用を検討し、個別最適な学びや協働的な学びを充実します。

166 小中連携の推進 指導課

義務教育9年間のゴールの明確化・共有のために、学習指導の系統性に関する協議、中学校区内の学校行事や特色ある教育活動への相互協力等を小中合同研修会等で協議します。



施策 4-5 多様性を生かし、市民性を育む教育

現状と課題

教員をはじめ、子どもに関わる大人、そして子ども自身が「全ての子どもは幸せになる権利を持つ」という認識を育んでいく必要があります。子どもは、一人ひとり違った考えや意見を持っています。そうした多様性を生かした交流活動や、目的や目標の実現に向けた合意形成の取組みを進めていくことが大切です。

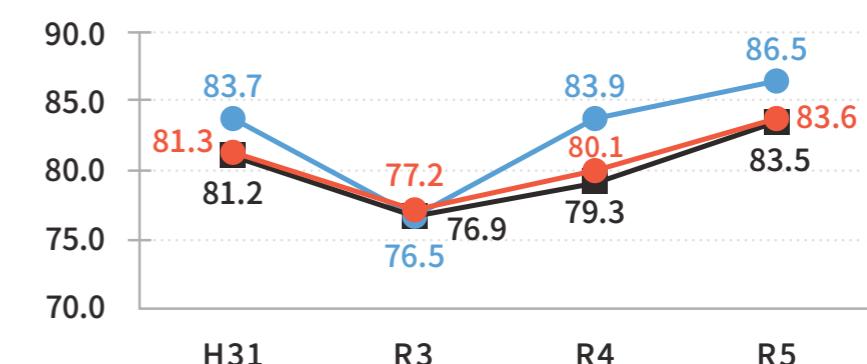
社会構造が大きく変わる中、自分で考え判断・行動できる子どもの育成を一層重視していく必要があります。直接人と出会い、話すことができることが学校のよさです。安心できる学校・学級でこそ、一人ひとりが自分の力を発揮することができます。

本市では、総合的な学習の時間を中心に各校が特色ある実践をしてきたことで、課題解決や社会参画への意識の高まりがみられています。持続可能な社会をつくるには、子どもと大人がともに「自分の参画で社会が幸せになる」という社会参画への意識を高めていくことが大切です。

- 自分のよいところ及び地域や社会への貢献希望の有無
Q.自分にはよいところがあると思いますか。

小学校 肯定的な回答の割合

武蔵野市 東京都 全国

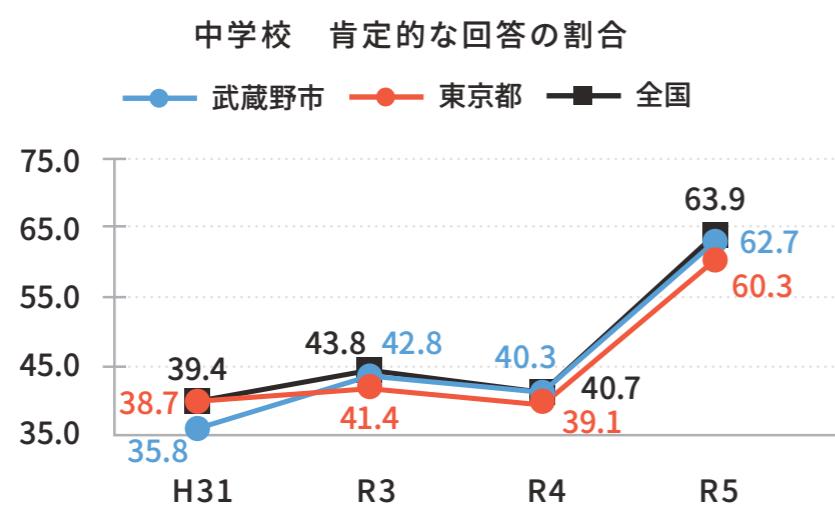
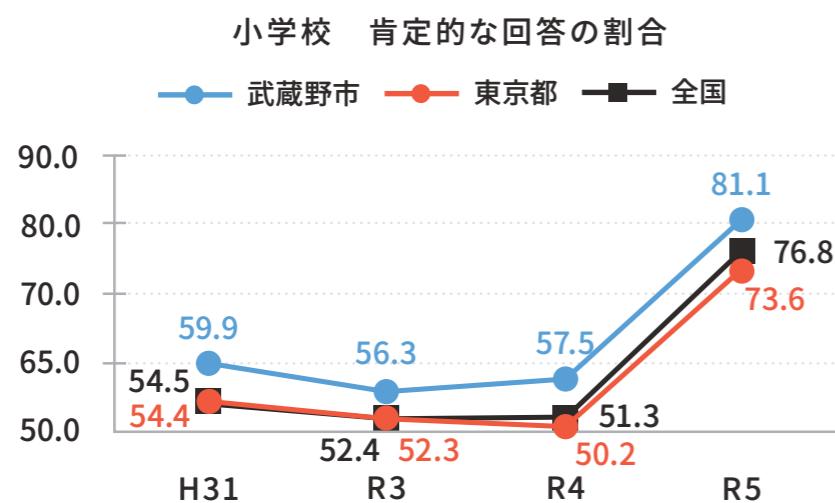


中学校 肯定的な回答の割合

武蔵野市 東京都 全国



Q.地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。



資料:全国学力学習状況調査児童・生徒質問紙

施策の方向性

様々な背景を持つ子どもたちが安心していられる学校・学級を前提に、一人ひとりが自信をもち、活躍できる機会をさらにつくる教育活動を推進します。また、市民性を育む取組みを一層進めるため、子どもの思いや地域の特色を生かした各校の取組みや、地域・関係機関と連携した協働的な学びを推進します。

長期宿泊体験活動*をはじめとした豊かな体験活動や多様な交流活動を充実することで、子どもたちの成長機会をつくります。

個別事業

167 自発的・自治的活動を通した意見表明・参加 指導課

子どもの意見表明や参加は、児童の権利に関する条約や武蔵野市子どもの権利条例にも位置付けられた子どもにとって大切な権利の一つです。

学校行事を子ども主体で計画する、学校の実情や社会の変化を踏まえて生活のきまりを見直す等、児童会や生徒会等による自発的・自治的な活動を通した意見表明や参加を推進します。その際、少数意見や保護者・地域の意見など多様な意見を生かすための過程・手順を大切にします。

168 人権教育・道徳教育の推進 指導課

「人権教育プログラム(学校編)(東京都教育委員会作成)」を活用し、全教育活動を通して、自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動につながる人権教育を推進します。

武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利*と尊厳が守られるよう、子どもの権利*の周知・啓発を行います。

答えが一つではない道徳的な課題を自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」「議論する道徳」の一層の充実、道徳授業地区公開講座をはじめ、保護者・地域との連携を図ります。

169 生徒指導の改善 指導課

生徒指導の目的には、子ども一人ひとりの「個性の発見」「可能性の伸長」「自己実現」を支えることなどがあります。子ども自身が、「自分は大切にされている」「皆で支え合っている」「自分の考えを述べることができる」等と実感できるよう、全教育活動で、「何をしたいのか」「何をするべきか」といった子どもの主体性を尊重した取組みを推進します。

緊急性が高い事態の発生時等、警察をはじめとした学校外の関係機関との連携を着実に実施します。

170 安心できる学校・学級風土づくり 指導課

学習者用コンピュータ等を使い、授業への満足度等、学校の風土を「見える化」し、関係者が共通認識の下で取り組み、より安心して学べる学校に改善します。

いじめ防止対策推進法や武蔵野市子どもの権利条例など法令に基づき、校長を中心とした学校いじめ対策委員会による組織的ないじめ対策を着実に実施します。

自殺予防、不登校、インターネット等に関わる問題、性に関する課題(生命(いのち)の安全教育)等、生徒指導にまつわる個別の課題の未然防止教育を着実に実施します。

171 学級活動の充実 指導課

学級活動は、話し合い活動等を通して、子ども一人ひとりの自主的、実践的な態度や社会性等の育成を目指します。そのため、学級・学校の中から課題を見出し、解決するための方法や内容を話し合う等、他者と協働してよりよい学級や学校生活をつくりていきます。特に、学年の発達段階に応じ、集団としての「合意形成」や、自己の課題解決のための「意思決定」のプロセスを大切にします。

172 異なる学年・学級等の交流の充実 指導課

異学年交流は、上学年のリーダーの意識や思いやりと、下学年の成長への意識を向上させます。教科の発表、集会活動、学校行事等で、各学年のよさを生かした交流活動を進めます。

特別支援学級併設校では、特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を推進し、共に学校をつくる一員としての集団意識を高めます。

学校の実態に応じ、特別支援学校との副籍交流について、直接交流や作品紹介等の間接交流を推進します。

173 地域と連携した学びの推進 指導課

社会参画意識を高めるには、実際に人々と触れ合う中で、地域や社会を知り、自らも関わることが大切です。

各教科等の学びに、幼児や高齢者、障害者等まちの人々との交流、地域の防災訓練や地域環境の美化など住民との協働的な学びを推進します。その際、地域コーディネーター*を介し、青少年問題協議会地区委員会*やコミュニティ協議会、防災組織等、地域の関係機関との連携を深めます。

174 探究的な学習過程による総合的な学習の時間の推進 指導課

総合的な学習の時間は、地域等の特色を生かし、目標や内容を各校で設定します。

実体験や地域探索から課題を見出す等、子ども自身の課題意識や、探究的な学習過程を大切にします。

学習過程では、新たな課題の発生や学習が暗礁に乗り上げることもありますが、学びを深めるチャンスです。話し合いや地域・社会に赴き、協力を仰ぐなど協働的な学びを進めます。

175 武蔵野市民科*の充実 指導課

武蔵野市民科*は、よりよい地域・社会の創り手の育成を目指し、総合的な学習の時間と教科等を組み合わせた本市独自の取組みです（小学5年生以上で実施）。特に自分・学校・地域・社会から課題を見出し、探究する中で「自分がどう取り組むか・どう関わるか」を発信・実行する取組みを充実します。また、市役所の各課、地域団体や企業、専門家といった関係機関との学びの共有や協働を進め、取組みの様子を保護者や地域へ発信します。

176 文化・芸術等の専門家や外国人との交流 指導課

(公財)武蔵野文化生涯学習事業団*や地域団体等と連携し、プロの音楽や絵画、映像、伝統文化等を体験する機会をつくります。

武蔵野市国際交流協会や市内の大学との連携、東京都教育委員会の事業やオンラインなど活用し、外国人や留学生と交流する機会をつくります。

177 持続可能な長期宿泊体験活動*の実施 指導課

中学3年生の修学旅行や小学6年生の日光移動教室等、全ての宿泊学習を含めた系統性や子どもの参画、探究的な学び、教科等横断的な視点等から取組みを見直し、改善します。

安全面を含めセカンドスクール*を充実するとともに、学校や訪問地等の負担を考慮した持続可能な運営のあり方に関する見直しを検討します。

コラム**武蔵野市民科**

武蔵野市民科は、よりよい地域・社会の創り手の育成を目指し、総合的な学習の時間と教科等を組み合わせた本市独自の取組みです。（小学5年生以上で令和3年度から実施）地域や社会等の中から課題を見出し、探究する中で「自分がどう関わるか」を発信・実行する取組みを充実しています。各校では地域や関係機関の方々と協力して様々な取組みを進め、関係者から感謝の声をいただくとともに、子どもに大きな自信となっています。



地域の商店等と協力して、小学生が作成した駅前のイルミネーション



まちを調査したことをもとに市長等へ提言をしている中学生の様子（吉祥寺駅周辺でのベビーカーの貸出しや放課後の学校図書館利用等が実現）

施策4-6 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

現状と課題

一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援の充実とともに、一人ひとりのよさや可能性を引き出す指導、支援を工夫する必要があります。

可能性を引き出すという視点では、特別支援教育や特定の領域に才能を持つ子への支援、日本語指導等、一人ひとりに応じた支援が大切です。

特に、特別支援教育で一番有効なのは教室環境、ルール、雰囲気の整備といった間接的な支援に関する取組みです。

施策の方向性

障害等の有無にかかわらず共に学ぶことがインクルーシブ教育^{*}の理念であり、共生社会の実現を目指すものです。その実現に向けて、インクルーシブ教育システム^{*}の充実を図ります。全ての子どもの自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じることを目指した連続性のある多様な学びの場を用意し、通常学級と特別支援学級、都立特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。また、医療的ケア児^{*}の支援体制整備、児童生徒への合理的配慮^{*}の提供体制を整備します。あわせて、日本語を母語としない児童生徒への教育的ニーズに応えるため、その保護者への情報提供を含め引き続き支援を行います。

個別事業

178 インクルーシブ教育システム^{*}の構築 教育支援課

ユニバーサルデザイン^{*}の考えに基づく指導の工夫や、感覚の特性等に配慮した教室環境の整備、通常の学級に在籍する支援の必要な子どもへの合理的配慮^{*}の提供体制を整備します。

日本語を母語としない子どもと家庭への支援を継続するとともに、特定分野に特異な才能を持つ子どもの支援も研究します。

医療的ケア児^{*}が安全に学校生活を送ることができるように、支援体制を整備します。

179 特別支援教育の充実 教育支援課

子どもの教育的ニーズに応じる連続性のある多様な学びの場としての特別支援学級のあり方について検討します。

多様な他者を理解・尊重し合えるよう、通常の学級と特別支援学級、都立特別支援学校との交流及び共同学習や、特別支援教室等の教員による通常の学級での障害理解教育、保護者への啓発を行います。

特別支援学級では、義務教育9年間とその先を見据えた指導や支援について、小・中学校や特別支援学校等との連携を深めます。



施策4-7 不登校対策の推進と教育相談の充実

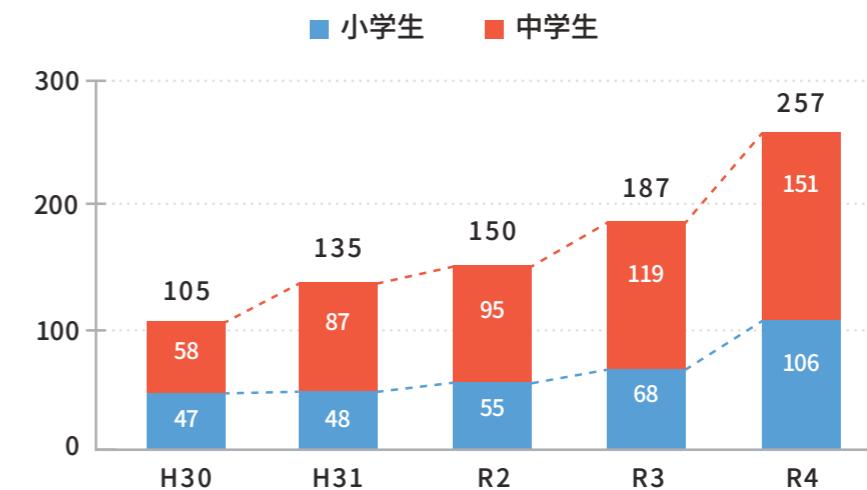
現状と課題

不登校の子どもの数は増加の一途であり、誰もが安心して通える学級風土をつくるとともに、不登校の子どもが一人で悩む状況を無くさなければなりません。

困りごとがあるときに学校の大人に相談できる子どもの割合は5、6割に留まる一方で、関係機関と連携した対応の件数が増えています。

子どもや家庭を取り巻く状況の複雑化により、専門機関等との連携の重要性を感じている教員も多く、課題となっています。

市内の不登校児童・生徒数の推移



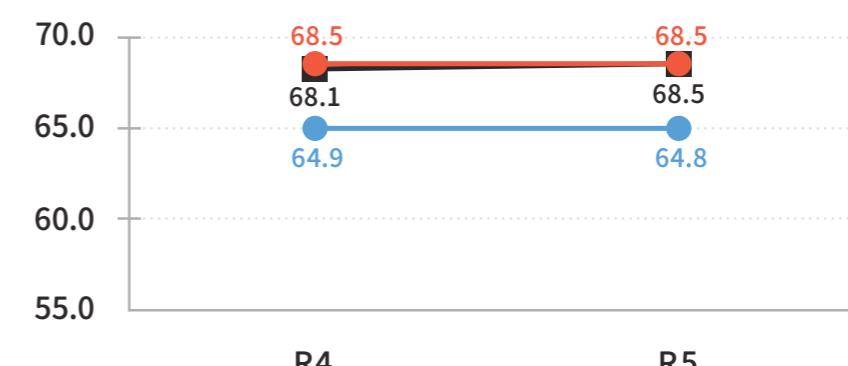
資料:武藏野市教育委員会が実施する「問題行動・不登校等調査」

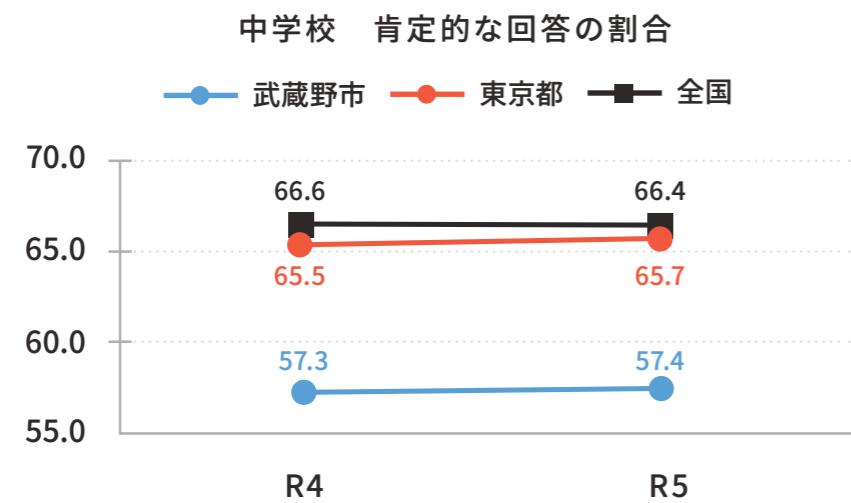
困りごと等の相談先の有無

Q. 困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。

小学校 肯定的な回答の割合

● 武藏野市 ○ 東京都 ■ 全国





施策の方向性

不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校児童生徒の教育機会の確保と社会的自立を目指した相談支援の拡充、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場のさらなる整備が必要です。

不登校の子どもが自分にあった居場所につながるように関係機関とのネットワークを強化するとともに、ICT*活用等による新たな学びの場の検討を行います。

保健センターの増築及び複合施設整備後の施設内に、不登校児童生徒に限らず、多様化、複雑化した課題を抱える児童生徒への相談支援体制を拡充します。

重点事業

180 ICT*活用や関係機関の連携による居場所づくり 教育支援課

目的	不登校の子どもが自分にあった居場所で過ごせるように、ICT*の活用や関係機関の連携を通して不登校の子どもの居場所づくりを進めます。
事業概要	不登校の子どもが自分にあった相談機関や居場所につながるよう、スクールソーシャルワーカー*等と連携した実態把握と関係機関との相談調整を行います。 全校に校内で安心して過ごせる居場所を設け、校内支援を充実します。また、校外の居場所として地域の関係団体との連携を検討します。 不登校の子どもの教育機会と居場所確保のため、新たな学びの場の開設等を検討します。居場所の一つとしてICT*を活用した学びの場を準備します。

個別事業

181 教育相談体制の充実 教育支援課

子どもが学校の大人に気軽に相談できるよう、SOSの出し方に関する教育や、校内外にて教職員が人権感覚を振り返る研修を充実します。

東京都スクールカウンセラー、市派遣相談員*を全校配置し、不登校等を支援するスクールソーシャルワーカー*を全中学校区に配置します。

教育支援センター*と関係機関が連携し子どもに関する切れ目のない相談支援体制を構築するとともに、オンラインでの教育相談の可能性について研究します。

182 専門機関との連携 教育支援課

学校の組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー*を位置付け、心理・福祉の視点からの支援を充実します。加えて、法律的な支援としてスクールロイヤーの設置を検討します。

児童虐待防止やヤングケアラー*等の支援のために、民生・児童委員や子ども家庭支援センター等と連携します。

市のいじめ問題対策委員会やいじめ防止関係者連絡会に弁護士や医者、警察を位置付け、法律や医療等の観点からいじめ対策を進めます。



基本施策
5

教育環境の充実と学校施設の整備

施策5-1 教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求

現状と課題

本市では、教員の働き方改革及び教育の質の向上を目的として、一部教科の担任に変わって担当する市講師*の配置や、授業の補助、学校図書館や部活動において学校を支援する職員等の配置を拡充してきました。

また、小中学校ともに学習者用コンピュータの活用は進んでおり、クラウド*を活用した校務改善も進んでいます。

今後、校務DX*を中心とした働き方改革の一層の推進による業務の効率化や教育データの蓄積と活用が大切になります。

■教員平日1日当たりの平均在校時間の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	(時間)
小学校	令和元年度	11:00	11:07	10:58	10:22	8:39	10:41	10:51	10:45	10:40	10:38	10:52
	令和2年度	9:25	9:13	10:33	10:45	9:03	10:31	10:30	10:28	10:05	9:15	10:23
	令和3年度	10:55	10:45	10:35	9:29	7:02	10:28	10:15	10:14	9:54	9:22	10:04
	令和4年度	10:46	10:27	10:18	9:17	5:57	10:02	10:08	9:53	8:48	9:14	9:30
中学校	令和元年度	10:42	10:40	10:34	10:22	8:11	10:29	10:30	10:26	10:27	10:14	10:10
	令和2年度	8:43	8:40	10:18	10:26	11:11	10:48	10:30	10:17	10:24	9:28	9:43
	令和3年度	11:03	10:54	10:15	9:55	8:42	9:59	10:29	10:31	10:02	9:43	9:56
	令和4年度	10:55	10:40	10:13	9:30	8:30	10:17	10:26	10:00	9:33	9:41	9:18

施策の方向性

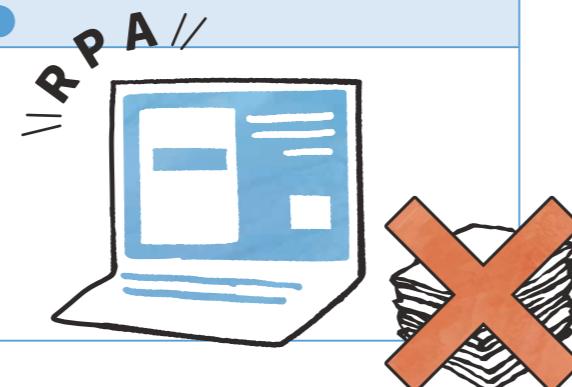
令和4(2022)年2月に改訂した先生いきいきプロジェクト2.0を基に、週当たりの在校時間が60時間を超える教員ゼロを目指して拡充してきた市講師*をはじめ、教育を支える人員体制を維持したうえで、ICT*化による業務改善等の一層の推進を図り、教育力の向上を目指します。

個別事業

183 校務DX*を中心とした働き方改革の推進 指導課

先生いきいきプロジェクト2.0に基づき、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた環境整備として、特に、市講師*や部活動指導員、学校司書*等、学校や教員を支える人員の拡充等を進めています。

資料のペーパレス化、保護者連絡のデジタル化、校務のクラウド*活用等、ICT*による授業準備や業務の効率化をさらに進めます。



施策5-2 質の高い教育を維持するための人材の確保と育成

現状と課題

教員のウェルビーイングを高めるには、業務改善を図るとともに、仕事のやりがいを実感できる取組みを進める必要があります。

カリキュラム・マネジメントは、学校の教育目標実現に向け、地域や子どもの実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価・改善する取組みです。総合的な学習の時間を中心に、授業が子ども主体の学びに変わり、自立を促すものになれば、教員のやりがいにもつながります。学校の教育活動を充実させるには、学校評価を通して取組みを見直し、改善するスパイラルを回すことが大切です。

■教員の仕事のやりがいや充実感の感じる時について

Q. どんなときに仕事のやりがいや充実感を感じますか。(複数回答可)

小学校教員		中学校教員	
内容	%	内容	%
1 受け持っている子どもの成長を感じたとき	87.8	受け持っている子どもの成長を感じたとき	87.8
2 子どもや保護者から感謝の言葉を述べられたとき	76.0	子どもや保護者から感謝の言葉を述べられたとき	74.5
3 同僚や管理職から自分の仕事を認められたとき	61.8	学校行事や大きな取組みがうまくいったとき	54.9

資料：令和5年度 武藏野市子どもの学習・生活に関する調査報告書（令和6年1月）

施策の方向性

若手教員の増加や教育課題の多様化等がある中、教員免許更新制に代わる国や東京都の方針を踏まえ、デジタル技術や教育データの利活用等、新たな教員研修制度を各校の管理職や関係機関との連携により推進します。また、子どもたちとともに特色ある教育活動を充実させていく取組みを進めます。

個別事業

184 教員のやりがい支援(人材育成) 指導課

子どもの成長に欠かせない指導力向上を目的とした、教員の主体的な学びを推奨するために、東京都認定団体や民間団体主催の研究発表会等の参加費補助を充実します。

若手教員育成のための指導主事や教育アドバイザー*派遣、学校運営の中核となる教員向けのマネジメント研修等、職層等に応じた研修や相談事業を充実します。

教員自身のキャリアプランや興味・関心等を踏まえた研鑽のために、研修履歴を基にした管理職との対話による研修の受講を進めます。

185 教育データの蓄積と活用 指導課

教員の経験に加えて、データに基づく指導を実現し、子どもの力を最大限伸ばす環境をつくります。次期学習者用コンピュータ導入にあわせ、学習支援ソフト等を活用し、どの教員も子どもの学習データの蓄積と、一人ひとりの実態にあわせた個別の学習支援を推進できる環境を整備します。今後、子どもの学習履歴や出欠席、健康の記録、指導記録等を自動的に収集・分析ができる教育ダッシュボードの研究を、プライバシーに配慮しつつ進めます。

186 カリキュラム・マネジメントの推進 指導課

学校の教育目標実現に向け、地域や子どもの実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価・改善する取組みである、カリキュラム・マネジメントを推進します。

学校経営計画や学校評価等、校長を中心に全教員が学校運営の主体者として取り組む仕組みを推進します。その際、子どもの学びや教育活動の一層の充実を目指し、教科等横断的な取組み、学校内外の資源の有効活用を進めます。

187 特色ある教育活動の充実 指導課

カリキュラム・マネジメントを確実に進めるために、各校でICT*活用や体力向上、○○フェスタ等、自校の特色ある教育活動は何かを振り返り、充実・発信する取組みを推進します。その際、中学校区内の相互協力を推進します。

特色ある教育活動を推進するために、市の教育課題研究開発校の指定とともに、独自予算の確保、文部科学省の教育課程や授業時数の特例校制度を活用した弾力的な教育課程の編成も検討します。

■特色ある教育活動**施策 5-3 学校と地域との協働体制の充実****現状と課題**

学習指導要領には「社会に開かれた教育課程の実現」が示され、学校の教育目標や取組みを保護者や地域と共有し、協力することが大切です。

しかし、学校が教育活動を工夫しても保護者や地域まで伝わりにくいといった課題もあります。一方で、「保護者や地域も教育の一端を担えないか」といった意見も様々な場面で聞かれます。

子どもの学びや育ちのために、学校は家庭・地域と協力し、よりよい環境づくりに努める必要があります。

■保護者として教育活動推進のため学校に協力できるもの

Q.（保護者として）子どもたちにとってより良い教育活動を推進するために
学校に協力できるものはありますか。（保護者回答・複数回答可）

～上位項目～

～回答項目～	～回答割合～
子どもの興味・関心等に応じた学びと様々な人々と 関わったり協力したりする学びの充実	26.9%
健康教育・体力向上の取組み充実 (日常的な運動習慣づくり、食育の推進、生活習慣の改善など)	18.3%
開かれた学校づくり協議会の機能強化 (学校・家庭・地域が目標を共有し、互いの強みを生かして協力する等)	17.9%

資料：令和5年度 武蔵野市子どもの学習・生活に関する調査報告書（令和6年1月）

施策の方向性

新しい時代を生きる子どもたちが豊かに成長するためには、社会に開かれた教育課程の理念のもと、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、連携・協働を推進する必要があります。そのため、学校運営協議会機能*を取り入れた開かれた学校づくり協議会*を全校で実施します。

個別事業**188 開かれた学校づくりの推進 指導課**

学校を社会に開くため、子どもによる学校ホームページの更新、デジタルを活用した保護者連絡等、相手に伝わる多様な方法による情報発信の工夫を進めます。

開かれた学校づくり協議会*を幅広い年齢層や所属団体で構成し、多様な人々と、よりよい学校運営の熟議を進めます。また、子どもとの協議や保護者・地域の方との懇談等、より多くの人が関わる運営の工夫を進めます。

189 地域学校協働活動の充実 指導課

地域や保護者等が学校とパートナーとなり、子どもの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを進める地域学校協働活動を充実します。

地域資源を生かした学習、登下校の見守りや学校周辺の環境整備、読み聞かせ、各種検定の補助等、学校の教育活動に協力を得られるよう、地域の関係団体に相談・依頼をしていきます。

また、地域行事や防災訓練等に対する学校の理解、放課後や不登校の子どもの居場所づくりを協力しあいます。



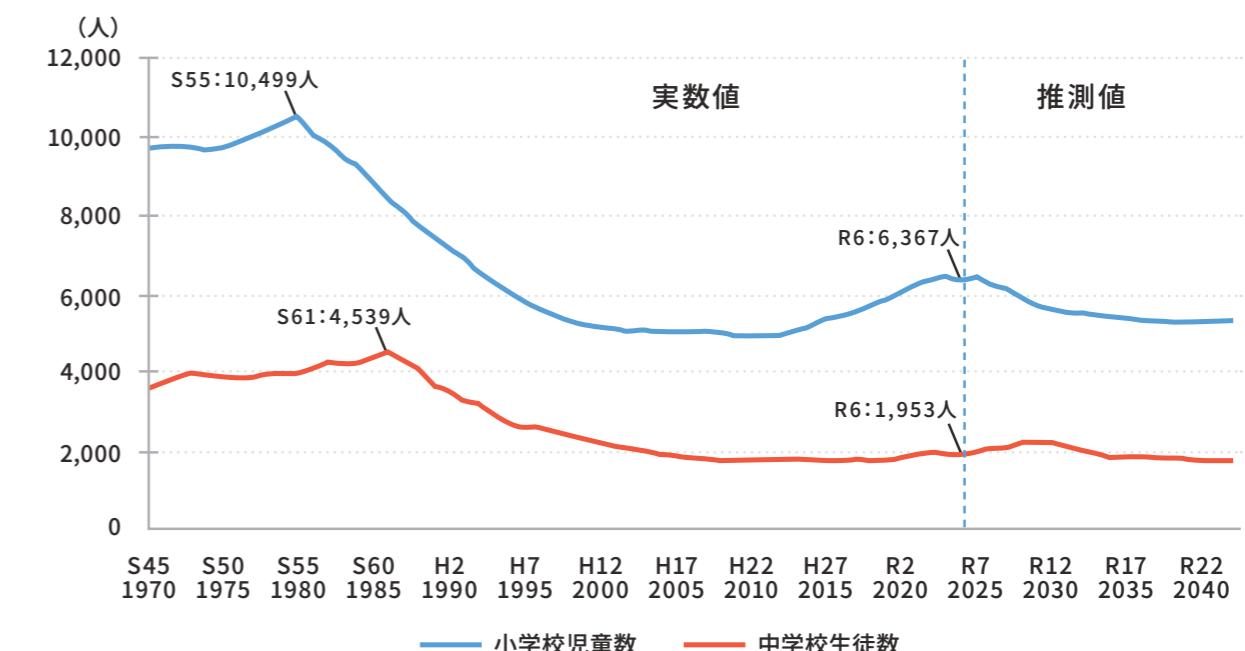
施策5-4 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

現状と課題

令和2(2020)年3月に策定した武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、更新時期を迎える第一中学校、第五中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築事業を進めてきました。

上記4校の次に予定した、第六中学校、第二中学校、第二小学校、境南小学校の改築年次案については、昨今の社会経済情勢等を踏まえつつ、将来の教育も見据えて、同計画の改定にあわせ見直すことました。全市的な観点から、昭和の時代に建設された中学校6校が必要かどうか、未来における教育を見据えてどのような校舎を建設するのかを検討する必要があります。

児童・生徒数の推移



中学校別生徒数の推移（10年間）

中学校名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
第一中学校	331	323	302	294	272	284	313	340	341	344
第二中学校	316	334	356	368	395	411	423	412	401	390
第三中学校	299	331	326	329	301	298	303	315	309	291
第四中学校	390	380	369	404	407	415	446	459	468	462
第五中学校	230	228	245	244	237	201	182	193	225	233
第六中学校	231	197	198	202	207	207	222	226	245	241
合計	1,797	1,793	1,796	1,841	1,819	1,816	1,889	1,945	1,989	1,961

施策の方向性

全体計画の改定に向けて、全市的な観点から中学校の適正な数の検討や、将来の教育を見据えた校舎の検討を行います。

既存の学校施設については、定期的な点検と計画的な保全改修を継続するとともに、児童生徒数の増加、教育的ニーズの変化、自然災害リスク等にも適切に対応して、良好な施設環境を確保します。

給食調理施設については、改築事業にあわせて小学校の自校調理施設の整備を進めます。すでに改築を終えている大野田小学校・千川小学校については、改築事業の進捗に留意しつつ整備時期を検討します。

重点事業

190 学校改築の計画的な推進 教育企画課

目的	更新時期を迎える学校施設について、将来の学校教育を見据えて必要な教育環境を整備するため、計画的に改築を進めます。
事業概要	学校の改築においては、地域で子どもたちを育てるという視点が大切です。今後の改築事業が予定される学校は、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について、子ども、教職員、保護者、地域の意見や専門家の知見を踏まえ、建築面や財政面など様々な観点も含めて検討し、改築を進めます。

個別事業

191 既存学校施設の適切な維持管理 教育企画課

既存の学校施設は、計画的な予防保全と定期的な点検を継続し、良好な施設環境を確保します。

192 自校調理施設の整備 教育支援課

学校給食を安定的に提供するとともに、学校教育における食育を推進するため、小学校の改築にあわせて自校調理施設の整備を進めます。

コラム

\ 第五中学校が完成！ /

学校の改築を進めています

現在、市では「武蔵野市学校施設整備基本計画」に基づき、老朽化した小中学校の改築事業を進めており第五中学校が令和7年1月に竣工しました。

他に、第一中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築事業を進めています。

学校改築を進めるにあたっては、様々な意見を聞く取組みを行っています。教職員、保護者、地域の方を対象に、中学校全6校を会場にしたワークショップや、生徒会役員とのスクールミーティング（意見交換会）を開催しました。

また、学校や学区域の地域と深いかかわりのある委員で構成される「武蔵野市立学校改築懇談会」において、地域コミュニティ、福祉、防災等の多様な観点から意見をいただき事業を進めています。



施策5-5 学校給食の取組みの継続と発展

現状と課題

給食の質である内容や安全性を維持し、さらに充実・発展させることを目指し、そのために必要な献立作成、食材選定、調理方法等について定めた「学校給食の献立作成及び給食調理の指針」に基づく学校給食を提供しています。給食運営委員会、食材選定委員会では保護者等の関係者を含めた運営を行うことで、安全に配慮した食材の厳選、食材本来の味を大切にする手作り調理、伝統的な食文化を伝える和食献立といった本市の取組みを担保する仕組みを構築しています。

なお、令和6(2024)年4月から市立小中学校給食費無償化を実施しています。

施策の方向性

児童生徒の健康や食育の視点から、武蔵野市が進めてきた質の高い給食提供の取組みを継続・発展させます。東京都公立学校給食費負担軽減事業と連動し、市が学校設置者として学校給食費相当額を補助することで、保護者負担の軽減を図り、武蔵野市立小中学校の学校給食費の無償化を行います。なお、東京都の事業が終了する場合は、本市の学校給食費の無償化の実施について再検討を行います。不登校児童生徒への支援として、桜堤調理場で学校給食の提供を行います。

個別事業

193 質の高い学校給食の取組み 教育支援課

健康や食育の観点から、素材から手作りで調理するなど質の高い給食提供の取組みを継続、発展させます。

「学校給食の献立作成及び給食調理の指針」に基づいた学校給食の提供を行うことで給食の質を担保するという仕組みを、保護者をはじめとした市民に広く共有するため、公開・周知に取り組みます。

食物アレルギー等の疾患や宗教上の理由により学校給食の提供を一切受けきれない武蔵野市立小中学校に在籍する児童生徒のいる保護者に対し、経済的負担を軽減するため、学校給食の代替として保護者が弁当対応をする経費を補助する制度を実施します。

■学校給食



施策5-6 持続可能な部活動のあり方の検討

現状と課題

多くの児童・生徒・保護者が部活動は学習意欲向上、責任感や連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成に資する等、豊かな学校生活を送るうえで大きな教育的意義があると考えており、部活動は重要な居場所の一つとなっています。

一方で、学校では、生徒数の減少や指導者が確保できず、継続が難しい部活動があります。また、部活動の顧問を負担と感じる教員も一定数おり、授業に注力したい教員のためにも部活動指導員の拡充が必要です。

施策の方向性

部活動について、学校と関係団体の現状や今後の連携を鑑み、拙速な地域移行*は行わず、学校を中心とした着実な地域連携を図ります。合同部活動の設置や部活動指導員の充実等、中学校的部活動とともに小学校の吹奏楽や合唱等の課外活動も含めて持続可能な部活動のあり方を検討します。

個別事業

194 地域と連携した部活動の推進 指導課

部活動は、スポーツ・文化・科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、地域等と連携した運営が学習指導要領で求められています。部活動コーディネーターを介し、地域人材等による小中学校の部活動指導員の確保と資質向上のための研修を充実していきます。

どの学校でも子どもが希望する運動部や文化部に参加できるよう、拠点校方式による合同部活動を令和7(2025)年度より段階的に実施します。



第5章

武藏野市子ども・子育て支援事業計画

①子ども・子育て支援事業計画概要

- ②計画期間における目標事業量
(ニーズ量の見込みと確保方策)

1 子ども・子育て支援事業計画概要

① 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法では、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行なうことが定められており、その実現のため「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。

子ども・子育て支援事業計画の主な目的として、以下の3項目と定められています。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実を図ること

上記の目的を果たすため、自治体では市民のニーズを把握したうえで、必要とされる教育・保育事業、地域子育て支援事業をどのように確保・実施していくかについて計画を策定しています。

② 量の見込み・確保方策について

本市では、利用者のニーズを把握するため、人口推計及びアンケート調査を実施し、必要に応じて実績等を加味したうえで、各事業における「量の見込み（＝利用ニーズ）」を算出しました。

また、把握した利用ニーズを満たすため以下の各事業における「確保方策（＝提供体制）」を定めています。

教育・保育事業

- ① 施設型給付
 - 認定こども園
 - 幼稚園
 - 認可保育所
- ② 地域型保育給付
 - 小規模保育
 - 家庭的保育
 - 事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- 時間外保育事業
(延長保育事業)
- 放課後児童クラブ
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 利用者支援事業
- 妊婦検診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育訪問支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者に参入促進・能力活用事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業
- 産後ケア事業

③ 幼児期の学校教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画では、各事業の実施に際し、「教育・保育提供区域」を設定することが定められています。本市は、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定するものとし、市域が狭いことを踏まえ、市全域で1区域として設定します。

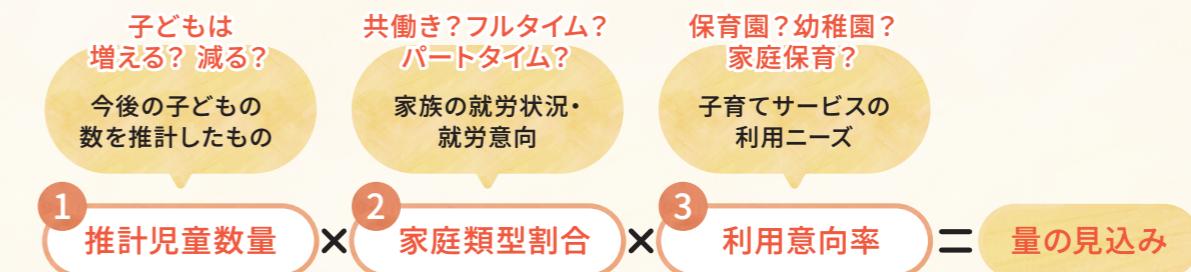
コラム

「量の見込み」ってどうやって決めてるの？

子育て支援施設や子育て支援事業の提供体制を検討するために非常に重要なのが、地域の方の子ども・子育て支援事業やサービスへの利用ニーズを算出した「量の見込み」です。

これは、将来の子どもの数を予測した「①推計児童数量」、各家庭の就労状況等の割合を算出した「②家庭累計割合」、どの事業・サービスがどの程度求められているかを算出した「③利用意向率」、これら3つの要素を掛け合わせて導き出しています。

この「量の見込み」をもとに、今後の事業やサービスの提供体制・実施事業の検討しています。各事業・サービスの実施量は次ページ以降に掲載しています。



2

計画期間における目標事業量（ニーズ量の見込みと確保方策）

① 幼児期の学校教育・保育における目標事業量

		令和7年度			令和8年度		
		量の見込み (確保すべき量)	確保方策	不足数	量の見込み (確保すべき量)	確保方策	不足数
1号認定 幼稚園等での教育を希望	3～5歳児	1,504	2,245	充足	1,511	2,242	充足
2号認定 保育を必要とする事由に該当し、 保育所等での保育を希望	3～5歳児	1,705	2,071	充足	1,714	2,074	充足
3号認定 保育を必要とする事由に該当し、 保育所等での保育を希望	0歳児	303	348	充足	300	348	充足
	1～2歳児	1,335	1,427	充足	1,322	1,418	充足
	計	1,638	1,775	充足	1,622	1,766	充足

令和9年度			令和10年度			令和11年度		
量の見込み (確保すべき量)	確保方策	不足数	量の見込み (確保すべき量)	確保方策	不足数	量の見込み (確保すべき量)	確保方策	不足数
1,496	2,233	充足	1,488	2,228	充足	1,474	2,228	充足
1,697	2,077	充足	1,688	2,080	充足	1,671	2,080	充足
297	348	充足	297	348	充足	297	348	充足
1,307	1,418	充足	1,294	1,418	充足	1,288	1,418	充足
1,604	1,766	充足	1,591	1,766	充足	1,585	1,766	充足

(参考資料) 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）及び確保方策の内訳

（ 3 ～ 5 歳） 1号認定	令和7年度		令和8年度		
	量の見込み		1,504	1,511	
（ 3 ～ 5 歳） 2号認定	確保方策	特定教育・保育施設	150	147	
		幼稚園(新制度以外)等	2,095	2,095	
		認可外保育施設*	—	—	
確保方策合計		2,245	2,242		
（ 3 ～ 5 歳） 3号認定	量の見込み	幼児期の学校教育の利用希望が強い	184	185	
		上記以外	1,521	1,529	
	量の見込み合計		1,705	1,714	
	確保方策	特定教育・保育施設	1,903	1,906	
		幼稚園(新制度以外)等	—	—	
		認可外保育施設*	168	168	
確保方策合計		2,071	2,074		
（ 0 ～ 2 歳） 0号認定	量の見込み		303	300	
	確保方策	特定教育・保育施設	237	237	
		特定地域型保育事業	37	37	
		認可外保育施設*	74	74	
確保方策合計		348	348		
（ 1 ～ 3 歳） 1号認定	量の見込み		1,335	1,322	
	確保方策	特定教育・保育施設	992	992	
		特定地域型保育事業	196	196	
		認可外保育施設*	239	230	
確保方策合計		1,427	1,418		
備考		<ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設…認可保育所、認定こども園(保育園型・幼保連携型)、子ども・子育て支援新制度*に移行した幼稚園 ● 幼稚園(新制度以外)等…上記以外の幼稚園 			

令和9年度		令和10年度		令和11年度	
量の見込み (確保すべき量)	確保方策	不足数	量の見込み (確保すべき量)	確保方策	不足数
1,496			1,488		
138			133		
2,095			2,095		
—			—		
2,233			2,228		
183			182		
1,514			1,506		
1,697			1,688		
1,909			1,912		
—			—		
168			168		
2,077			2,080		
297			297		
237			237		
37			37		
74			74		
348			348		
1,307			1,294		
992			992		
196			196		
230			230		
1,418			1,418		
<ul style="list-style-type: none"> ● 特定地域型保育事業…小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業 ● 認可外保育施設*…東京都認証保育所、企業主導型保育施設の地域枠 					

2 地域子ども・子育て支援事業における目標事業量

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		備考											
		令和5年度利用実績	1,112人(年間実利用者数)						令和6年度定員	3,608人日													
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込み(確保すべき量)	1,309人日		1,306人日			1,293人日		1,284人日		1,275人日		●令和7年度定員及び確保方策について、18時以降の保育を実施している各施設(認可保育施設及び認証保育所)の定員数を合計した人数を記載しています。										
	確保方策	3,592人日		3,592人日			3,592人日		3,592人日		3,592人日												
	確保不足数	充足		充足			充足		充足		充足												
	令和5年度利用実績	教室128,225人、校庭300,981人、図書9,649人																					
	量の見込み(確保すべき量)	教室	128,007人	124,037人		122,053人		118,084人		114,114人													
放課後児童健全育成事業 (あそべえ)	校庭	300,469人	291,152人	286,493人		277,176人		267,860人					●空き教室、早朝及び放課後の校庭等を利用して事業を行います。 ●学童クラブの児童が、毎日決まった時間にあそべえ教室、校庭開放を利用します。 ●あそべえに定員はありません。										
	図書	9,633人	9,334人	9,185人		8,886人		8,587人															
	確保方策	充足				充足			充足		充足			充足									
	確保不足数	充足				充足			充足		充足			充足									
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	令和5年度利用実績	1,665人(民間学童クラブ5か所97人含む)											●学童クラブについては、地域子ども館として、放課後子供教室*(あそべえ)と一体的に運営を行っています。 ●高学年の児童については地域の資源の活用も視野に入れた居場所の検討をしていきます。 ●括弧内の数字は、障害児の受入れ数について記載しています。										
	令和6年度定員	1,814人(民間学童クラブ5か所164人含む)																					
	量の見込み(確保すべき量)	低学年	高学年	低学年	高学年		低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年											
	1年生	588人		595人			565人		588人		591人												
	2年生	512人		545人			553人		527人		546人												
	3年生	470人		472人			506人		513人		487人												
	4年生		133(8)人		130(7)人			122(7)人		120(8)人		109(8)人											
	5年生		67(6)人		65(8)人			61(7)人		60(7)人		55(8)人											
	6年生		27(3)人		26(6)人			24(8)人		24(7)人		22(7)人											
	確保方策	1,650人		1,650人			1,650人		1,650人		1,650人												
	確保不足数	充足	不足	充足	不足		充足	不足	充足	不足	充足	不足											
子育て短期支援事業	令和5年度利用実績	165人											●児童養護施設で実施します。										
	令和6年度定員	730人日																					
	量の見込み(確保すべき量)	180人日		190人日			200人日		200人日		200人日												
	確保方策	730人日		730人日			730人日		730人日		730人日												
	確保不足数	充足		充足			充足		充足		充足												
地域子育て支援拠点事業	令和5年度利用実績	55,848人／年 9か所(乳幼児の延べ利用者数)											●0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館、おもちゃのぐるりん、境こども園いこっと、すくすく泉、みずきっこ、とこここおやこひろば、ひまわりこそだてひろば RAKURUで実施します。 ●公共施設の改築・大規模改修等にあわせた整備の検討を行います。										
	量の見込み(確保すべき量)	62,549人日		70,054人日			78,460人日		87,875人日		98,420人日												
	量の見込み(実施箇所数)	10か所		10か所			10か所		10か所		10か所												
	確保方策	9か所		9か所			10か所		10か所		10か所												
	確保不足数	不足		不足			充足		充足		充足												

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
一時預かり事業(預かり保育・一時保育)						
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の預かり保育)	令和5年度利用実績	92,667人				
	量の見込み (確保すべき量)	1号 50,354人日	2号 43,646人日			
	確保方策	111,785人日	111,785人日			
	確保不足数	充足	充足			
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の預かり保育以外 の預かり保育)	令和5年度利用実績	10,146人(保育所8,310人、ファミリー・ サポート・センター1,836人)※地域子育て支援拠点除く				
	量の見込み(確保すべき量)	14,997人日	14,865人日			
	確保方策	一時預かり (保育所) 13,776人日	一時預かり (地域子育て支援拠点等) 480人日			
	ファミリー・ サポート・センター	1,964人日	2,101人日			
	トワイライトステイ	—	—			
	計	16,220人日	16,357人日			
	確保不足数	充足	充足			
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	令和5年度利用実績	712人				
	量の見込み(確保すべき量)	1,823人日	1,814人日			
	確保方策	2,892人日	2,892人日			
	確保不足数	充足	充足			
就学後の子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ※未就学期は、「一時預かり事業」内に 含めています。	令和5年度利用実績	955人				
	量の見込み(確保すべき量)	1,002人日	1,052人日			
	確保方策	1,021人日	1,092人日			
	確保不足数	充足	充足			
利用者支援に関する事業	令和5年度利用実績	6か所(基本型・特定型・母子保健型)				
利用者支援事業 (基本型)	量の見込み(確保すべき量)	3か所	3か所			
	確保方策	3か所	3か所			
	確保不足数	充足	充足			
利用者支援事業 (特定型)	量の見込み(確保すべき量)	1か所	1か所			
	確保方策	1か所	1か所			
	確保不足数	充足	充足			
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	量の見込み(確保すべき量)	1か所	1か所			
	確保方策	1か所	1か所			
	確保不足数	充足	充足			

※「児童育成拠点支援事業」については、現時点(令和7年3月)では事業の実施予定がないため、量の見込み等を設定しない。「妊娠等包括相談支援事業・乳児等通園支援事業・産後ケア事業」については、計画の中間見直しに際し、見込み量の算出を行うものとする。

		令和7年度	令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考	
妊婦に対して健康診査を実施する事業 (妊婦健診)	令和5年度利用実績	16,005人回							
	量の見込み(確保すべき量)	17,408人回	17,216人回		17,088人回	17,040人回	17,024人回	実施場所:都内指定医療機関 実施体制:各医療機関で実施 一般健康診査: ○初回 【問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液検査(血液型(ABO、Rh)、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体)、梅毒(梅毒血清反応検査)、B型肝炎(HBs抗原検査)、C型肝炎、風疹(風疹抗体価検査)】 ○2回目以降 【問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、その他選択項目(1項目選択;クラミジア抗原、経腹超音波、HTLV-1抗体、血糖、貧血、B群溶連菌、NST(ノン・ストレス・テスト))】 ○子宮頸がん検診(子宮頸部細胞診検査) ○超音波検査(経腹)	
	確保方策	20,672人回	20,444人回		20,292人回	20,235人回	20,216人回		
	確保不足数	充足	充足		充足	充足	充足		
乳児家庭全戸訪問事業	令和5年度利用実績	1,283人回							
	量の見込み(確保すべき量)	1,052人	1,040人		1,032人	1,029人	1,028人	実施機関:武蔵野市健康課 委託団体等:助産師 ※令和5年度利用実績は延べ回数	
	確保方策	1,052人	1,040人		1,032人	1,029人	1,028人		
	確保不足数	充足	充足		充足	充足	充足		
養育支援訪問事業	令和5年度利用実績	18人							
	量の見込み(確保すべき量)	23人	23人		23人	23人	23人	実施機関:武蔵野市子ども家庭支援センター 委託団体等:助産師、社会福祉士*、ペアレントトレーナー他	
	確保方策	23人	23人		23人	23人	23人		
	確保不足数	充足	充足		充足	充足	充足		
実費徴収に係る補足給付を行う事業	令和5年度利用実績	550人							
	確保方策	600人	600人		600人	600人	600人		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	令和5年度利用実績	340人(年間延べ利用人数)							
	確保方策	360人	360人		360人	360人	360人	市内施設:吉祥寺子どもの家、森のようちえん、ハーモニー 市外施設:キッズデュオインターナショナル三鷹、アオバジャパンバイリンガルプリスクール、キンダーガルテンなのはな園、南沢シュタイナー子ども園	
子育て世帯訪問支援事業	令和5年度利用実績	—							
	量の見込み(確保すべき量)	28人	29人		30人	31人	31人	実施機関:武蔵野市子ども家庭支援センター 委託団体等:NPO法人ひまわりママ、(公財)武蔵野市シルバー人材センター*(公財)武蔵野市福祉公社*	
	確保方策	28人	29人		30人	31人	31人		
	確保不足数	充足	充足		充足	充足	充足		
親子関係形成支援事業	令和5年度利用実績	—							
	量の見込み(確保すべき量)	20人	20人		20人	20人	30人	● 0123吉祥寺、0123はらっぱで実施します。 ● 桜堤児童館での実施を目指します。	
	確保方策	20人	20人		20人	20人	30人		
	確保不足数	充足	充足		充足	充足	充足		

付表・用語説明

付表 1 子ども・子育て支援施設一覧(類型別施設整備計画)

付表 2 各事業と武藏野市子どもの権利条例の関係

用語説明

付表
1

子ども・子育て支援施設一覧 (類型別施設整備計画)

施設名	提供する行政サービス	所在地	構造	建物階数	延床面積	開設年度	竣工年度(最新)	築年数(2024年基準)
0123吉祥寺	子育てひろば	吉祥寺東町2-29-2	RC造	地上2階 地下1階	522.76m ²	1992年度	1992年度	32年
0123はらっぱ	子育てひろば	八幡町1-3-24	木造一部 RC造	地上2階	889.08m ²	2001年度	2000年度	24年
すくすく泉	子育てひろば一時預かり小規模保育	吉祥寺本町3-27-17	木造	地上1階	159.40m ²	2014年度	2014年度	10年
南保育園	保育 一時預かり	吉祥寺南町3-6-15	RC造	地上2階	830.55m ²	1956年度	1968年度	56年
境保育園	保育	境4-11-3	RC造	地上2階	1044.61m ²	1969年度	1996年度	28年
境南保育園	保育	境南町5-1-1	RC造	地上2階	809.10m ²	1973年度	1972年度	52年
吉祥寺保育園	保育	吉祥寺北町5-11-51	RC造	地上2階	791.29m ²	1948年度	1985年度	39年
一小こどもクラブ	放課後児童クラブ	吉祥寺本町4-17-16 第一小学校校庭内	S造	地上2階	435.71m ²	1974年度	2021年度	3年
二小こどもクラブ	放課後児童クラブ	境4-2-15 第二小学校校舎内	S造	地上4階	307.68m ²	1979年度	1967年度	57年
三小こどもクラブ 第一	放課後児童クラブ	吉祥寺南町2-35-6第 三小学校隣接	RC造	地上2階	98.00m ²	1966年度	1976年度	48年
三小こどもクラブ 第二・第三	放課後児童クラブ	吉祥寺南町2-35-9第 三小学校校舎内	RC造	地下1階 地上2階	159.74m ²	1966年度	1974年度	50年
四小こどもクラブ	放課後児童クラブ	吉祥寺北町2-4-5第 四小学校校舎内	RC造	地下1階 地上4階	208.80m ²	1979年度	1972年度	52年
五小こどもクラブ	放課後児童クラブ	閑前3-2-20 第五小学校校舎内	RC造	地下1階 地上3階	234.20m ²	1963年度	1972年度	52年
大野田こどもクラブ	放課後児童クラブ	吉祥寺北町4-11-37 大野田小学校校庭内	RC造	地下1階 地上5階	291.00m ²	1967年度	2004年度	20年
境南こどもクラブ 第一・第二	放課後児童クラブ	境南町2-27-18 境南小学校校庭内	S造	地上1階	220.77m ²	1972年度	2010年度	14年
境南こどもクラブ 第三・第四・第五	放課後児童クラブ	境南町2-27-27 境南小学校校舎内	RC造	地下1階 地上4階	199.90m ²	1972年度	1975年度	49年
本宿こどもクラブ 第一・第二	放課後児童クラブ	吉祥寺東町4-1-9本 宿小学校校舎内	RC造	地下1階 地上4階	187.90m ²	1980年度	1978年度	46年
千川こどもクラブ 第一・第二	放課後児童クラブ	八幡町3-5-25 千川小学校校庭内	RC造	地上2階	166.65m ²	1976年度	1996年度	28年
千川こどもクラブ 第三	放課後児童クラブ	八幡町3-5-25 千川小学校校舎内	RC造	地下1階 地上3階	42.00m ²	1976年度	1996年度	28年
井之頭こどもクラブ	放課後児童クラブ	吉祥寺本町3-27-19 井之頭小学校校舎内	RC造	地下1階 地上4階	287.70m ²	1981年度	1974年度	50年
閑前南こどもクラブ 第一・第三	放課後児童クラブ	閑前3-37-24 閑前南小学校隣接	S造	地上2階	162.94m ²	1984年度	1983年度	41年
閑前南こどもクラブ 第二	放課後児童クラブ	閑前3-37-26 閑前南小学校校庭内	S造	地上1階	124.37m ²	1984年度	2018年度	6年
閑前南こどもクラブ 第四	放課後児童クラブ	閑前3-37-26 閑前 南小学校校舎内	S造	地上2階	74.52m ²	1984年度	2024年度	1年

利用状況	整備計画	5年以内の改修費用見込み(千円)
令和5(2023)年度の子どもの一日平均来館者数は、0123吉祥寺が37.7人、0123はらっぱが76.1人であり、多くの親子に利用されている。 (令和2年度から利用者を市民に限定している。)	保全改修計画に基づき、令和11(2029)年度に大規模改修工事を行う。 保全改修計画に基づく令和13(2031)年度に大規模改修工事実施に向け、改修内容の検討等を行う。	105,708 23,133
小規模な施設ながら、保育定員11名に加え、令和5(2023)年度の一日当たりの平均親子利用組数は、子育てひろばで16.6組、一時預かりで5.3組と、利用度は高い。	施設の長寿命化に向け、今後も適切な維持管理を行う。	4,046
令和6(2024)年5月20日時点で市立保育園の利用者は386名(定員は402名)、子ども協会立保育園・こども園の利用者は606名(定員は585名)である。待機児童対策のため、定員の弾力化を行っている。 市立南保育園、子ども協会立境南第2保育園、桜堤保育園、北町保育園において一時預かり(一時保育)事業を実施し、令和5年度は4,040件の利用があり、利用数は増加傾向である。	市立南保育園については、令和3(2021)年度に策定した「武蔵野市立南保育園、武蔵野市子ども協会立東保育園の整備方針」について、両保育園の建替え時期を数年程度延期するとともに、今後の保育需要の動向を見据えつつ見直しを行い、整備方針を新たに策定します。 武蔵野市保全改修計画に基づき、令和11(2029)年度に大規模改修工事を行う。 昭和47年建築、令和14(2032)年に築後60年を迎える境南保育園については、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画に基づき、必要な施設更新の方法を検討する。 武蔵野市保全改修計画に基づき、令和8(2026)年度に大規模改修工事を行う。	233,438 141,905
平成29(2017)年度より子ども協会に委託化され、地域子ども館事業としてあそべえと一体運営化した。 令和5(2023)年度の市全体の定員は1,500名、入会児童数1,568名(令和5(2023)年4月1日時点)で入所率は、104.5%である。待機児童対策のため、定員の弾力化を行っている。 二小、関前南小及び境南小では、入所児童数が増加したことから、令和6(2024)年度にクラブ室を整備し支援の単位を増やした。 学童クラブ入会希望者数は増加の一途にあり、今後も増設が必要な学区が出てくると考えられるが、学校内空き教室の不足から、学童クラブ室の確保についても困難が生じつつある。	保全部位の劣化状況を毎年調査し、随時劣化改修を行っていく。 武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、第二小学校改築工事を行う予定である。改築時に複合化を前提に検討を進める。 保全部位の劣化状況を毎年調査し、随時劣化改修を行っていく。 学校の整備計画に準ずる。	1,887
校庭開放・教室開放・図書室開放の開放事業を行っている。平成29(2017)年度より子ども協会に委託化され、地域子ども館事業として学童クラブと一緒に運営化した。	学校の整備計画に準ずる。 武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、令和7(2025)～令和9(2027)年度に第五小学校改築工事を行う予定である。改築時に複合化する。 学校の整備計画に準ずる。	5,604
令和5(2023)年度の年間利用数合計は438,855人で、教室開放128,225人、校庭開放300,981人(うち早朝112,329人)、図書室開放9,649人である。事業開始から21年を経過し、武蔵野市の放課後施策としての認知度も高く、利用児童数も増加傾向にある。また、各地域子ども館において、関係者や地域の方を構成員とする地域子ども館推進会議を定期的に開催し、地域子ども館事業への理解を深め、地域ぐるみでの子どもの見守りにつなげている。	保全部位の劣化状況を毎年調査し、随時劣化改修を行っていく。 学校の整備計画に準ずる。 武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、また、第一中学校の改築に合わせ、令和8(2026)～令和10(2028)年度に井之頭小学校改築工事を行う予定である。改築時に複合化する。 保全部位の劣化状況を毎年調査し、随時劣化改修を行っていく。 保全部位の劣化状況を毎年調査し、随時劣化改修を行っていく。 学校の整備計画に準ずる。	1,949

施設名	提供する行政サービス	所在地	構造	建物階数	延床面積	開設年度	竣工年度(最新)	築年数(2024年基準)
桜野こどもクラブ第一A・第一B・第一C	放課後児童クラブ	桜堤1-8-19 桜野小学校校舎内	RC造	地上3階	237.00m ²	1966年度	2014年度	10年
桜野こどもクラブ第二	放課後児童クラブ	桜堤1-8-19 桜野小学校校舎内	RC造	地上3階	200.00m ²	1966年度	2010年度	14年
桜野こどもクラブ第三	放課後児童クラブ	桜堤1-8-19 桜野小学校校舎内	RC造	地上4階	58.80m ²	1966年度	1977年度	47年
一小あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺本町4-17-16第一小学校校庭内	RC造	地上4階	74.40m ²	2003年度	1968年度	56年
二小あそべえ	放課後子供教室	境4-2-15 第二小学校校舎内	S造	地上4階	60.45m ²	2003年度		57年
三小あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺南町2-35-6 第三小学校隣接	RC造	地上2階	96.32m ²	2002年度		48年
四小あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺北町2-4-5 第四小学校校舎内	RC造	地上4階	61.35m ²	2003年度		52年
五小あそべえ	放課後子供教室	関前3-2-20 第五小学校校舎内	RC造	地上4階	60.45m ²	2003年度		52年
大野田あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺北町4-11-37 大野田小学校校庭内	RC造	地下1階 地上5階	139.32m ²	2004年度		20年
境南あそべえ	放課後子供教室	境南町2-27-27 境南小学校校舎内	RC造	地下1階 地上4階	213.89m ²	2002年度		49年
本宿あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺東町4-1-9 本宿小学校校舎内	RC造	地下1階 地上4階	61.10m ²	2003年度		46年
千川あそべえ	放課後子供教室	八幡町3-5-25 千川小学校校庭内	RC造	地下1階 地上4階	151.70m ²	2004年度		28年
井之頭あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺本町3-27-19 井之頭小学校校舎内	RC造	地下1階 地上4階	67.50m ²	2002年度		50年
関前南あそべえ	放課後子供教室	関前3-37-26 関前南小学校校舎内	RC造	地上4階	76.48m ²	2003年度		53年
桜野あそべえ	放課後子供教室	桜堤1-8-19 桜野小学校校舎内	RC造	地上3階	98.00m ²	2004年度		23年
桜堤児童館	児童館	桜堤2-1-29	RC造	地上2階	592.44m ²	1983年度		42年
市立自然の村	自然体験施設	長野県南佐久郡川上村大字川端下547番地1	木造	地上2階 (中央棟) 地上1階 (キャビン棟他)	2570.69m ²	1982年度		43年

利用状況	整備計画	5年以内の改修費用見込み(千円)
	学校の整備計画に準ずる。	
	学校の整備計画に準ずる。	
	学校の整備計画に準ずる。	
	保全部位の劣化状況を毎年調査し、随時劣化改修を行っていく。	
	武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、第二小学校改築工事を行う予定である。改築時に複合化を前提に検討を進める。	
	武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき令和11(2029)～令和12(2030)年度に第二小学校改築工事を行う予定である。改築時に複合化を前提に検討を進める。	
	学校の整備計画に準ずる。	
	武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、令和7(2025)～令和9(2027)年度に第五小学校改築工事を行う予定である。改築時に複合化する。	
	学校の整備計画に準ずる。	
	武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、境南小学校改築工事を行う予定である。改築時に複合化を前提に検討を進める。	
	学校の整備計画に準ずる。	
	令和8(2026)年に築30年を迎えるため、令和11(2029)年度に大規模改修工事を行う予定である。	
	武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、また、第一中学校の改築に合わせ、令和8(2026)～令和10(2028)年度に井之頭小学校改築工事を行う予定である。改築時に複合化する。	
	学校の整備計画に準ずる。	
	学校の整備計画に準ずる。	
	桜堤地区的乳幼児・児童の増加に伴い、利用者数も増加している。(年間利用者数令和2(2020)年度 25,345人、令和3(2021)年度 31,447人、令和4(2022)年度 35,610人、令和5(2023)年度40,598人)	保全改修計画に基づき、令和6(2024)年度に大規模改修に向けた実施設計を行い、令和7(2025)年度に大規模改修工事を行う。
		188,977
	武蔵野市在住・在勤・在学の方及び隣接市(三鷹市、小金井市、西東京市)在住の方が原則として利用することができる。寒冷地であるため、11月から3月までは原則第2・第4土曜日のみの開村としている。野外活動施設として施設・設備は簡素であるが、低料金で利用できることもあり、ハイキング、自然観察、天体観察等を目的にコロナ禍前には年間5千人以上の利用者がいた。武蔵野市から自動車で3時間半程度かかる場所であるが、利用促進のため、年11回程度週末の利用促進バスを運行している。 市及び青少年問題協議会地区委員会が共催するむさしのジャンボリー事業で利用しているほか、野外活動センターでは、親子キャンプ、天体観望会等に利用している。	令和8(2026)～令和9(2027)年度に延命化も視野に、大規模改修工事を行う予定である。令和6年度に大規模改修に向けた基本設計を行い、令和7(2025)年度には実施設計を作成する。
		448,448

付表
2

各施策と武蔵野市子どもの権利条例の関係

第六次子どもプラン武蔵野の関係性と武蔵野市子どもの権利条例

令和5(2023)年4月に施行された「武蔵野市子どもの権利条例」では、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画を定めることとし、「子どもプラン武蔵野」を当該計画に位置付けています。

また、本条例の第1条(目的)では、「権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域等の一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくる」と定めています。推進計画である「子どもプラン武蔵野」の各事業を実施することで、この目的が達成されることを目指します。

施策名	第2章 保障すべき 子どもの権利		第3章 子どもの権利を 保障するための役割	第4章 子どもを支える 人々への支援	第5章 子どもにやさしい まちづくりの推進	第6章 子どもの 安全と安心の確保	第7章 子どもの 権利擁護の仕組み
基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり							
(1)子どもの権利を保障する取組みの推進	●		●		●	●	●
(2)子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築	●		●	●	●	●	●
(3)それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援	●		●	●	●	●	●
(4)児童虐待の未然防止と対応力の強化			●	●	●	●	●
(5)福祉専門職の配置による相談支援体制の強化			●	●	●		
基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援							
(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化			●	●	●		
(2)保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備			●	●	●	●	●
(3)小学生の放課後施策の充実			●	●	●	●	●
(4)ライフステージの特性に応じた食育の推進			●	●	●	●	●
(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討			●	●	●	●	●
(6)子育てに関する手続きのオンライン化とワンストップ化の推進			●				
基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実							
(1)まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進			●	●	●	●	
(2)保育人材等の確保、定着と育成			●	●			
(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成			●	●	●	●	●
(4)子どもに安全・安心なまちづくり			●	●	●	●	●
(5)若者の健やかな成長と社会的自立の支援			●	●	●	●	●
基本施策4 子どもの「生きる力」を育む							
(1)幼児教育の質の向上と小学校教育との円滑な接続			●	●			
(2)青少年健全育成事業の充実	●		●	●	●	●	●
(3)子どもの体験・学習機会の充実			●	●	●		
(4)全ての学びの基盤となる資質・能力の育成			●	●	●	●	
(5)多様性を生かし、市民性を育む教育	●		●	●	●	●	●
(6)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実			●	●	●	●	●
(7)不登校対策の推進と教育相談の充実			●	●	●	●	●
基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備							
(1)教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求			●	●			
(2)質の高い教育を維持するための人材の確保と育成			●	●			
(3)学校と地域との協働体制の充実			●	●	●	●	
(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保			●	●		●	
(5)学校給食の取組みの継続と発展			●	●		●	
(6)持続可能な部活動のあり方の検討			●	●	●	●	

1

用語説明

P.	用語	ふりがな	説明
あ行			
79、 98、 99、 108、 110、 112	ICT	あいしーていー	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI(人工知能)、ビッグデータ、IoT(モノのインターネット)、クラウド等の技術があり、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等のソフトウェア、SNS等のサービスを含める場合がある。近年は、ICTの推進に代わり、DXという言葉が一般的に使われるようになった。
13、 39、 40、 41、 45、 90、 91、 92、 99	生きる力	いきるちから	各学校で教育課程を編成する際の基準として文部科学省が定める学習指導要領の理念。具体的には、「確かな学力(知)」、「豊かな人間性(徳)」、「健康・体力(体)」の3つのバランスがとれた力のことを指す。本市では、学校教育に加え、幼児教育や青少年健全育成の場面においても、同理念に基づいた各種事業を実施する。
75	(一財) 武蔵野市給食・ 食育振興財団	(いちざい)むさしのし きゅうしょく・しょく いくしんこうざいだん	学校給食の適正円滑な供給により、その充実振興を図り、児童生徒及び市民の食育の推進に寄与することを目的として、平成22(2010)年3月に設立された一般財団法人で、市立小・中学校の学校給食の調理等を行っている。
10、 52、 69、 70、 77、 106	医療的ケア児	いりょうてきけあじ	日常生活及び社会生活を営むために、恒常に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。
52	医療的ケア児 コーディネーター	いりょうてきけあじ こーでいねーたー	医療的ケア児等の家族からの相談や保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関につなぐ役割を担う。
106	インクルーシブ教育	いんくるーしぶきょう いく	障害者の権利に関する条約(日本は平成26(2014)年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある人と障害のない人が共に学び共生社会の実現を目指すもの。障害のある人が教育制度一般から排除されること、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
106	インクルーシブ教育 システム	いんくるーしぶきょう いくしすても	障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重しあい、多様なあり方を相互に認めあえる共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みのこと。
86	SNS	えすえぬえす	「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。個人に限らず企業や自治体の情報発信の手段としても広まっている。
74	SDGs	えすでいじーず	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動等、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようするための17の国際目標。
か行			
59	外国人市民	がいこくじんしみん	外国籍を有する本市在住・在勤・在学の市民に加え、日本国籍を有していても文化的背景等が外国にある市民等を広く含む。武蔵野市多文化共生推進プランにおいて定義した。

P.	用語	ふりがな	説明
113	学校運営協議会機能	がっこううんえいきょう うぎかいきのう	教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関を有する機能。平成29(2017)年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されている。学校運営協議会には、主に以下のとおり3つの役割がある。 ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる
99、 100、 110	学校司書	がっこうしょ	学校図書館法に規定され、本市が小中学校に配置している非常勤職員。学校図書館の環境整備、子どもたちが利用する際の支援や授業での活用の補助を行う。これまで以上に教職員や児童生徒のニーズに対応できるよう、令和5(2023)年度に「学校図書館サポートー」から名称変更とともに勤務時間を拡大した。
78	学校110番	がっこうひゃく とうばん	通報装置を設置し、ボタンを押すと電話回線を通じて警視庁通信司令本部に自動通報が入り、警察官の緊急配備が可能になるシステムのこと。
14	家庭と子どもの 支援員	かていとこどものしえん いん	不登校傾向の児童生徒に対し、学校の教職員の指導のもと、地域人材や大学生等の有償ボランティアが登校支援、保健室等での話し相手や学校生活の支援等を行っている。令和4(2022)年度から、教室以外の居場所で不登校傾向の児童生徒を継続的に支援できるように市の会計年度任用職員を配置し、教職員やスクールソーシャルワーカー、派遣相談員等と連携して児童生徒の支援を行っている。
86	CAP ワークショップ	きやっぷわーく しょっぷ	子どもがあらゆる暴力から自分を守る方法を学ぶ参加型学習プログラム。
15、 111	教育アドバイザー	きょういく あどばいざー	本市では、経験の少ない教員の授業を直接観察し、指導・助言を行うことを目的として、学校教育に関して高い専門性を持つ元校長を6名配置している(令和6(2024)年11月1日現在)。指導法の改善について支援するほか、個々の教員が抱える悩み等の教育相談も行っている。
50、 109	教育支援センター	きょういくしえん せんたー	幼児期から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる機関で、本市の教育委員会で設置。来所、電話での相談に加え、小中学校への教育相談員(心理士)の派遣も行う。大野田小学校内にあり、不登校児童生徒への支援を行うチャレンジルームを併設している。なお、日本語指導等を行う帰国・外国人教育相談室は、第四中学校内に分離して設置している。
85	刑法犯認知件数	けいほうはんにんち けんすう	警察において発生を認知した刑法犯の数のこと。
15、 110	クラウド	くらうど	クラウド(cloud)とは直訳で「雲」を意味し、情報通信分野では「クラウドコンピューティング」の略称として、データやアプリケーション等をネットワーク経由で利用する仕組みを指す。自治体で導入されるクラウドは、自治体クラウドとも呼ばれ、住民基本台帳・税務・福祉等の情報システムやデータを、庁舎内でなく外部のデータセンターで管理・運用し、通信回線を経由して複数の自治体で共同利用する取組みを指す。経費の削減、セキュリティ水準の向上、被災時の業務継続等の効果が見込まれている。
75	健康づくり支援 センター	けんこうづくりしえん せんたー	子どもから高齢者まで生涯を通じて健康な市民を増やしていくことを目的として開設。市民公募の健康づくり推進員による健康情報の提供や、健康づくり人材バンクの活用等により、広く市民の健康づくりを支援している。平成21(2009)年10月に(財)武蔵野健康開発事業団に移管された。
65	(公財)武蔵野市 子ども協会	(こうざい)むさしのし こどもきょうかい	武蔵野市全域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、育児等における子育ての支援を行い、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とした団体。

P.	用語	ふりがな	説明
129	(公財)武蔵野市福祉公社	(こうざい)むさしのしふくしこうしゃ	昭和55(1980)年12月に任意団体として設立。財団法人を経て、平成25(2013)年4月に公益財団法人となった。高齢者や障害者が住み慣れた環境でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉全体の向上を図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。
96、104	(公財)武蔵野文化生涯学習事業団	(こうざい)むさしのぶんかしょうがいがくしゅうじぎょうだん	市の指定管理者として芸術文化・スポーツ・生涯学習施設の管理運営を行っている。 「(公財)武蔵野文化事業団」と「(公財)武蔵野生涯学習振興事業団」が令和4(2022)年4月1日に合併し、新たに「(公財)武蔵野文化生涯学習事業団」となった。
129	(公社)武蔵野市シルバー人材センター	(こうしゃ)むさしのしるばーじんざいせんたー	定年退職後等において臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
106	合理的配慮	ごうりてきはいりょ	障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが求められている。 合理的配慮は、障害者差別解消法に定められた社会的障壁を除くための取組みであるが、施行当初は行政機関等にのみ義務化されており、事業者については努力義務であった。 同法律は令和3(2021)年5月に改正され、令和6(2024)年4月以降は事業者においても合理的配慮の提供は義務化された。
94	心のバリアフリー	こころのぱりあふりー	障害のある人や子育て中の、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁(バリア)を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
4、10、11、50、51	子育て世代包括支援センター	こそだてせだいほうかつしえんせんたー	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を指す。センターの機能は①ワンストップ相談窓口において、妊娠婦や子育て家庭の個別ニーズを把握したうえで、情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようにきめ細かく支援を行うこと、②地域の関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて社会資源の開発を行うことである。本市においては、令和3(2021)年度より、健康課母子保健係、子ども家庭支援センター、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の5ヵ所の連携により実施している。令和6(2024)年度にこども家庭センターへ移行した。
10、50、51	こども家庭センター	こどもかていせんたー	全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う体制。令和6(2024)年4月施行の改正児童福祉法により、「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」及び「子育て世代包括支援センター(母子保健)」の設立意義や機能を維持したうえで、一体的な組織として設置することが、市町村の努力義務となった。こども家庭センターでは、責任者であるセンター長をトップとした指揮命令系統を確立し、児童福祉・母子保健の両分野の専門職が一体的に支援を行うことが求められる。
2、3、122	子ども・子育て支援新制度	こども・こそだてしえんしんせいど	子どもの育ちや子育てへの適切な支援を行い、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的として平成27(2015)年4月より始まった制度で、以下の3点を推進する。 ①教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の普及促進 ②保育施設等の設置の促進、小規模保育(グループ保育)等に対する新たな財政支援を通じた待機児童の解消と、職員の人材確保や待遇の改善による教育・保育の「質」の改善 ③地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)や一時預かり(一時保育、預かり保育)事業等、地域における子育て支援に関する様々なサービスの充実

P.	用語	ふりがな	説明
2、3、87	こども大綱	こどもたいこう	こども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めたもの。 これまで別々に作成・推進してきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めている。
65	こども誰でも通園制度	こどもだれでもつうえんせいど	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。令和7(2025)年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8(2026)年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される。
4、13、35、41、46、47、48、49、103	子どもの権利	こどものけんり	全ての子どもが心身ともに健康に育つために必要とされる権利で、生まれながらに持っている権利。子どもの権利は、平成元(1989)年に国連で採択された「子どもの権利条約」に定められており、子どもを保護の対象としてではなく、一人の人間として認め、権利の主体として捉えている。武蔵野市では、この条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、令和5(2023)年4月1日に「武蔵野市子どもの権利条例」が施行された。
80	子ども・コミュニティ食堂	こども・こみゅにていしょくどう	地域の子どもやその保護者等が気軽に立ち寄り、無料または少額で提供される栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組み。一般には「子ども食堂」と呼ばれるが、コミュニティづくりを目的とした「コミュニティ食堂」という側面もあることから、本市ではこうした取組みを「子ども・コミュニティ食堂」と総称している。
87	こどもまんなか社会	こどもまんなかしゃかい	こども大綱により示された、目指すべき社会のこと。 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会とされている。
86	子どもを守る家	こどもをまもるいえ	子どもたちが身の危険を感じた時に一時的に緊急避難できる場所として、青少協地区委員会とともに設置したもの。 協力世帯には、『子どもを守る家』ステッカーの掲出をお願いしており、犯罪抑止力としての効果も期待される。平成10(1998)年より実施。
67、73、80	コミュニティセンター	こみゅにていせんたー	コミュニティづくりの拠点として設置された公設民営の多目的施設。昭和51(1976)年に境南コミュニティセンターが第1号館として開設。現在は分館等3館を含め市内に19館が設置されている。16のコミュニティ協議会(有志の地域住民で組織された公共的団体)が各地域の特性に応じた施設の運営や、コミュニティづくりのための事業をボランティアで行っている。
67	collabono コミセン親子ひろば	こらぼのこみせんおやこひろば	コミュニティセンターを会場とした、就学前の親子が自由に遊び、ちょっとした疑問や悩み、情報交換等、おしゃべりしながら過ごせる「コミセン親子ひろば」のうち、子育て支援団体やボランティアなど地域の方によって運営されるひろば。
さ行			
15、110	市講師	しこうし	教員の負担を軽減するとともに、児童生徒に対して個に応じたきめ細かい指導を行うことを目的に市が独自で任用する者(教員免許所有者)。教員と協力し、または教員の指示の下で授業を行う。

付表・用語説明

P.	用語	ふりがな	説明
2、7	次世代育成支援対策推進法	じせだいいくせいしゃいんたいさくすいしんほう	急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、国の行動計画策定指針と地方公共団体、事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律。(平成15(2003)年7月施行、平成17(2005)年度から10年間の時限立法であったが、指針の内容を充実・強化し、令和7(2025)年3月31日まで10年間延長された。)
2、52、60、61	児童相談所	じどうそうだんじょ	児童福祉法にもとづいて設置され、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々等、相談者を問わない。
10、50、51	児童発達支援センター	じどうはったつしんせんたー	障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業等の事業所や障害児を受け入れている保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児に対する理解を深めるための活動を行う等、当該地域における障害児支援の中核を担う施設。 令和2(2020)年度に、みどりのこども館を児童発達支援センター化し、療育の質の向上と相談支援の充実を図っている。
12、85、86	市民安全パトロール隊	しみんあんぜんぱとろーるたい	地域を熟知した市民によって結成されたパトロール隊で、市長より任命された隊員が市内の防犯活動を行う。登下校の時間帯等に、パトロール隊のジャンパー又はベストを着用して見守り等を行う。
129	社会福祉士	しゃかいふくし	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術を持って、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。
51	(社福)武藏野	(しゃふく)むさしの	福祉サービスを必要としている方の基本的人権を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう支援することを目的として、平成4(1992)年に設立された団体。市内の福祉サービス提供事業所として児童から障害のある方、高齢の方まで、ライフステージにあわせた様々な事業を開催している。
58、67	(社福)武藏野市民社会福祉協議会	(しゃふく)むさしのしみんしゃかいふくしきょうぎかい	福祉サービスを必要としている方の基本的人権を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう支援することを目的として、平成4(1992)年に設立された団体。市内の福祉サービス提供事業所として児童から障害のある方、高齢の方まで、ライフステージにあわせた様々な事業を開催している。
76、78、93	市立自然の村	しりつしぜんのむら	昭和57(1981)年7月に開設した、長野県川上村にある野外体験施設。当初より、むさしのジャンボリーの会場として利用されてきた。近年、一般利用による市民保養所的な利用も増え、平成16(2004)年には500ミリの天体望遠鏡が寄贈され、平成18(2006)年からの冬季一部開設等とあわせ有効活用の幅が広がることで、自然体験活動の拠点としてこれまでの位置づけより広い範囲での利用が増えてきている。
63	人材育成基本方針	じんざいいくせいきほんほうしん	長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針のこと。地方公共団体に策定が求められており、本市では第五期長期計画に基づき、平成24(2012)年に策定し、その後も長期計画の改訂にあわせて、同方針の改訂も行っている。直近では令和6(2024)年に改訂を行った。
50、108、109	スクールソーシャルワーカー	すくーるそーしゃるわーかー	個々の子どもたちへの直接的な支援をするとともに、日常生活を営むうえで生じる様々な問題について、学校、家庭、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職。
58、88	生活困窮者	せいかつこんきゅうしゃ	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

P.	用語	ふりがな	説明
55	生活困難層	せいかつこんなんそう	令和5(2023)年度に実施した「武藏野市子ども・子育てに関するアンケート調査」において採用した、生活困難度を表す区分。当該アンケート調査の集計結果に基づき、(ア)収入(世帯収入から見た困難)、(イ)家系の逼迫(家計から見た困難)、(ウ)体験や所有物の欠如(子どもの体験や所有物の欠如)の3つの指標のうち、1つ以上が該当した場合に定めている。
83、93、104	青少年問題協議会地区委員会	せいしうねんもんだいきょうぎかいちくいんかい	青少年問題協議会(略称:青少協)は、地方青少年問題協議会法及び市の条例に基づき市長の附属機関として設置され、青少年施策について調査・審議し、市長や関係行政機関に意見を述べる機関。青少年に関する関係行政機関、地域団体等で構成している。地区委員会は、その協議会のもとに市立小学校の12の学区域ごとに設置されている組織で、むさしのジャンボリー、美化活動、地域パトロール、おまつり、運動会など青少年の健全育成のための様々な活動を行っている。
104	セカンドスクール	せかんどすくーる	市立小学校5年生と中学校1年生が、普段の学校生活(ファーストスクール)では得難い自然体験や生活体験を補完するという意味で、子どもたちが都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動。教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として、小学校4年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施。
66、68、76、78、94	0123施設	ぜろいちにさんしせつ	0歳から3歳児までの乳幼児とその保護者を対象に、親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊び、子育てについて学びあう施設。自由な遊びを通して子どもの発達を促進するほか、親同士の交流・学習を目的とした講座や催し、子育てについての相談・情報提供等の子育て支援を行っている。「0123吉祥寺」と「0123はらっぱ」の2施設がある。(公財)武藏野市子ども協会によって管理運営されている。
88	ソーシャルファーム	そーしゃるふあーむ	働くことに様々な困難を抱える方が、必要な支援(サポート)を受けて、他の従業員等とともに働くことができる会社のことを指す。この「会社」とは、一般的な会社と同様に、自律的な経営を行う会社のこと。
39、46、47、48、49	育ち学ぶ施設	そだちまなぶしせつ	市内にある、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設のこと。
た行			
94	多文化共生	たぶんかきょうせい	国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいう。在留外国人の増加・多国籍化や多様性・包摂性のある社会実現の動き等を踏まえ、総務省が地方公共団体に対して多文化共生推進に係る指針・計画の策定を要請したことを受け、本市においても日本人と外国人がともに理解し、尊重しあい、活躍できる環境の整備を図るために、令和4(2022)年度に武藏野市多文化共生推進プランを策定した。
118	地域移行	ちいきいこう	部活動における地域移行とは、地域の多様な団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替して生徒の活動機会を確保するもの。文部科学省が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン」で、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとされている。本市では拙速な地域移行は行わず、学校を中心とした着実な地域連携を図り、持続可能な部活動のあり方を検討していく。
69、75	地域型保育事業	ちいきがたほいくじぎょう	子ども・子育て支援新制度における市町村による認可事業。小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)の4種類がある。

P.	用語	ふりがな	説明
11、 23、 72	地域子ども館事業	ちいきこどもかんじ ぎょう	小学生の放課後等(早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中)を充実させる施策。地域の小学生が学校内の教室や校庭、図書室を安全な居場所として好きな時に来て、好きな時間だけ過ごせる自由来所型の施設であるあそべえと、保護者の就労や疾病等により放課後に適切な監護が受けられない児童が、放課後の過ごし方を身につけるための施設であるこどもクラブ(学童クラブ)からなる。
67	地域社協	ちいきしゃきょう	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支えあいの体制づくりを目指して設置された組織。市内13地域で結成されている。正式名称は「地域福祉活動推進協議会」。
104	地域コーディネーター	ちいき こーでいねーたー	学校と地域とが一体となった教育を推進するため、学校と地域を結ぶ窓口役として、全市立小中学校(小学校12校・中学校6校)に各校1名(全18名)ずつ配置した人材。 学校からの「地域の力を借りて授業を行いたい」といった依頼に対し、支援する地域人材(ボランティア)のコーディネートや連絡調整等を、PTAや開かれた学校づくり協議会、青少年問題協議会等と協力しながら行う。
14	チャレンジルーム	ちゃれんじるーむ	本市では、不登校児童生徒への支援を行うチャレンジルームを教育支援センターに併設している。学習や集団活動等を通して自主性を養い、社会的自立につながるよう支援を行っている。
83	中学生・高校生リーダー制度	ちゅうがくせい・こう こうせいりーだーせい ど	武蔵野市内在住・在学の中学生および高校生を対象とした事業。登録者に対し、むさしのジャンボリーなど市が開催する事業や、その他市内で開催しているイベントの情報提供を行い、これらの活動への参加を通じて地域活動への関心を深め、様々な世代の人々とのつながりを形成し、将来の地域活動の担い手として活躍できる人材を育成することを目的としている。
102、 104	長期宿泊体験活動	ちょうきしゅくはく たいけんかつどう	セカンドスクール及びプレセカンドスクールをいう。
77、 82、 110	DX	でいーえっくす	デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であり、一般的に「DX」と略される。 本市では、第七次総合情報化基本計画において、DXを「市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげること」と定義している。
99	デジタル・シティズンシップ教育	でじたる・していざん しつぶきょういく	ICTを使うことが当たり前の社会に求められる「態度や知識・技能を身に付けること」を目指した取組み。市として、態度的側面についてはICTを活用する際の課題やその理由を考え、正しい行動に向かう態度等、知識的側面についてはデジタル社会における法の理解等、技能的側面についてはICTを活用した課題解決能力等、と整理した。
81	テンミリオンハウス	てんみりおんはうす	地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組みに対し、市が年間1,000万(ten-million)円を上限とした運営費補助等の活動支援を行う。現在、市内に7か所開設されている。
86	都市公園	としこうえん	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する都市計画施設である公園または緑地、及び都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園または緑地。
96、 99	土曜学校	どようがっこ	学校休業日の土曜日等に開催する、子どもたちの「生きる力」を育むための体験活動を中心とするプログラム。対象は小学生、中学生。算数の面白さを知る講座、理科の実験・研究を行う講座、スポーツ教室、野外活動の森林体験教室、武蔵野地域五大学と連携した講座等を展開し、子どもたちの生涯学習へのきっかけづくりの場を提供する。平成14(2002)年度からの完全学校週5日制の導入により、実施している。

P.	用語	ふりがな	説明
な行			
11、 16、 20、 69、 70、 71、 122、 123	認可外保育施設	にんかがいほいく しせつ	児童を保育する施設で、児童福祉法に基づく基準を満たした「認可保育所」または子ども・子育て支援新制度で新たに位置づけられた「地域型保育事業」以外の保育施設のこと。認証保育所やベビーホテル等がある。
は行			
109	派遣相談員	はけんそうだんいん	教育支援センターの教育相談員(心理士)で、小・中学校に週1回派遣している。学級担任やコーディネーターに対する助言を行うほか、児童生徒や保護者からの相談に応じている。このほか、都のスクールカウンセラーが週1回小・中学校へ派遣されている。
10、 50、 52	ハビット	はびっと	心身の発達に何らかの心配がある子どもに対する早期からの支援と、障害のある子どもを育てる親の不安を軽減するため専門スタッフが相談支援を行う施設。
78	BCP	びーしーぴー	「Business Continuity Plan (事業継続計画)」の略。災害時に行行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
33、 83、 87、 88、 92	ひきこもり	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしていてもよい)を指す現象概念。
15、 113、 116	開かれた学校づくり 協議会	ひらかれたがっこう づくりきょうぎかい	社会に開かれた教育課程の理念のもと、学校と家庭・地域の連携等、学校運営に関して広く議論し、地域の特色を生かした学校づくりを進める協議会。令和7(2025)年度からは、学校運営の基本方針の承認や、教員任用に関する意見の提出等、法に基づく学校運営協議会の機能を持つ。委員は、校長、地域コーディネーター、保護者、地域関係者、学識経験者等。
97	二俣尾・武蔵野市民の森	ふたまたお・むさしの しみんのもり	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、地域の相互交流が図れるよう、武蔵野市、(公財)東京都農林水産振興財団、山林所有者とで協定をむすび、青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取り組んでいる。
34、 93	プレーパーク	ぶれーぱーく	自分の責任で自由に遊ぶことを基本に、身近な素材を使っていろいろなことができる遊び場。平成20(2008)年7月より、境冒険遊び場公園で実施され、現在では大野田公園、松籟公園でも実施している。NPO法人「プレーパークむさしの」が運営し、子どもたちが自由な発想で、自由に遊べる場として活動している。
12、 80	ベビーカー貸出し サービス「ベビ吉」	べびーかーかしだし さーびす「べびきち」	吉祥寺駅周辺でベビーカーの貸出しを無料で行うサービス。貸出されたベビーカーは、店舗外に自由に持ち出しき、親子で吉祥寺のまち歩きを楽しむことができる。 市立中学生による市長への提言をもとに、試行事業を経て、平成28(2016)年度にサービスを開始した。令和7(2025)年3月時点で、貸出し窓口4か所、合計貸出し台数17台。愛称は「ベビ吉」。
65、 66、 127	保育コンシェルジュ	ほいくこんしょるじゅ	子どもの預け先等、各家庭の相談を受けながら、保育士の専門性を生かして家庭の事情と希望にあった認可保育所、認可外保育施設、幼稚園等の様々な保育サービスの情報提供を行う担当者。
11、 69	保育アドバイザー	ほいくあどばいざー	平成20(2008)年から配置されている、保育の質の維持・向上を目的とした、各認可保育所・認可外保育施設への訪問指導や公立保育所の経営層への指導・相談業務等を行う担当者。

P.	用語	ふりがな	説明
11、69	保育のガイドライン	ほいくのがいどらいん	本市における保育の質の水準。平成22(2010)年2月に策定された第三次子どもプラン武蔵野の重点的取組みとして掲げている「認可保育所における保育の質の維持・向上と効率的運営の取組み」の一つとして、武蔵野市保育のガイドライン検討委員会を設置して定めた。
73、125	放課後子供教室	ほうかごどもきょうしつ	文部科学省が主導する、放課後や週末等に、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の人々の参加を得て「学び・遊び・体験・交流」など様々な取組みを推進する事業。本市では「地域子ども館あそべえ」で実施している。
10、52	放課後等 デイサービス	ほうかごとう でいさーびす	児童福祉法第6条の2の2第3項に規定される障害児通所支援サービス。就学している障害児を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行う。
59	母子・父子自立支援員	ぼし・ふしじりつ しえんいん	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定され、ひとり親家庭等の生活全般についての相談や就業等の自立に必要な支援を行う者。
12、85、86	ホワイトイーグル	ほわいといーぐる	市民生活の安全を確保するために設置された安全パトロール隊で、市内において、青色回転灯を装備した車両により、市内のパトロール活動を行う。小中学校、子ども施設等を対象とした立ち寄り警戒や公園、福祉関係施設等を対象とした周辺警戒を実施する。平成14(2002)年度開始。
ま行			
10、50、51	みどりのこども館	みどりのこどもかん	心身の発達に気がかりなところがある子どもとその保護者への相談・支援をする「相談部ハピット」、通園施設「通園部ワイズ」が連携をとりながら、乳幼児期を中心に一貫した発達支援を行っている施設。また、地域開放型施設として、おもちゃを通して親子でのびのび遊ぶ場「おもちゃのぐるりん」を併設している。
13、49、96	むさしの エコreゾート	むさしのえこりぞーと	市役所北側にある旧武蔵野クリーンセンターのプラットホームと事務所棟をリノベーションして整備した環境啓発施設。令和2(2020)年11月に開館し、地球温暖化、ごみ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など様々な環境分野について啓発を行っている。
14	むさしの クレスコーレ	むさしのくれすこーれ	武蔵野市教育委員会がNPO法人に事業を委託して行う、居場所機能や相談機能を重視した学校に行かない・行けない中学生が自由に過ごせる居場所・学びの場。
5、76、77	武蔵野市公共施設等 総合管理計画	むさしのしこうきょう しせつとうそうごうか んりけいかく	少子高齢化の進行に伴い、税収の増加が見込めないこと、社会保障関連費が増加すること等、将来の財政状況が厳しいことが予測される中、これまで整備してきた公共施設・都市基盤施設の多くが更新時期を迎えるにあたり、計画的な整備・更新を行うため、全ての公共施設・都市基盤施設を俯瞰する基本的な方針を定めた計画。平成29(2017)年2月に策定。
13、99	武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針	むさしのしがくしゅう しゃようこんびゅー たかつようししん	武蔵野市の児童生徒の実情を鑑み、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見を蓄積し、教職員の習熟を図るために、児童生徒がタブレット端末を使用できる環境を整備し、令和3(2021)～5(2023)年度に試行実施したうえで本市としての学習者用コンピュータ活用の指針を定めるもの。
97	むさしの自然観察園	むさしの しぜんかんさつえん	身近な自然の回復・保全を目的に、昆虫や小動物の繁殖等、自然環境に触れ学ぶ場として、平成17(2015)年7月にオープンした施設。
81	武蔵野市バリア フリー基本構想	むさしのしばりあ ふりーきほんこうそう	主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進についての取組みを示したもの。令和4(2022)年3月策定。

P.	用語	ふりがな	説明
13、104、105	武蔵野市民科	むさしのしみんか	本市で進めてきた「市民性を高める教育」(シティズンシップ教育)をさらに充実・発展させるために、「自立」「協働」「社会参画」の視点から、総合的な学習の時間、「特別の教科 道徳」、特別活動、各教科等の内容を教科横断的に組み合わせた単元を編成し、「武蔵野市民科」として実施する。小学校5年生～中学校3年生が対象。平成29(2017)年度から検討をはじめ、モデルカリキュラムを作成した。各学校で単元指導計画を作成し、令和3(2021)年度から本格実施している。
12、59、78、92、93	むさしの ジャンボリー事業	むさしのじゃんぼりー じぎょう	市内在住の小学校4～6年生を対象に、青少年問題協議会地区委員会と市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する2泊3日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、自立心、創造性、豊かな心を育むことを目的としている。
89	武蔵野地域五大学	むさしのちいき ごだいがく	平成5(1993)年2月、武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を設置した。各大学の資源を活用し、市民向けに生涯学習の場「武蔵野地域自由大学」を開学している。「武蔵野地域五大学共同講演会」、「武蔵野地域五大学共同教養講座」、「武蔵野市寄付講座」等を実施している。
96	武蔵野ふるさと 歴史館	むさしのふるさと れきしかん	文化財の保護普及を行い、旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な歴史資料を収集、収蔵、研究、公開し、武蔵野市域の歴史と文化を学ぶことができる博物館と、歴史公文書等の選別、収蔵、公開を行う公文書館の役割を併せ持つ施設。博学連携事業に取組み、市内の小中学校との教育連携を行っている。平成26(2014)年12月開館。
32、89、94	武蔵野プレイス	むさしのぶれいす	武蔵境のまちづくりの推進の一環として、「図書館」「生涯学習支援」「青少年活動支援」「市民活動支援」の4つの機能を持ち、幅広い年代の方が交流する「場」として、地域社会の活性化を深める公共施設。平成23(2011)年7月開館。(公財)武蔵野文化生涯学習事業団に指定管理委託をしている。
や行			
86	閻バイト	やみばいと	SNSやインターネット掲示板等で、仕事の内容を明らかにせずに、短時間で著しく高額な報酬を受け取れる等と甘い言葉で誘い、特殊詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯等、犯罪組織の使い捨てとなる実行者を「アバイト」と称して募集しているもの。また、それを実行するもののこと。
2、56、57、88、109	ヤングケアラー	やんぐけあらー	ヤングケアラーとは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義され、国・地方公共団体が各種支援に努めるべき対象としている。
106	ユニバーサル デザイン	ゆにばーさるでざいん	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能のように、利用者本位、人間本位の考え方立って、快適な環境とするようデザインすること。
ら行			
99、100	ラーニング・コモンズ	らーにんぐこもんず	本来は図書館等に設けられる総合的な自主学習のための環境で、ICT機器や学習スペース等を備え、従来からある書籍の閲覧だけでなく、グループ学習や討論会など様々な学習形態の活用に対応するためのスペース。本市の改築後の学校においては、従来の学校図書館やパソコン教室に、多目的室の機能等を加えた総称として用い、学習の中心として位置づけることを検討している。
17、66、67、76、77、78、120、126	利用者支援事業	りょうしゃしえん じぎょう	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つ。子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

P.	用語	ふりがな	説明
65	レスパイト	れすぱいと	レスパイト(respite)は、休息、息抜き という意味。子育てにおいては、保護者を一時的に子育てから解放し、肉体的にも精神的にも余裕を生み出す目的(レスパイト・リフレッシュ目的)での一時預かり事業の利用を促進すること等は、保護者自身のためだけでなく、普段保育所等を利用しないような家庭の状況を把握する点でも重要であるとされている。
わ行			
81、110	ワーク・ライフ・バランス	わーく・らいふ・ばらんす	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

参考資料

参考資料1 武蔵野市子ども施策推進本部設置要綱

参考資料2 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例

参考資料3 武蔵野市子ども施策推進本部委員名簿

参考資料4 第六次子どもプラン武蔵野策定のあゆみ

参考資料5 第六次子どもプラン武蔵野施策体系図(事業一覧)

武藏野市子ども施策推進本部設置要綱

平成20年11月20日要綱第36号

改正

- 平成21年4月1日
- 平成21年12月1日
- 平成23年4月1日要綱第40号
- 平成24年1月1日要綱第53号
- 平成24年10月1日要綱第201号
- 平成26年4月1日要綱第105号
- 平成26年6月23日要綱第185号
- 平成29年4月1日要綱第30号
- 平成29年4月1日要綱第75号
- 平成31年4月1日要綱第2号
- 令和元年7月12日要綱第69号
- 令和2年4月1日要綱第27号
- 令和3年4月1日要綱第2号
- 令和4年4月1日要綱第85号

武藏野市子ども施策推進本部設置要綱

武藏野市子ども施策推進本部設置要綱（平成13年10月15日施行）の全部を改正する。

(設置)

第1条 武藏野市自治基本条例（令和2年3月武藏野市条例第2号）第23条第1項の規定により策定する武藏野市長期計画に基づき、子ども施策を効果的かつ戦略的に実施するため、武藏野市子ども施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子どもプラン武藏野（武藏野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。以下同じ。）の策定について必要な事項に関すること。
- (2) 武藏野市子どもプラン推進地域協議会及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 子どもプラン武藏野の実施状況の点検、評価及び公表に関すること。
- (4) 子ども施策の推進のために必要な横断的連携体制の構築及び連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども施策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長1人及び副本部長2人を置き、本部長は市長とし、副本部長は子ども家庭部を

担任する副市長及び教育長とする。

- 2 本部長は、会務を統括し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副市長である副本部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議の議長は、本部長とする。
- 3 推進本部が必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 推進本部に部会を設置する。

- 2 部会は、推進本部に付議する事項及び推進本部で協議した事項の実施に関して必要な協議を行う。
- 3 部会は、子ども部会及び教育部会とし、それぞれ別表第2及び別表第3に掲げる職にある者で構成する。
- 4 部会が必要と認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会長)

第7条 部会に部会長を置き、子ども部会にあっては子ども家庭部長の職にある者を、教育部会にあっては教育部長の職にある者をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代行する。

(ワーキングスタッフ)

第8条 部会の協議に必要な資料の作成その他部会の補佐をするため、部会にワーキングスタッフを置くことができる。

- 2 ワーキングスタッフは、部会の構成員がその所属する職員のうちから指名する。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、子ども家庭部子ども子育て支援課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年11月20日から適用する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則（平成21年12月1日）

この要綱は、平成21年12月1日から適用する。

付 則（平成23年4月1日要綱第40号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成24年1月1日要綱第53号）

この要綱は、平成24年1月1日から適用する。

付 則（平成24年10月1日要綱第201号）

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日要綱第105号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年6月23日要綱第185号）

この要綱は、平成26年6月23日から施行する。

付 則（平成29年4月1日要綱第30号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日要綱第75号）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成31年4月1日要綱第2号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和元年7月12日要綱第69号）

この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第27号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和3年4月1日要綱第2号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則（令和4年4月1日要綱第85号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

市長
副市長
教育長
総合政策部長
市民部長
市民部市民活動担当部長
環境部長
健康福祉部長
子ども家庭部長
都市整備部長
教育部長

別表第2（第6条関係）

子ども家庭部長
総合政策部企画調整課長
市民部産業振興課長
市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長
環境部緑のまち推進課長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部障害者福祉課長
健康福祉部健康課長
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
子ども家庭部子どもも子育て支援課長
子ども家庭部子どもも子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長
子ども家庭部子どもも育成課長
子ども家庭部子どもも育成課保育施策調整担当課長
子ども家庭部児童青少年課長
都市整備部まちづくり推進課長

別表第3（第6条関係）

教育部長
教育部統括指導主事
教育部教育企画課長
教育部指導課長
教育部教育支援課長
教育部教育支援課教育相談支援担当課長
教育部生涯学習スポーツ課長
教育部生涯学習スポーツ課スポーツ推進担当課長

武藏野市子どもプラン推進地域協議会条例

平成26年9月29日条例第23号

改正

令和5年3月22日条例第6号

武藏野市子どもプラン推進地域協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、武藏野市子どもプラン推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(所管事項)

第3条 協議会は、法第72条第1項各号に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子どもプラン（武藏野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。）に関する事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる委員20人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員の人数は若干人とし、委員の中から会長が協議会に諮って指名する。

3 専門部会は、協議会により付議された事項について調査審議し、その結果を協議会に報告する。

4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によりこれらを定める。

5 前条の規定は、専門部会に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、第4条の規定により委嘱する委員の最初の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（武藏野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 武藏野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武藏野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（令和5年3月22日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

武蔵野市子ども施策推進本部委員名簿

役職	職名	氏名
本部長	市長	松下 玲子 ^{*1}
本部長	市長	小美濃 安弘 ^{*2}
副本部長	副市長	伊藤 英穂
副本部長	教育長	竹内 道則 ^{*1}
副本部長	副市長	恩田 秀樹 ^{*1}
本部員	副市長	荻野 芳明 ^{*2}
本部員	総合政策部長	吉清 雅英
本部員	市民部長	田川 良太
本部員	市民部市民活動担当部長	毛利 悅子
本部員	環境部長	大塚 省人 ^{*1}
本部員	環境部長	関口 道美 ^{*2}
本部員	健康福祉部長	山田 剛
本部員	子ども家庭部長	勝又 隆二
本部員	都市整備部長	荻野 芳明 ^{*1}
本部員	都市整備部長	大塚 省人 ^{*2}
本部員	教育部長	藤本 賢吾 ^{*1}
本部員	教育部長	真柳 雄飛 ^{*2}

※1 令和6（2024）年3月31日まで

※2 令和6（2024）年4月1日就任

第六次子どもプラン武蔵野策定のあゆみ

日程	曜日	会議等	内容
令和5年度 5月30日	火	第1回 子ども・ 教育合同部会	第六次子どもプラン武蔵野の策定概要、第四期学校教 育計画の策定概要
6月5日	月	第1回 推進本部会議	第六次子どもプラン武蔵野の策定概要、第四期学校教 育計画の策定概要
7月18日	火	第2回 推進本部会議	主要な論点、子どもの権利部会の設置について
8月2日	水	第2回 子ども・ 教育合同部会	主要な論点、子どもの権利部会の設置について
8月18日	金	第1回 Teensムサカツ	「お互いを知る」 年間テーマ及びプログラム概要について、マッピング を通した小テーマの抽出
8月24日	木	第1回 推進地域協議会	武蔵野市子どもプラン推進地域協議会、主要な論点に ついて
8月24日	木	第1回 推進地域協議会 子どもの権利部会	子どもの権利条例を踏まえた子ども施策の総合的推進 について
9月18日	月	第2回 Teensムサカツ	「考える（練習編）」 ワークショップ①「デザイン思考を学ぼう」
9月26日	火	第3回 子ども・ 教育合同部会	基本理念・基本的な考え方、アンケート調査実施につ いて
10月22日	日	第3回 Teensムサカツ	「考える（実践編）」 ワークショップ②「『こんな場があったらいいな』を考えよう」
11月10日	金	第3回 推進本部会議	基本理念・基本的な考え方、アンケート調査実施につ いて
11月27日	月	第2回 推進地域協議会	基本理念・基本的な考え方、アンケート調査実施につ いて
11月27日	月	第2回 推進地域協議会 子どもの権利部会	子どもの権利の周知及び学習機会の確保について
12月10日	日	第4回 Teensムサカツ	「出会う」 施設見学、アンケート調査、ゲストインタビュー
1月5日	金	子ども子育て・青少年・ ひとり親に関する アンケート調査	調査期間：令和6年1月5日（金）～1月26日（金）
1月10日	水	第4回 子ども・ 教育合同部会	第六次子どもプラン武蔵野 施策体系図（案）について
1月23日	火	第4回 推進本部会議	第六次子どもプラン武蔵野 施策体系図（案）について

日程	曜日	会議等	内 容
1月30日	火	第3回 推進地域協議会	第六次子どもプラン武蔵野 施策体系図（案）、子ども・若者向け及び関係団体向け意見聴取について
1月30日	火	第3回 推進地域協議会 子どもの権利部会	子どもの意見表明・参加について
2月12日	月	第5回 Teensムサカツ	「深める」 武蔵野市子どもの権利条例及び子どもプラン武蔵野について ワークショップ③「市政への提案を作ろう」
2月13日	火	関係団体向けアンケート	期間：2月13日（火）～2月28日（木）
2月19日	月	第5回 子ども・教育合同部会	アンケート回収率（速報）、子ども・若者向け及び関係団体向け意見聴取について
3月1日	金	第5回 推進本部会議	アンケート回収率（速報）、子ども・若者向け及び関係団体向け意見聴取について
3月10日	日	第6回 Teensムサカツ	「伝える」 市政提案会「『こんな場があつたらいいな』を伝えよう」開催した
3月13日	水	第1回 若者向け意見聴取	開催：トライ式高等学院 吉祥寺校
3月18日	月	第2回 若者向け意見聴取	開催：NPO法人文化学習共同ネットワーク フリースクール コスモ
3月28日	木	第4回 推進地域協議会	第六次子どもプラン武蔵野 施策体系図について
令和6年度	5月16日	木	第3回 若者向け意見聴取 開催：武蔵野大学 武蔵野キャンパス
	5月25日	土	第4回 若者向け意見聴取 開催：NPO法人文化学習共同ネットワーク 交流スペース Link
	5月30日	木	第1回 子ども・教育合同部会 各種アンケート調査・意見聴取結果、第六次子どもプラン武蔵野（中間のまとめ）案について
	6月4日	火	第1回 推進本部会議 各種アンケート調査・意見聴取結果、第六次子どもプラン武蔵野（中間のまとめ）案について
	7月1日	月	第1回 推進地域協議会 各種アンケート調査・意見聴取結果、第六次子どもプラン武蔵野（中間のまとめ）案について
	7月1日	月	第1回 推進地域協議会 子どもの権利侵害に関する相談・救済について
	7月30日	火	第2回 子ども・教育合同部会 ニーズ量の見込みと確保方策、武蔵野市子どもの権利条例の反映、第四期学校教育計画の反映について
	8月1日	木	第2回 推進本部会議 ニーズ量の見込みと確保方策、武蔵野市子どもの権利条例の反映、第四期学校教育計画の反映について
	8月26日	月	第2回 推進地域協議会 ニーズ量の見込みと確保方策、武蔵野市子どもの権利条例の反映、第四期学校教育計画の反映について

日程	曜日	会議等	内 容
8月26日	月	第2回 推進地域協議会 子どもの権利部会	武蔵野市子どもの権利条例の反映について
9月26日	木	第3回 子ども・教育合同部会	第六次子どもプラン武蔵野（中間のまとめ）及び意見聴取について
10月8日	火	第3回 推進地域協議会	第六次子どもプラン武蔵野（中間のまとめ）及び意見聴取について
10月21日	月	第3回 推進本部会議	第六次子どもプラン武蔵野（中間のまとめ）及び意見聴取について
11月15日	金	子ども向けヒアリング	ヒアリング：11月15日（金）～12月13日（金） 計10回
11月15日	金		第六次子どもプラン武蔵野（中間のまとめ）公表 パブリックコメント：11月15日（金）～12月13日（金）
11月22日	金	第1回 市民意見交換会	開催：武蔵野スイングホール スカイルーム
12月1日	日	第2回 市民意見交換会	開催：武蔵野商工会館 市民会議室
12月1日	日	第3回 市民意見交換会	開催：武蔵野市役所 811会議室
1月17日	金	第4回 子ども・教育合同部会	第六次子どもプラン武蔵野（案）について
1月30日	木	第4回 推進本部会議	第六次子どもプラン武蔵野（案）について
2月3日	月	第4回 推進地域協議会	第六次子どもプラン武蔵野（案）について
2月17日	月	第5回 推進本部会議	第六次子どもプラン武蔵野について
3月		第六次子どもプラン武蔵野 公表	

第六次子どもプラン武蔵野（中間まとめ）パブリックコメント等 概要

項目	開催日	開催場所	意見
市民意見交換会	11月22日（金）午後7時～8時30分 12月1日（日）午前10時～11時30分 12月1日（日）午後1時30分～3時	スイングホール スカイルーム 商工会館 市民会議室 市役所 811会議室	8名 37件

項目	実施期間	実施方法	意見
パブリックコメント	11月15日（金）～12月13日（金）	意見提出フォーム、Eメール、郵送、ファックス、持参	27件

第六次子どもプラン武蔵野施策体系図（事業一覧）

基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

事業番号／事業名			該当ページ／主管課
1-1 子どもの権利を保障する取組みの推進	1 武蔵野市子どもの権利条例の理解・普及啓発	48 子ども子育て支援課、市民活動推進課、指導課	
	2 子どもの権利に関する学習機会の確保	49 子ども子育て支援課、指導課	
	3 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	49 子ども子育て支援課、環境政策課、指導課	
	4 子どもの権利侵害に関する相談・救済	49 子ども子育て支援課	
1-2 子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築	5 子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築	51 子ども子育て支援課、障害者福祉課、健康課、教育支援課	
	6 保健センター増築・複合施設の整備	51 健康課、障害者福祉課、子ども子育て支援課、教育支援課	
	7 障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもへの支援体制の強化	51 障害者福祉課、子ども子育て支援課、健康課、教育支援課	
	8 子育てひろばと母子保健事業の連携強化	52 子ども子育て支援課	
	9 子ども支援に関する庁内連携の推進	52 子ども子育て支援課	
	10 民生委員・児童委員との連携の推進	52 地域支援課	
	11 障害児通所事業の質の向上	52 障害者福祉課	
	12 医療的ケア児、重症心身障害児など特別な支援が必要な障害児への支援体制の整備	52 健康課、障害者福祉課、子ども育成課、児童青少年課、教育支援課	
	13 乳幼児発達相談・発達健診	52 健康課	
	14 幼児教育・保育における発達に心配のある子どもや保護者への支援	52 子ども育成課	
	15 妊婦等包括相談支援事業・妊娠のための支援給付	53 健康課	
	16 妊産婦に対して健康診査を実施する事業	53 健康課	
	17 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	53 健康課	
	18 産後ケア(宿泊型・日帰り型・訪問型)事業	53 健康課	
	19 ゆりかごむさしの面接	53 健康課	
	20 乳幼児健康診査	53 健康課	
	21 こうのとり学級	53 健康課	
	22 妊娠や出産に関する相談(マタニティ安心コール)	53 健康課	
	23 ゆりかごむさしのフェスティバル	53 健康課	
	24 育児学級(離乳食教室・健診後フォロークラス)	53 健康課	
	25 育児相談(ベビーサロン)	54 健康課	
	26 親支援グループミーティング事業	54 健康課	
	27 乳幼児歯科相談	54 健康課	
	28 未熟児養育医療給付事業	54 健康課	
	29 医療機関等との連携強化	54 健康課	
	30 小児・周産期救急医療の充実	54 健康課	
1-3 それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援	31 子どもの貧困対策の推進	57 子ども子育て支援課	
	32 ケアを必要とする家族がいる家庭全体への包括的な支援のあり方の検討	58 子ども子育て支援課、地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課、子ども育成課、児童青少年課、指導課、教育支援課	
	33 生活困窮者学習支援事業	58 生活福祉課	
	34 生活困窮世帯への支援	58 生活福祉課	

■:重点事業

35 次世代育成支援プログラム	58 生活福祉課
36 子育て家庭への経済的支援の実施	58 子ども子育て支援課
37 障害のある子どもとその家庭への経済的支援の実施	58 障害者福祉課、子ども子育て支援課
38 就学援助費制度の実施	58 教育支援課
39 市営住宅・福祉型住宅の子育て世帯用の住宅支援の実施	58 住宅対策課
40 (社福)武蔵野市民社会福祉協議会による経済的支援の実施	58 地域支援課
41 ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実	59 子ども子育て支援課
42 障害のある子どものきょうだい児への支援	59 障害者福祉課
43 外国人市民への支援	59 多文化共生・交流課、教育支援課
44 養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業	61 子ども子育て支援課
45 児童虐待・養育困難家庭への支援の強化	61 子ども子育て支援課
46 子育て家庭への総合相談事業	61 子ども子育て支援課
47 子育て支援ネットワーク事業	61 子ども子育て支援課
48 虐待予防の強化	62 健康課、子ども子育て支援課
49 配偶者等暴力被害者支援	62 子ども子育て支援課、市民活動推進課
50 福祉専門職の配置による相談支援体制の強化	63 人事課

基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

事業番号／事業名		該当ページ／主管課
2-1 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	51 多様なニーズに対応した保育事業の実施	65 子ども育成課
	52 利用者支援事業	66 子ども子育て支援課、健康課、子ども育成課
	53 地域子育て支援拠点事業	66 子ども子育て支援課
	54 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	66 子ども子育て支援課
	55 子育て短期支援事業(ショートステイ)	66 子ども子育て支援課
	56 産前・産後支援ヘルパー事業	66 子ども子育て支援課
	57 子育て支援団体への支援のあり方の検討	67 子ども子育て支援課
	58 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	67 子ども子育て支援課、子ども育成課
	59 子育てひろばと共に助による子育て支援の充実	67 子ども子育て支援課、地域支援課
	60 多胎児支援の充実	67 子ども子育て支援課
	61 幼稚園や保育所における子育て支援事業の充実	67 子ども育成課
	62 子ども・子育て情報発信の充実	67 秘書広報課、子ども子育て支援課
	63 親支援事業の充実	68 子ども子育て支援課
	64 親と子の広場等の開催	68 生涯学習スポーツ課

2-2 保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備	65	保育の質の維持・向上のための取組み	69	子ども育成課
	66	指導検査の実施	70	子ども育成課
	67	リスクマネジメントへの取組み	70	子ども育成課
	68	希望する保育施設へ入所できる施策の推進	70	子ども育成課
	69	医療的ケア児の保育の体制整備	70	子ども育成課
	70	延長保育事業(時間外保育事業)	70	子ども育成課
	71	一時預かり事業(預かり保育・一時保育)	70	子ども育成課
	72	病児・病後児保育事業	70	子ども育成課
	77	保育に関する適正な費用負担のあり方の検討	71	子ども育成課
	74	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	73	児童青少年課
2-3 小学生の放課後施策の充実	75	地域子ども館あそべえ(放課後子供教室)の充実	73	児童青少年課
	76	地域子ども館こどもクラブ(学童クラブ)の充実	73	児童青少年課
	77	地域子ども館と関係機関の連携の推進	73	児童青少年課
	78	専門相談員による巡回相談の実施	73	児童青少年課
	79	地域子ども館の利用者や地域住民への周知の推進	73	児童青少年課
	80	民間学童クラブへの支援	73	児童青少年課
	81	食育担当課連絡会議	75	健康課
	82	クックパッドによる食情報発信	75	健康課
	83	健康づくり支援センターにおける食育事業	75	健康課
	84	乳幼児健康診査・発達相談における食育の取組み	75	健康課
2-4 ライフステージの特性に応じた食育の推進	85	こうのとり学級、育児学級(離乳食教室)、乳幼児歯科相談における食育の取組み	75	健康課
	86	ゆりかごむさしのフェスティバルにおける食育の啓発	75	健康課
	87	保育施設等における子どもの食環境に関する啓発の推進	75	子ども育成課
	88	夏休み親子教室における食育の取組み	75	産業振興課
	89	子ども・子育て支援施設のあり方検討	77	子ども育成課、児童青少年課
	90	市立保育園の役割・あり方の検討	77	子ども育成課
	91	市立保育園・子ども協会立保育園の改築・改修計画の推進	77	子ども育成課
	92	民間認可保育所の改築・改修への支援	77	子ども育成課
	93	桜堤児童館における子ども・子育て支援機能の充実	77	児童青少年課
	94	地域子ども館あそべえ・学童クラブの改築・改修計画の推進	77	児童青少年課
2-5 子ども・子育て支援施設のあり方検討	95	市立自然の村の保全及びキャビン更新の検討	78	児童青少年課
	96	地域子育て支援拠点施設における災害時の連絡体制の強化	78	子ども子育て支援課
	97	災害時等における保育所の役割の検討	78	子ども育成課
	98	0123施設の今後のあり方の検討	78	子ども子育て支援課
	99	子どもに関する手続きのオンライン化の推進	79	子ども子育て支援課
	100	子どもに関する手続きのワンストップ化の推進	79	子ども子育て支援課

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

事業番号／事業名		該当ページ／主管課
3-1 まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進	101 特に支援が必要な子育て世代への外出支援 102 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 103 子ども・コミュニティ食堂等の子どもの居場所の支援 104 世代間交流による地域のつながりと支え合いの推進 105 ワーク・ライフ・バランスの取組みの推進 106 こうのとりベジタブル事業 107 公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進 108 公園・緑地の新設と拡充 109 子育て世代へのスポーツに親しむ機会の提供	80 子ども子育て支援課、交通企画課 80 子ども子育て支援課 80 子ども子育て支援課 81 高齢者支援課 81 市民活動推進課、産業振興課、子ども子育て支援課 81 産業振興課 81 まちづくり推進課 81 緑のまち推進課 81 生涯学習スポーツ課 82 子ども育成課 82 児童青少年課 82 子ども子育て支援課 83 子ども子育て支援課 83 児童青少年課 83 児童青少年課 83 地域支援課 84 生涯学習スポーツ課 86 安全対策課 86 児童青少年課、安全対策課 86 交通企画課、道路管理課 86 交通企画課 86 緑のまち推進課 88 児童青少年課、生活福祉課 88 児童青少年課 88 産業振興課 88 産業振興課 88 生活福祉課、産業振興課、障害者福祉課 89 健康課 89 生涯学習スポーツ課 89 生涯学習スポーツ課
3-2 保育人材等の確保、定着と育成	110 保育人材の確保・定着・育成 111 学童クラブ支援員の人材確保・育成 112 子ども家庭支援センター相談員の確保・育成 113 地域の子育て支援者の養成と活動を支える取組み	82 子ども育成課 82 児童青少年課 82 子ども子育て支援課 83 子ども子育て支援課 83 児童青少年課 83 児童青少年課 83 地域支援課 84 生涯学習スポーツ課 86 安全対策課 86 児童青少年課、安全対策課 86 交通企画課、道路管理課 86 交通企画課 86 緑のまち推進課 88 児童青少年課、生活福祉課 88 児童青少年課 88 産業振興課 88 産業振興課 88 生活福祉課、産業振興課、障害者福祉課 89 健康課 89 生涯学習スポーツ課 89 生涯学習スポーツ課
3-3 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成	114 青少年問題協議会地区委員会への市民の参加促進 115 中学生・高校生リーダー制度の充実(次世代の担い手の育成) 116 ボランティアキャンペーンの実施 117 スポーツ指導者の発掘・育成 118 様々なパトロール隊による登下校時等の見守りの推進 119 子どもの安全を守る取組み 120 交通安全施設の整備 121 自転車安全利用講習会・交通安全教室の実施 122 公園遊具の安全性の確保	83 児童青少年課 83 児童青少年課 83 地域支援課 84 生涯学習スポーツ課 86 安全対策課 86 児童青少年課、安全対策課 86 交通企画課、道路管理課 86 交通企画課 86 緑のまち推進課 88 児童青少年課、生活福祉課 88 児童青少年課 88 産業振興課 88 産業振興課 88 生活福祉課、産業振興課、障害者福祉課 89 健康課 89 生涯学習スポーツ課 89 生涯学習スポーツ課
3-4 子どもに安全・安心なまちづくり	123 円滑な社会生活・自立に向けた子ども・若者支援 124 子ども・若者を支援するあり方の検討 125 創業・事業承継の支援 126 ニーズ把握等を目的としたつながりの場づくり 127 就労に課題を抱える方への支援	88 児童青少年課、生活福祉課 88 児童青少年課 88 産業振興課 88 産業振興課 88 生活福祉課、産業振興課、障害者福祉課 89 健康課 89 生涯学習スポーツ課 89 生涯学習スポーツ課
3-5 若者の健やかな成長と社会的自立の支援	128 若年層健康診査・子宫がん検診等の実施 129 若者の生涯学習支援 130 未来をひらくはたちのつどい(実行委員会)	89 健康課 89 生涯学習スポーツ課 89 生涯学習スポーツ課

:重点事業

基本施策4 子どもの「生きる力」を育む

事業番号／事業名		該当ページ／主管課
4-1 幼児教育の質の向上と小学校教育との円滑な接続	131 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携強化 132 生きる力を育む幼児教育の振興 133 私立幼稚園への支援 134 家庭や地域社会に向けた幼児教育等に関する情報の発信、共通理解の促進 135 むさしのブックスタート事業 136 中学生・高校生世代等の居場所の充実 137 青少年の自然体験事業の実施 138 むさしのジャンボリー事業の充実 139 青少年善行表彰事業の実施 140 中高生世代ワークショップ等の実施 141 消費者教育の充実 142 心のバリアフリーの推進 143 薬物乱用防止対策の推進 144 平和啓発事業(子ども・青少年向け)の実施 145 青少年を対象とした国際交流事業の充実 146 武蔵野プレイスを活用した青少年支援事業の実施 147 中高生世代や若者と産業分野・産業団体との連携事業の検討 148 中高生世代が乳幼児と関わる場の創出 149 環境啓発施設における子どもへの環境啓発の推進 150 子どもが楽しむスポーツの推進 151 武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成 152 学校教育や地域団体との連携及び青少年への生涯学習機会の提供 153 関連団体の専門性を活かした芸術・文化体験の支援 154 子ども読書活動推進事業の充実 155 図書館による学校支援の推進 156 子どもの自然体験学習の推進 157 野菜栽培体験学習事業 158 夏休みごみ探検隊 159 アントレプレナーシップ(起業家精神)醸成の研究 160 学習の基盤となる言語能力・情報活用能力の育成 161 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 162 ICTを活用した教育の推進 163 実社会につながる理数教育の推進 164 体力向上や健康の保持増進の取組み 165 中央図書館と連携した読書活動 166 小中連携の推進	90 子ども育成課、指導課 91 子ども育成課 91 子ども育成課 91 図書館 93 児童青少年課 93 児童青少年課 93 児童青少年課 93 児童青少年課 94 産業振興課、生涯学習スポーツ課 94 障害者福祉課 94 健康課 94 市民活動推進課 94 多文化共生・交流課 94 生涯学習スポーツ課 94 産業振興課 94 児童青少年課 96 環境政策課 96 生涯学習スポーツ課 96 生涯学習スポーツ課 96 市民活動推進課、生涯学習スポーツ課 97 図書館 97 図書館 97 緑のまち推進課 97 緑のまち推進課 97 ごみ総合対策課 97 産業振興課 99 指導課 99 指導課 99 指導課 99 指導課・生涯学習スポーツ課 100 指導課 100 指導課・図書館 100 指導課

4-5 多様性を生かし、市民性を育む教育	167 自発的・自治的活動を通した意見表明・参加 168 人権教育・道徳教育の推進 169 生徒指導の改善 170 安心できる学校・学級風土づくり 171 学級活動の充実 172 異なる学年・学級等の交流の充実 177 地域と連携した学びの推進 174 探究的な学習過程による総合的な学習の時間の推進 175 武蔵野市民科の充実 176 文化・芸術等の専門家や外国人との交流 177 持続可能な長期宿泊体験活動の実施 178 インクルーシブ教育システムの構築 179 特別支援教育の充実 180 ICT活用や関係機関の連携による居場所づくり 181 教育相談体制の充実 182 専門機関との連携	103 指導課 103 指導課 103 指導課 103 指導課 103 指導課 104 指導課 104 指導課 104 指導課 104 指導課 106 教育支援課 106 教育支援課 108 教育支援課 109 教育支援課 109 教育支援課
----------------------	--	--

基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

事業番号／事業名	該当ページ／主管課
5-1 教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求	183 校務DXを中心とした働き方改革の推進 184 教員のやりがい支援(人材育成) 185 教育データの蓄積と活用 186 カリキュラム・マネジメントの推進
5-2 質の高い教育を維持するための人材の確保と育成	187 特色ある教育活動の充実 188 開かれた学校づくりの推進 189 地域学校協働活動の充実
5-3 学校と地域との協働体制の充実	190 学校改築の計画的な推進 191 既存学校施設の適切な維持管理 192 自校調理施設の整備
5-4 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	193 質の高い学校給食の取組み 194 地域と連携した部活動の推進
5-5 学校給食の取組みの継続と発展	
5-6 持続可能な部活動のあり方の検討	

第六次子どもプラン武蔵野

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課

電話：0422-60-1851(直通)

FAX：0422-51-9417



第六次 子どもプラン 武藏野

令和7年度 ▶ 令和11年度